メリット制事務処理手引

平成１９年１月

厚生労働省労働基準局

写

基発第0104001号
平成19年1月4日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

メリット制事務処理手引の作成について

平成13年７月19日付け基発第６５６号「メリット制事務処理手引の作成について」を別添のとおり改正したので、下記の主な改正点に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　労災保険率等の改定に対応させたこと。
2　建設の事業に係るメリット増減幅を最大±35%から±40%に拡大したことに対応させたこと。
3　石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫が特定疾病に加えられたことに対応させたこと。
4　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）において定める特別遺族給付金等に関する事項を追記したこと。
5　特例メリット制度の適用要件となる安全衛生措置として、平成19年３月31日から新たに「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」を追加することに対応させたこと。
6　いわゆる労災かくしが判明した場合の取扱いに関することを追記したこと。
7　その他、所要の字句の整理及び訂正等を行ったこと。

目　　次

メリット制の目的及び本手引について
法令の略称
非業務災害率等

Ⅰ　継続事業のメリット制

第1　継続事業のメリット制 ---------- 9
1　概要 ---------- 9
2　適用の対象となる事業 ---------- 10
(1) 事業の継続性 ---------- 10
(2) 事業の規模 ---------- 10
3　メリット収支率 ---------- 10
4　メリット増減率 ---------- 11
5　メリット労災保険率 ---------- 11
6　メリット計算の端数処理 ---------- 12
第2　継続事業のメリット制に係る事務処理 ---------- 13
1　事務処理の概要図 ---------- 13
2　概要 ---------- 14
(1)　継続メリット・マスターの作成 ---------- 14
(2)　継続メリット制新規・取消リストの審査確認 ---------- 14
(3)　継続メリット制適用事業場名簿の審査確認 ---------- 15
(4)　労災保険率決定通知書の作成 ---------- 15
(5)　継続メリット制算定基礎報告書の入力 ---------- 15
(6)　労働保険適用徴収システムとの関連 ---------- 15
3　事業分割に係る事務処理 ---------- 16
(1)　事業分割届甲票及び乙票の受理 ---------- 16
(2)　回送された事業分割届乙票の受理 ---------- 16
(3)　継続メリット制算定基礎報告書の作成・入力 ---------- 16
(4)　事業分割届乙票の確認印 ---------- 16
4　特例メリット制 ---------- 17
5　各種様式 ---------- 18
(1)　継続メリット制適用対象新規・取消リスト ---------- 18
(2)　継続メリット制適用事業場名簿 ---------- 22
(3)　継続メリット制算定基礎報告書 ---------- 27
(4)　労災保険率決定通知書 ---------- 42
(5)　事業分割届 ---------- 45
第3　継続事業のメリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い ---------- 47

1　継続メリット制適用の規模要件 ---------- 47
(1)　労働者数の算定方法 ---------- 47
(2)　最低労働者数の考え方 ---------- 47
(3)　第一種特別加入者の取扱い ---------- 48
2　メリット収支率 ---------- 48
(1) 分母の額 ---------- 48
(2) 分子の額 ---------- 48
(3) 特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金 ---------- 52
(4) 特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金 ---------- 54
(5) 第三者行為災害に係る給付等 ---------- 54
(6) その他のメリット収支率に算入しない給付等 ---------- 55
3　メリット収支率算定基礎の変更 ---------- 55
(1) 過誤払が判明した場合 ---------- 55
(2) 既に算定されたメリット収支率の訂正 ---------- 55
4　事業の単位等に係る特殊な取扱い ---------- 56
(1) 継続事業の一括 ---------- 56
(2) 業種区分の改定に伴う継続事業の一括の取消し ---------- 58
(3) 事業の分割 ---------- 59
(4) 事業の合併 ---------- 64
(5) 合算事業 ---------- 66
(6) 事業の種類の変更 ---------- 66
(7) 事業の移転 ---------- 68
(8) 事業の廃止 ---------- 68
5　石綿による疾病に係る保険給付等 ---------- 68

Ⅱ　一括有期事業のメリット制
第1　一括有期事業のメリット制 ---------- 69
1　概要 ---------- 69
2　適用の対象となる事業 ---------- 69
(1) 事業の継続性 ---------- 69
(2) 事業の規模 ---------- 69
3　メリット収支率 ---------- 69
4　メリット増減率 ---------- 69
5　メリット労災保険率 ---------- 69
第2　一括有期事業のメリット制に係る事務処理等、詳解及び特殊な場合の取扱い ---------- 71
1　継続メリット制との相違点 ---------- 71
(1) メリット制適用の要件 ---------- 71
(2) 事業分割の非適用 ---------- 71

(3) 特例メリット制の非適用 ---------- 71
(4) メリット増減率 ---------- 71
2 その他 ---------- 72

Ⅲ 有期事業のメリット制

第1 有期事業のメリット制 ---------- 73
1 概要 ---------- 73
2 適用の対象となる事業 ---------- 73
(1) 建設の事業 ---------- 73
(2) 立木の伐採の事業 ---------- 73
3 メリット収支率 ---------- 73
4 メリット増減率 ---------- 74
5 改定確定保険料額 ---------- 74
6 メリット計算の端数処理 ---------- 75
7 メリット増減幅の改正 ---------- 75
第2 有期事業のメリット制に係る事務処理 ---------- 76
1 事務処理の概要図 ---------- 76
2 概要 ---------- 77
(1) 「有期メリット識別コード」の入力 ---------- 77
(2) 識別コードの付与基準（目安） ---------- 77
(3) 有期メリット制適用事業の確定 ---------- 78
3 各種様式 ---------- 80
(1) 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿 ---------- 80
(2) 有期メリット<短期給付>データリスト ---------- 84
(3) 有期メリット<年金給付>データリスト ---------- 86
(4) 有期メリット<基準法相当額>データリスト ---------- 88
(5) 改定確定保険料決定通知書 ---------- 90
(6) 有期メリット制変更報告書 ---------- 93
第3 有期事業のメリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い ---------- 97
1 メリット収支率算定期間等 ---------- 97
(1) 算定の日 ---------- 97
(2) 算定方法 ---------- 97
2 メリット制の適用要件 ---------- 98
(1) 小規模の有期事業 ---------- 98
(2) 一括有期事業との関係 ---------- 98
3 一事業で種類の異なる工事がある場合 ---------- 99
4 確定保険料又は保険給付等の額等に変更があった場合 ---------- 99
(1) 確定保険料又はメリット収支率算定期間における保険給付等の額に変更があった場合 ---------- 99

(2) 労災かくしが判明した場合 ---------- 100
(3) 確定保険料申告書が提出されず、労働保険料の額を認定決定した場合 ---- 100

Ⅳ 特例メリット制

第1 特例メリット制 ---------- 101
1 概要 ---------- 101
2 適用の対象となる事業 ---------- 101
3 特例メリット制の適用期間 ---------- 102
4 特例メリット労災保険率 ---------- 102
(1) メリット収支率 ---------- 102
(2) 特例メリット増減率 ---------- 102
5 特例メリット制の改正 ---------- 103
第2 特例メリット制に係る事務処理 ---------- 104
1 事務処理の概要図 ---------- 104
(1)「快適職場推進計画による措置」の場合 ---------- 104
(2)「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」の場合 ---------- 105
2 概要 ---------- 106
(1) 安全衛生措置実施等の確認 ---------- 106
(2) 労災保険率特例適用申告書の受付 ---------- 108
(3) (1)及び(2)の書類が同時に提出された場合 ---------- 110
(4) 労災保険率特例適用申告書の機械処理 ---------- 110
(5) 労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿の審査確認 ---------- 111
(6) 労災保険率特例申告事業場名簿の審査確認 ---------- 111
3 各種様式 ---------- 112
(1) 安全衛生措置実施等確認申請書 ---------- 112
(2) 職場環境改善着手確認申請書 ---------- 116
(3) 計画届免除認定証 ---------- 117
(4) 労災保険率特例適用申告書 ---------- 118
(5) 労災保険率特例適用申告書入力・変更等事業場名簿 ---------- 122
(6) 労災保険率特例適用申告事業場名簿 ---------- 125
第3 特例メリット制の特殊な場合の取扱い等 ---------- 127
1 継続事業の一括が認可されている事業において講じられた安全衛生措置 --- 127
2 継続事業の一括の認可前に講じられた安全衛生措置（特例メリット制の適用の申告を行う場合は継続事業の一括が認可されている場合 ---------- 127
3 特例メリット制の適用申告後の保険関係の変更 ---------- 127
参考 特例メリット制の適用と中小企業事業主の範囲 ---------- 128

Ⅴ その他

第1 帳票入力業務に係る留意事項 ---------- 131

1　機械処理関係 ---------- 131
(1) 運用管理 ---------- 131
(2) データ破棄メッセージ（ＨＣメッセージ） ---------- 132
(3) 配信電文の再送要求 ---------- 133
(4) 帳票作成上の注意事項 ---------- 133
2　端末機出力メッセージの内容と事務処理 ---------- 134
(1) 出力メッセージの種類と内容 ---------- 134
(2) キャンセルメッセージ ---------- 135
(3) 継続メリット制算定基礎報告書　削除・論理チェックリスト ---------- 139
(4) 継続メリット制算定基礎報告書データリスト ---------- 142
第2　事業場別収支状況検索 ---------- 145
1　処理概要 ---------- 145
(1) 継続事業場検索 ---------- 145
(2) 有期事業場検索 ---------- 145
2　事務処理 ---------- 145
3　運用時間 ---------- 145
4　更新時期 ---------- 145
(1) 継続事業場（年３回更新） ---------- 145
(2) 有期事業場（毎月更新） ---------- 145
5　事業場別収支状況検索の記入要領 ---------- 146
(1) 必要な入力項目 ---------- 146
(2) 記入項目と記入要領 ---------- 146
6　検索方法 ---------- 147
7　検索結果の出力画面イメージ ---------- 149
(1) 単年度検索 ---------- 149
(2) 出力画面（当年度メリット収支率検索（翌年度メリット収支検索も同様）） 151
(3) 出力画面（有期事業検索） ---------- 153
8　出力内容 ---------- 155
(1) 単年度収支検索 ---------- 155
(2) 当年度検索（翌年度検索） ---------- 155
(3) 事業分割に係る留意事項 ---------- 157
(4) 有期事業検索 ---------- 158

Ⅵ　参考

第１　労災保険率表（徴収則別表第１） ---------- 159
第２　最低労働者数早見表 ---------- 160
第３　労務費率表（徴収則別表第２） ---------- 161
第４　継続メリット増減率表（徴収則別表第３及び第３の２） ---------- 162

第 5　一括有期メリット増減率表（徴収則別表第３）　----------163
(1) 立木の伐採の事業に係る一括有期メリット増減率表　----------163
(2) 建設の事業に係る一括有期メリット増減率表　----------163
第 6　有期メリット増減率表（徴収則別表第６）　----------164
(1) 立木の伐採の事業に係る有期メリット増減率表　----------164
(2) 建設の事業に係る有期メリット増減率表　----------164
第 7　メリット収支率の変動範囲についての表（徴収則別表第７）　----------165
第 8　第一種調整率（徴収則第19条の２）　----------166
第 9　第二種調整率（徴収則第35条の２）　----------166
第10　メリット収支率の分子に算入する額　----------167
第11　メリット制適用要件早見表　----------168
第12　平成 18 年改定のメリット増減率の適用時期について　----------169

メリット制の目的及び本手引について

1　メリット制の目的

労災保険率は、事業主間の負担の公平性を期するため事業の種類ごとに災害率等に応じて定められているが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって、個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低が認められる。

そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進する意味において、たとえ同種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率に応じ、保険技術的に許される範囲内において、

(1)　継続事業については、その事業についての事業の種類ごとに定められた労災保険率を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げた率を次の次の保険年度の労災保険率とし、

(2)　有期事業については、確定保険料の額を一定範囲内で引き上げ又は引き下げることとしている。

これが労災保険率ないし確定保険料の「メリット制」と呼ばれる制度である。

2　継続・有期メリット制事務処理について

メリット制の内容及び事務処理は、事業が継続事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第7条の規定により一の事業とみなされた事業（以下「一括有期事業」という。）を含む。）の場合と有期事業の場合で異なる。そこで、本手引においても、継続事業に係る事務処理と有期事業に係る事務処理を分けて記述してある。

3　メリットシステムについて

現在、メリット制に係る機械処理システムは、徴収・給付双方のシステムから切り離された独立のシステムとなっている。このため、必ずしもすべての処理が徴収・給付のシステムと連動しているわけではなく、また、データの補正入力等について、時期・回数が制限されている。

法令の略称

本手引における法令の略称は次のとおりである。

労災法＝労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
徴収法＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
徴収令＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号）
労災則＝労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）
徴収則＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）
特別支給金規則＝労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）
労基法＝労働基準法（昭和22年法律第49号）
労基則＝労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）
一酸化炭素中毒法（ＣＯ法）＝炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）による改正後のもの）
一酸化炭素中毒則（ＣＯ則）＝炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和42年労働省令第28号）
整備法＝失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）
安衛法＝労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
安衛則＝労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
石綿健康被害救済法＝石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

非業務災害率等

名　称	料　率	根拠条文
非業務災害率	1,000分の0.8	徴収則第16条第2項
二次健康診断等給付に係る率	0	徴収則第21条の2
第一種特別加入保険料率	労災保険率から二次健康診断等給付に係る率を減じた率	徴収法第13条
特別加入非業務災害率	非業務災害率から二次健康診断等給付に係る率を減じた率	徴収法第12条第3項 徴収法第13条

（平成18年4月1日現在）

Ⅰ　継続事業のメリット制

第１　継続事業のメリット制

１　概　要

継続事業（一括有期事業を含む。）におけるメリット制（以下「**継続メリット制**」という。）は、徴収法第12条第３項及び徴収法第12条の２並びに徴収則第17条から第20条の６まで、徴収則附則第１条の２及び徴収則別表第３等に規定されている。

継続メリット制は、一定の要件を満たす事業であって、連続する３保険年度の間における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに労災保険率に応ずる一般保険料の額等から、所定の方法により計算される率（以下「**メリット収支率**」という。）が85％を超え、又は75％以下であるものについては、当該事業と同種の事業に係る徴収則別表第１に掲げる労災保険率（以下「**基準となる労災保険率**」という。）から非業務災害率（労災法の適用を受けるすべての事業の過去３年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率）を減じた率を、±40％の範囲内においてメリット収支率に応じて定められた率（以下「**メリット増減率**」という。）だけ引き下げ又は引き上げた率に非業務災害率を加えた率（以下「**メリット労災保険率**」という。）を、当該連続する３保険年度の最後の保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とする制度である。

【継続メリット制の概要】

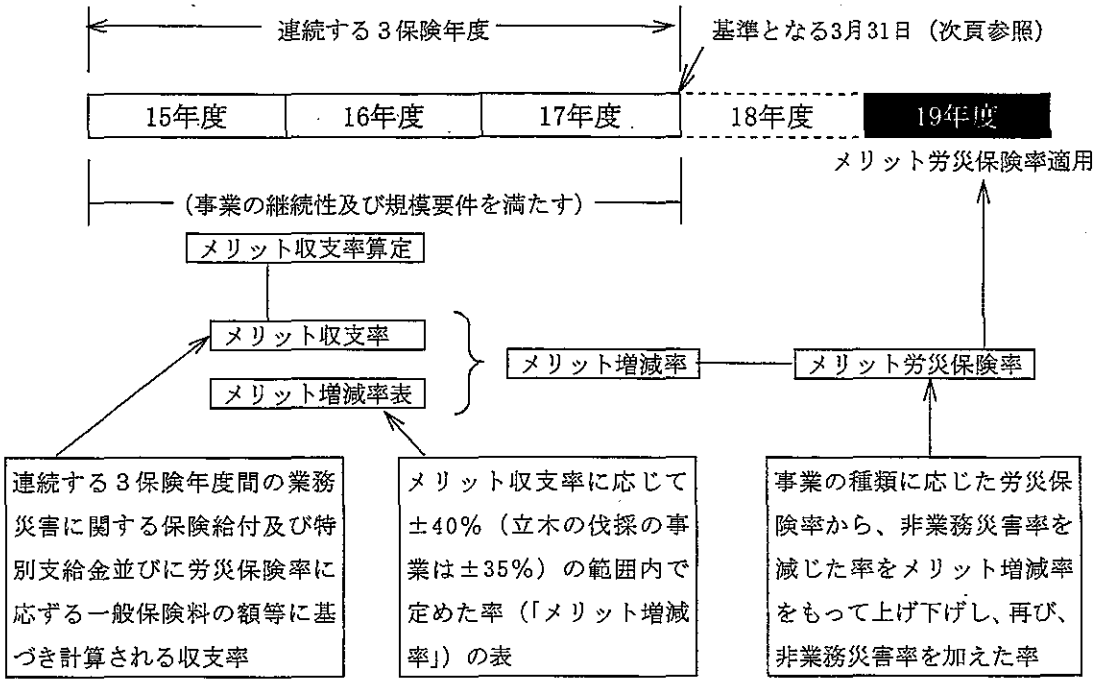

2　適用の対象となる事業

継続メリット制の適用を受ける事業は、以下に示す「**事業の継続性**」に関する要件と「**事業の規模**」に関する要件とを同時に満たしていることが必要である（徴収法第12条第３項）。

(1) 事業の継続性

連続する３保険年度中の最後の保険年度に属する３月31日（以下「**基準となる３月31日**」という。）現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後３年以上経過していること（徴収法第12条第３項）。

(2) 事業の規模

基準となる３月31日の属する保険年度から過去に遡って連続する３保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの要件を満たしていること。

イ　100人以上の労働者を使用する事業であること（徴収法第12条第３項第１号）。

ロ　20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業に係る基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数（以下「**災害度係数**」という。）が0.4以上の事業であること（徴収法第12条第３項第２号及び徴収則第17条第２項）。

すなわち

労働者数×（基準となる労災保険率－非業務災害率）≧0.4

を満たす事業であること。これは、労働者数が次の数以上である事業と言い換えられる。

$$\frac{0.4}{\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}}$$ を下回らない最小の整数

なお、非業務災害率は平成18年４月１日から1,000分の0.8と定められている（徴収則第16条第２項）。

事業の種類別に、更に保険年度別に、メリット制適用の規模要件を満たす最低労働者数を、Ⅵ章第２「最低労働者数早見表」にまとめたので参照すること。

3　メリット収支率

メリット収支率は、基準となる３月31日以前の連続する３保険年度間（以下「**メリット収支率算定期間**」という。）に支給された業務災害に関する保険給付及び特別支給金と、石綿健康被害救済法における特別遺族給付金の合計額を、労災保険率に応ずる一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から二次健康診断等給付に係る率を減じた率）に応ずる部分の額を減じた額の合計額に第一種調整率等を乗じて得た額で除して算出される率であり、その算定式は概ね次のとおりである。

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left(\begin{array}{l}\text{基準となる3月31日以前3保険年度に業務災害に関して支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額(注1)}\\ \text{ただし、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものはその定めるところによる（注2）}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{l}\text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われた遺族特別一時金の額（注3）}\\ \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額}\\ \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額}\\ \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額}\\ \text{⑤ 第3種特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の額}\end{array}\right)}{\left(\begin{array}{l}\text{基準となる3月31日以前3年間の一般保険料の額（労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）及び第1種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）}\end{array}\right) \times \text{第一種調整率(注5)}} \times 100$$

（注4）

(注1) 特別遺族給付金は、石綿健康被害救済法の規定に基づく、特別遺族年金及び特別遺族一時金である。

(注2) 年金たる保険給付等に係る「業務災害に関する保険給付額」は、次の労働基準法相当額により算定する。

障害補償年金＝給付基礎日額×（障害等級に応じ1,340日分から560日分）

遺族補償年金＝給付基礎日額×1,000日分

傷病補償年金＝療養開始後3年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額の合計額

以上の算定方法については、徴収則第18条第2項に規定されている。

なお、特別遺族年金に係る「業務災害に関する保険給付額」は、1,200万円とし、その定義については、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第5条に規定されている。

(注3) 遺族補償一時金は、労災法第16条の6第1項に定められた支給事由のうち、第2号により支給される遺族補償一時金を指す。

(注4) 分子の「－」は、分子に算入しないという意味である。

(注5) 第一種調整率の具体的な値については、Ⅵ章第8「第一種調整率（徴収則第19条の2）」を参照すること。

4 メリット増減率

基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を増減する率（メリット増減率）は、Ⅵ章第4「継続メリット増減率表（徴収則別表第3及び第3の2）」のとおり、メリット収支率に応じて定まる。

5 メリット労災保険率

メリット制が適用される保険年度において適用される労災保険率は、基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率をメリット増減率により上げ下げした率に非業務災害率を加えた率（メリット労災保険率）である。

$$\text{メリット労災保険率} = (\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

6　メリット計算の端数処理

収支率算定期間 t年目の
- 確定保険料＝H_t（t＝1, 2, 3）
- 非業災減確定保険料（調整前）＝h_t（t＝1, 2, 3）
- 非業災減確定保険料（調整後）＝B_t（t＝1, 2, 3）
- 給付額＝C_t（t＝1, 2, 3）
- 当該事業場に係る労災保険率＝r_t（t＝1, 2, 3）
  （メリット適用されている場合は適用後のもの）

当該事業場の適用業種に係る基準となる労災保険率＝R、非業務災害率＝Ｉとしたとき、

- $h_t = H_t \times (r_t - I) / r_t$　→労働保険適用徴収システムにて算出（四捨五入）
- $B_t = h_t \times$調整率　（切上げ）
- メリット収支率算定式の分母＝$B_1 + B_2 + B_3$
- メリット収支率算定式の分子＝$C_1 + C_2 + C_3$
- メリット収支率(%)＝$(C_1 + C_2 + C_3) / (B_1 + B_2 + B_3) \times 100$（小数点以下 切上げ）
- 非業災減メリット労災保険率＝$(R - I) + \underline{(R - I) \times \text{メリット増減率}(\%) / 100}$
  （下線部分は小数点以下第３位まで）
- メリット労災保険率＝非業災減メリット労災保険率＋Ｉ

第２　継続事業のメリット制に係る事務処理

１　事務処理の概要図

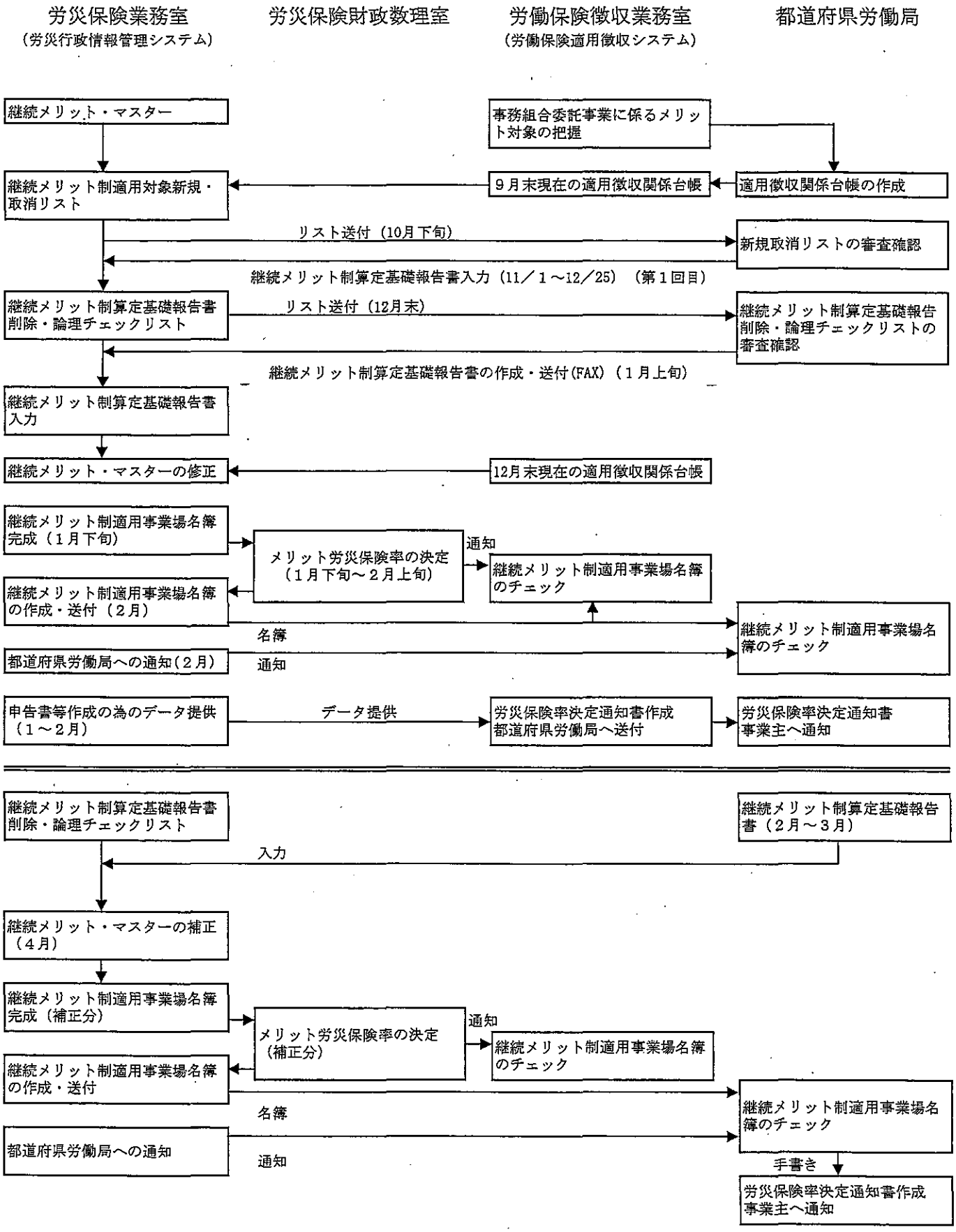

2 概 要

継続メリット制の事務処理の概要は以下のとおりである。これに事業主からの届出に基づく事業分割や特例メリット制等の処理が追加されることとなる。

(1) 継続メリット・マスターの作成

イ 本省における当年度の継続メリット処理については、前年度の適用台帳及び年更台帳より適用要件を具備している事業を把握し、前年度の労働者数、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）、保険給付の額及び特別支給金の額を継続メリット・マスターに追加登記する。

この際、前年度の継続メリット・マスターに登記されていた前年度以前の労働者数、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）、保険給付の額及び特別支給金の額を前々年度以前の数値として登記する。

ロ 前年度の継続メリット・マスターに登記され、継続メリット制の適用を受けていた事業が、当年度の処理においてメリット制の適用要件を具備しなくなったもの（「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」非メリット欄にコードが付された事業場）については、都道府県労働局（以下「局」という。）にその適否の確認を求めた上で、当該事業に係るデータを継続メリット・マスターから削除する。

ハ 当年度新たにメリット制の適用要件を具備する事業については、当該事業に係るデータを継続メリット・マスターに登記する。

ニ 本省における機械処理により翌年度も引き続いてメリット制の適用があると判断した事業については、継続メリット・マスターを更新し確定する。

ホ 事業消滅等により翌年度にメリット制の適用がないもの又は適用要件等の変更がある場合は、**「継続メリット制算定基礎報告書」**（以下**「算定基礎報告書」**という。）により取消又は変更の報告を行うこと。

(2) 継続メリット制新規・取消リストの審査確認

イ 新規にメリット制の適用のある事業

本省において、連続する３保険年度中の各保険年度の適用徴収関係各台帳の内容から、翌年度に新規としてメリット制の適用があると判断した事業については、**「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」**（以下**「新規・取消リスト」**という。）に労働者数及び確定保険料の額（非業務災害分を除く。）等を印書するとともに「新規コード」欄に「１」を付して送付するので、リストの内容を検討の上、メリット制の適用を受ける事業の場合は、新規にメリット制の適用を受ける事業として確定すること。

また、「新規・取消リスト」の「新規コード」欄と、「非メリット」欄の両方に数字が付されている場合は、「非メリット」が優先されるため、新規にメリット制の適用を受ける事業の場合は「算定基礎報告書」により復活の処理を行うこと。翌年度にメリット制の適用を受けない事業の場合は、処理は不要である。

なお、リストの内容を検討した結果、翌年度にメリット制の適用を受けない事業がある場合は、「算定基礎報告書」により取消の処理を行うこと。

ロ 翌年度にメリット制の適用のない事業

本省において、当年度にメリット制の適用を受けている事業であって、翌年度にメリット制の適用がないと判断した事業については、「新規・取消リスト」に労働者数及び確定保険料の額

（非業務災害分を除く。）等を印書するとともに、「非メリット」欄にコード「１」（消滅のもの）、「３」（労働者数又は確定保険料が適用要件を満たさないもの）又は「５」（業種変更によるもの）を付して送付する。

なお、リストの内容を検討し適用要件を確認の上、翌年度にメリット制の適用のあるものが含まれている場合は、メリット制適用事業として取り扱うべく「算定基礎報告書」により復活の処理を行うこと。

(3) 継続メリット制適用事業場名簿の審査確認

「**継続メリット制適用事業場名簿**」（以下「**適用事業場名簿**」という。）は、(1)及び(2)の結果と、12月末現在の最新の適用徴収関係台帳により、作成される。

ここに記載されたデータは、後述の「**労災保険率決定通知書**」の印書に使用される。

したがって、この名簿に修正を加える必要がある場合、修正内容は決定通知書の自動印書には反映されないため、手作業による補正作業が必要となる。

(4) 労災保険率決定通知書の作成

労災保険率決定通知書は、翌年度のメリット労災保険率について厚生労働大臣が決定し、継続メリット制適用事業場の事業主へ通知するもので、本省においてメリット計算処理後印書し、局に送付するので、「適用事業場名簿」及び年度更新用の「概算・確定保険料申告書」（以下「年度更新申告書」という。）の労災保険率等と照合し、労働保険特別会計歳入徴収官印を押印の上、「年度更新申告書」発送時に同封して事業主へ通知すること。

(5) 継続メリット制算定基礎報告書の入力

(1)から(4)までの処理及び継続メリット制に係る各種の訂正処理は、原則として「**継続メリット制算定基礎報告書**」（帳票種別36104）（以下「算定基礎報告書」という。）を作成してＯＣＲ入力することにより行い、これをもって本省への報告とする。

また、入力後の帳票については、入力局で保管するものとする。

(6) 労働保険適用徴収システムとの関連

労働保険適用徴収システムからの保険料算定基礎調査等による修正データがメリットシステムに反映されるのは、「業種」、「確定保険料」及び「労働者数」であるので、「メリット増減率」及び「メリット料率」の修正は算定基礎報告書により行うこと。

また、「新規・取消リスト」出力後（毎年10月１日以降）に保険料算定基礎調査等により修正した場合は、上記のデータ数値はメリット名簿には反映されるが、当該データにより自動的にメリット適用・非適用の判断はなされないため、「新規・取消リスト」によりメリットの適否を判断した上、適宜「算定基礎報告書」の入力を行うこと。

なお、毎年４月１日から９月末までに保険料算定基礎調査等による修正入力を行ったものについては、自動的にメリット適用・非適用の判断がなされる。

3　事業分割に係る事務処理

事業分割の考え方及びメリット収支率の算定方法等の詳細はＩ章第３の４を参照すること。

(1) 事業分割届甲票及び乙票の受理

メリット制の適用要件を満たしていた事業の事業主が事業の分割を行う場合は、分割元事業の事業主は事業の分割の概要を記載した**事業分割届甲票**及び**事業分割届乙票**並びに労災保険率決定通知書の写しを分割元事業の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「**所轄都道府県労働局長**」という。）あて提出することとする。

事業分割届甲票及び乙票に記載する事項

イ　分割年月日

ロ　事業の分割の概要（新設と区別するため、別法人化、事業内容が異なる部門の独立化等を記載させる。）

ハ　分割新設事業の名称・所在地・事業の種類・分割元事業の当年度メリット増減率・分割元事業からの移籍労働者数

事業分割届甲票及び乙票を受理した分割元事業の所轄都道府県労働局長は、**確認欄に押印した事業分割届乙票**を事業主に交付するものとする。分割元事業の事業主は、交付された事業分割届乙票を分割新設事業の事業主に回送する。

なお、事業の分割を行おうとする事業主が労働保険事務組合（以下「**事務組合**」という。）に労働保険の事務の処理を委託している事業である場合には、事業分割届を事務組合を通して当該事務組合の所轄都道府県労働局長あて提出することとし、事業分割届乙票を当該事務組合を通して事業主に交付するものとする。また、分割新設事業が複数になる場合には、分割新設事業ごとに提出するものとする。

(2) 回送された事業分割届乙票の受理

分割新設事業の事業主は、分割元事業の事業主より回送された確認欄押印済の事業分割届乙票を、分割新設事業の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して分割新設事業の所轄都道府県労働局長に提出するものとする。分割新設事業の労働保険番号がすでに振り出されている場合は、新規労働保険番号欄に記入して提出する。

なお、分割新設事業が事務組合に委託する場合には、事業分割届乙票を事務組合を通じて当該事務組合の所轄都道府県労働局長あて提出するものとする。

分割新設事業の保険関係成立届と事業分割届乙票が同時に提出された場合は、事業分割届乙票の新規労働保険番号欄は空欄で提出されるので、振り出した労働保険番号を新規労働保険番号欄に記入すること。

(3) 継続メリット制算定基礎報告書の作成・入力

事業分割届乙票を受理した都道府県労働局長は、事業の分割が行われた年度に継続メリット制算定基礎報告書を作成し、ＯＣＲ入力することにより、事業の分割の情報を本省に報告すること。

(4) 事業分割届乙票の確認印

事業分割届乙票の確認印は、当該乙票が分割元事業の事業主によって分割元事業の所轄労働局に甲票と共に提出されたことを示すものである。確認印押印済みの乙票の提出を受ける分割新設

事業の所轄労働局が、分割元事業の所轄労働局と異なることがあることから、確認印の押印を行うことにしている。

4　特例メリット制

特例メリット制に係る主な事務として以下のものが挙げられる。

(1) 安全衛生措置実施等の確認
(2) 労災保険率特例適用申告書の受付
(3) 特例メリット台帳への登記
(4) 労災保険率特例適用申告書のＯＣＲ入力

特例メリット制の事務処理の詳細については、Ⅳ章を参照すること。

5　各種様式

(1) 継続メリット制適用対象新規・取消リスト

イ　様　式

平成　年度継続メリット制適用対象新規・取消リスト

局　　年　月　日　頁

労働保険番号				成立年月日	業種	労働者数			確定保険料の額			新規コード	非メリット	備考
所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号			前々々年度	前々年度	前年度	前々々年度	前々年度	前年度			

(注)　1　この表は、９月末現在の適用台帳及び年更台帳の内容により作成したものである。
ただし、「労働者数」欄の前々々年度及び前年々度の労働者数並びに「確定保険料の額」欄の前々々年度は、継続メリット・マスターの内容である。

2　新規にメリット対象となる事業は、「新規コード」欄に「１」を付す。

3　翌年度非メリット対象となる事業は、「非メリット」欄に次のコードを付す。

①　消滅のもの ⟶ 「１」
②　労働者数又は保険料が満たないもの ⟶ 「３」
③　業種変更によるもの ⟶ 「５」

「算定基礎報告書」にて「復活」の報告がなされなかった場合、継続メリット・マスターから削除。

4　上記２及び３のコードが同時に付されている場合は、上記３（非メリット）のコードが優先される。

ロ　印書内容

この「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」（以下「新規・取消リスト」という。）は９月末現在の適用台帳及び年更台帳の内容により作成したもので、各欄の印書内容は次のとおりである。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td>労働保険番号</td><td colspan="2">継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。
（注）当年９月末までの間に、キー変更処理のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。</td></tr>
<tr><td>成立年月日</td><td colspan="2">継続メリット・マスターに登記されている保険関係成立年月日を印書する。</td></tr>
<tr><td>業種</td><td colspan="2">継続メリット・マスターに登記されている業種コードを印書する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">労働者数</td><td>前々々年度</td><td rowspan="2">継続メリット・マスターに登記されている労働者数を印書する。</td></tr>
<tr><td>前々年度</td></tr>
<tr><td>前　年　度</td><td>適用台帳に登記されている労働者数を印書する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">確定保険料の額</td><td>前々々年度</td><td>継続メリットマスターに登記されている確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を印書する。</td></tr>
<tr><td>前々年度
前　年　度</td><td>年更台帳に登記されている確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を印書する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">なお、前年度以前の年更台帳に確定保険料の差額（保険料算定基礎調査等による確定保険料の追徴額及び還付額）が登記されているものはその差額と当該年度の確定保険料の額との合算額を印書する。
（注1）前年度以前において当該事業に係る「算定基礎報告書」により確定保険料の額（非業務災害分を除く。）が報告された場合は、その確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を印書する。
（注2）前年度に消滅確定し、事業場の移転報告がされた場合は、当該確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を合算し印書する。</td></tr>
<tr><td>新規コード</td><td colspan="2">当年度にメリット制の適用のない事業で翌年度新たにメリット制の適用となると思われるものについて、新規コード欄に「１」を付す。</td></tr>
<tr><td>非メリット</td><td colspan="2">当年度メリット制の適用事業で、翌年度メリット制の適用要件を満たしていない事業について、下記要件により次のコードを付す。
当年度の適用徴収台帳に該当事業が登記されていない事業又は消滅年月日が登記されているもの　……１
労働者数又は確定保険料の額が適用要件に満たないもの　……３
業種変更のもの　……５
（注）港湾荷役関係事業で当年度メリット計算の際に合算処理を行った事業については、当該事業のすべてが消滅した場合にのみ「非メリット」欄にコード「１」を付す。
また、港湾荷役関係事業で同一事業主（基幹番号の同一のもの）について事業の種類ごとに枝番号を付しているものは、機械処理により合算処理を行い、適用要件を満たしていれば、各事業ごとの使用労働者数が20人未満のものであっても「非メリット」欄にはコードを付さない。</td></tr>
</table>

ハ　事務処理

(イ)　「新規・取消リスト」に印書されている事業について、労働者数及び確定保険料の額（非業務災害分を除く）等の内容を確認し、新規、変更又は取消を必要とする場合は、次の処理により「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

なお、「新規・取消リスト」に印書されている内容を変更する必要がない場合は、「算定基礎報告書」を作成する必要はない。

a　新規の処理

翌年度新規にメリット制の適用を受ける事業であって「新規・取消リスト」に印書されていない場合又は継続してメリット制の適用を受ける事業であって前年度に復活等の「算定基礎報告書」の入力漏れにより、継続メリット・マスターから削除された事業場は、新規として「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

また、事務組合委託事業については、３保険年度すべてにおいて適用要件を満たすものであっても個々の委託事業ごとの独立した労働保険番号（枝番号）により適用徴収関係各台帳に登記されていないもの（委託事業で個別適用されていないもの）については、「新規・取消リスト」に印書されないので、翌年度における新規メリット制適用事業の有無を保険料申告書等により確認の上、適用となる事業があれば、新規として「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

なお、この場合には、当該委託事業を個別管理すべく適用徴収関係各台帳の作成を同時に行うこと。

b　変更の処理

「新規・取消リスト」に印書されている新規適用事業（「新規コード」欄に「１」が付されているもの）で、各保険年度の「労働者数」及び「確定保険料の額」等の印書内容を確認し、変更する必要が生じた場合は、変更として「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

ただし、**当年度における保険料算定基礎調査等により前年度又は、前々年度確定保険料の額及び業種を変更する場合は、適用徴収関係各台帳の内容を変更処理期限（当年度12月末頃）までに変更処理すること。この場合、変更の「算定基礎報告書」の作成は必要ない。**

c　復活の処理（「新規・取消リスト」の取消リストに載ったメリット適用事業場を再度メリット適用事業場に載せる処理）

「新規・取消リスト」に印書されている取消の事業のうち「非メリット」欄にコード「１」、「３」又は「５」が付されていて、翌年度もメリット制が適用される事業については、復活すべき項目を記入して「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

復活入力を行わなかった場合は、メリット制適用の対象外となるので、翌年度「算定基礎報告書」入力期間中に新規入力すること。

d　取消の処理

「新規・取消リスト」に印書されている新規適用事業で、各保険年度の適用要件を確認し、各保険年度のいずれかの年度において適用要件を満たしていないものがある場合は、取消として当該年度の取消コード区分により「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

e　事業分割の処理

「新規・取消リスト」は、算定基礎報告書入力以前の処理で作成されるため、分割年度においては、分割新設事業は未出力（出力される場合においても、分割情報は付加されない）となるので注意すること。

なお、「新規・取消リスト」において、分割元事業に非メリットコード「１」、「３」又は「５」が付されているものについては、その内容について確認するとともに、メリット制の適用要件を満たしているものについては復活処理をすること。**分割元事業が分割年度及びその翌年度においてもメリット労災保険率が適用される場合に、分割新設事業についてもメリット制が適用されることから、**復活報告がされない場合は、分割新設事業についてもメリット制適用の対象外とされるので注意すること。

分割元引継事業及び分割新設事業が翌年度以降の「新規・取消リスト」に現れる場合、分割年度の保険料額及び労働者数は、（ａ）又は（ｂ）のようになる。

（ａ）年度当初（４／１）に分割が行われた場合

保険料額及び労働者数は、分割後の事業場毎のものをそれぞれ出力する。

（ｂ）年度途中（４／２から翌年３／31）に分割が行われた場合

保険料額については、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業の合算値を、また労働者数については、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業の延労働者数を合算し、それを12で除した値（小数点以下切り捨て）を、各々分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業のそれぞれに同じ値を出力する。

なお、労働者数の算定に当たっては、４月中に分割が行われた場合は、経過月数を０月として計算する。

(ﾛ)　継続してメリット制の適用のある事業の修正

本省において翌年度も引き続いてメリット制の適用があると判断した事業については、機械処理により継続メリット・マスターに登記を行うが、登記した事業（前年度にメリット制の適用があり、当年度「新規・取消リスト」に印書されていない事業）で当年度において第三者から損害賠償金として納入すべき額、ＣＯ法による介護料及び診察等の措置に要する費用の額の調整額を算入又は保険料算定基礎調査等により内容を変更する必要がある場合には、(ｲ) ａの処理と同様に行うこと。

(2) 継続メリット制適用事業場名簿

イ 様式

平成　年度　　継続メリット制適用事業場名簿

局　　平成　年　月　日　頁

① 労働保険番号					②	③ 保険給付額累計（3年度）	④ 確定保険料額累計（3年度）	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨ マーク								⑩	備考
府	所	管轄	基幹番号	枝番号	業種	特別支給金累計	「上段」調整前	メリット収支率	メリット増減率	非業災減労災保険率	非業災減メリット保険率	業種変更	合算表示	年更台帳なし	一括有期	労基法相当額	移転事業	算定基礎報告	特例適用あり	前年度メリット増減率	
						給付額合計	「下段」調整後														
						⑪前々々年度	⑫前々年度	⑬前年度			⑭前々々年度			⑮前々年度			⑯前年度			前年度メリット保険率（非業災減）	
						「上段」保険給付額	「上段」保険給付額	「上段」保険給付額			確定保険料額（非業災減）			確定保険料額（非業災減）			確定保険料額（非業災減）				
						「下段」特別支給金	「下段」特別支給金	「下段」特別支給金													
県	掌	(1)																			
①					②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨								⑩	
						⑪	⑫	⑬			⑭			⑮			⑯				

（注）
1　業種、確定保険料については、12月末現在の適用徴収関係各台帳の内容である。
2　「業種変更」欄は、12月末現在の適用徴収関係各台帳の業種と継続メリット・マスターの業種が異なっている事業場については、「＊」を付す。
3　「合算表示」欄は、港湾関係事業（「73」、「74」）について「＊」を付す。
4　「当年度年更台帳なし」欄は、算定基礎報告書による新規等で年更台帳がないものについて「＊」を付す。
5　「一括有期」欄は、一括有期事業（02、31～38業種で適用種別「5」）のものについて「＊」を付す。
6　「労基法相当額」欄は、前年度に労基法相当額をメリット計算に算入したものについて「＊」を付す。
7 (1)　「移転事業」欄は、移転した年度を次により表示する。
　①当年度→「1」、②前年度→「2」、③前々年度→「3」、④前々々年度→「4」
(2)　分割事業について、前年度、前々年度及び前々々年度のいずれかの年度に合算されている場合は、当該年度に「＊」を付す。
8　「算定基礎報告書」欄は、報告書により新規、変更及び復活をした事業場についてそのコードを次により表示する。
　①新規→「1」、②変更→「5」、③分割（新設）→「8」、④復活→「9」
9　「特例適用あり」欄は、特例メリット制の適用を受けている事業場について「＊」を付す。
10　「前年度メリット増減率、メリット保険率」欄は、継続メリット・マスターの内容である。

ロ　印書内容

この「継続メリット制適用事業場名簿」（以下「適用事業場名簿」という。）は、メリット制の適用のある事業について、メリット計算した結果を印書したもので、
各欄の印書内容は次のとおりである。

項目番号	項　　目	内　　容	
1	労働保険番号	継続メリット制適用事業場の労働保険番号を印書する。	
2	業　　種	12月末現在の適用台帳に登記されている業種を印書する。	
3	保険給付累計（３年度）	11～13のうち保険給付額を合計した額を印書する。	
	特別支給金累計（３年度）	11～13のうち特別支給金を合計した額を印書する。	
	給付額合計（３年度）	「保険給付額累計（３年度）」及び「特別支給金累計（３年度）」を合計した額を印書する。	
4	確定保険料額累計（３年度）	「上段」調整前	前年度以前３保険年度の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を合計した額を印書する。
		「下段」調整後	各年度の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）に該当年度の第一種調整率を乗じ、３年度分を合計した額を印書する。
5	メリット収支率	メリット収支率を印書する。 （注１）メリット収支率が 9,999を超える場合は 9,999とする。 （注２）メリット収支率の小数点以下は切り上げとなっている。 （制度上、この処理で適正に対応できる）	
6	メリット増減率	徴収則別表第３の非業務災害率を減じた労災保険率に対する増減の割合で、減の場合は「－」（マイナス）符号を付す。	
7	非業災減労災保険率	労災保険率から非業務災害率を減じた率を印書する。	
8	非業災減メリット労災保険率	当該事業に翌年度適用されるメリット労災保険率から非業務災害率を減じた率を印書する。	
9	マ　ー　ク	業種変更	当年度12月末現在の適用台帳の業種と継続メリット・マスターの業種（中分類）が異なっている事業について「＊」を付す。
		合算表示	港湾荷役関係事業（「73」、「74」業種）について「＊」を付す。
		年更台帳なし	「算定基礎報告書」により、新たにメリット制を適用する事業で当年度の年度更新新台帳に該当がないものについて「＊」を付す。
		一括有期	一括有期事業（02、31～38業種で適用種別「５」のものについて「＊」を付す。
		労基法相当額	労働基準法相当額を本省において把握し、メリット計算に算入したものについて「＊」を付す。

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>項　　目</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">9</td><td rowspan="3">マ　ー　ク</td><td>移転事業</td><td>メリット制適用事業であって、移転報告の処理を行った事業の消滅年月日により移転年度別に次のコードを表示する。
移転年度　　コード
当年度　　1
前年度　　2
前々年度　　3
前々々年度　　4
移転年度が前々々年度以前のものについては、すべて前々々年度コード「4」を表示する。
年度途中に事業の分割が行われた事業については、分割元引継事業及び分割新設事業共に、分割年度の翌年度以降において、分割日の属する年度の保険料等が合算処理されていることを示すために、「＊」を表示する。</td></tr>
<tr><td>算定基礎報告</td><td>「算定基礎報告書」により新規、変更又は復活が報告された事業について、次のコードを表示する。
種別　　コード
新規　　1
変更　　5
分割　　8
復活　　9</td></tr>
<tr><td>特例適用あり</td><td>当年度において、特例メリット制の適用を受けている事業場について「＊」を付す。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>前年度メリット増減率

前年度メリット保険率(非業災減)</td><td colspan="2">当年度において適用された「メリット増減率」、「メリット保険率」をそれぞれ印書する。
(注) 算定基礎報告欄に「1」が表示された事業のうち当年度メリット増減率及び当年度メリット料率の入力がなかった場合は、「前年度メリット増減率」、「前年度メリット保険率」は空欄となる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11
～
13</td><td>前々々年度保険給付、特別支給金

前々保険年度保険給付、特別支給金</td><td>「上段」</td><td>メリット収支率算定の際に分子に計上された保険給付額であり、各年度ごとの通常支払われた保険給付額及び回収を決議した額に「算定基礎報告書」により入力された第三者から損害賠償金として納入を決議した額等を減じ、年金に係る労働基準法相当額及びＣＯ法に基づく給付額等を加えた額を印書する。</td></tr>
<tr><td>前年度保険給付、特別支給金</td><td>「下段」</td><td>メリット収支率算定の際に分子に計上された特別支給金支払額であり、各年度ごとの通常支払われた特別支給金支払額及び回収を決議した額に「上段」の保険給付額と同様のデータを加減した額を印書する。</td></tr>
<tr><td>14
～
16</td><td>前々々年度確定保険料額(非業災減)

前々年度確定保険料額（非業災減）

前年度確定保険料額（非業災減）</td><td colspan="2">各年度ごとの調整前確定保険料の額（非業災減）をそれぞれ印書する。</td></tr>
</table>

ハ　事務処理

(イ)「業種変更」欄に「＊」印が付されているものについては、実際に「事業の種類」に変更があったか否かを確認し、次により処理すること。

a　適用業種の変更又は誤りで適用徴収関係各台帳の業種を変更した場合には、変更後の業種で適用要件を確認し、適用のないものについて、「適用事業場名簿」を抹消（朱書）し、備考欄に「適用なし」の表示をすること。

b　翌年度にメリット制の適用があるものは、必要に応じて「適用事業場名簿」の「業種」欄、「非業災減労災保険率」欄、「非業災減メリット保険率」欄を修正（朱書）すること。

(ロ)「合算表示」欄に「＊」印が付されているものについては、当該事業が適正に合算処理されているか確認し、「算定基礎報告書」の記入誤り、又は基幹番号が異なる等の事由で合算処理ができなかったものがあれば、合算処理した内容によりメリット計算を行い、合算する事業それぞれについて「適用事業場名簿」の「保険給付額累計」欄、「確定保険料額累計」欄、「メリット収支率」欄、「非業災減メリット保険率」欄等を修正（朱書）し、備考欄に合算した相手の労働保険番号を記入すること。

なお、基幹番号が異なるため合算処理ができなかった場合には、基幹番号を統一すべく、適用台帳の変更を併せて行うこと。

(ハ)　「年更台帳なし」欄に「＊」印が付されているものについては、保険料申告書等により事業の消滅の有無を確認し、当該事業が翌年度にメリット制の適用のあるものであれば、「年度更新申告書」及び「労災保険率決定通知書」を作成するとともに、年更台帳を作成すること。

また、「算定基礎報告書」の労働保険番号の記入誤り等の事由により、翌年度にメリット制の適用のないものであれば、「適用事業場名簿」を抹消（朱書）し、備考欄に「取消」の表示をすること。

(ニ)　「算定基礎報告書」欄に「１」が表示された事業については、当年度のメリット制の適用の有無を確認し、当年度のメリット制の適用がある場合は、「適用事業場名簿」の前年度メリット増減率及び前年度メリット保険率を修正（朱書）するとともに、「年度更新申告書」の修正又は新規作成等、必要な処理を併せて行うこと。

(ホ)　「適用事業場名簿」に印書されている事業のうち、翌年度にメリット制の適用のあるもので、当年度１月から３月中に労働保険番号を変更したものについては、次により処理すること。

a　キー変更処理のもの

キー変更処理により、労働保険番号の変更を行った事業については、旧番号で印書されている「適用事業場名簿」の備考欄に「労働保険番号変更」と表示するとともに、新しい労働保険番号を記入すること。

b　移転事業等のもの

他府県から移動してきた事業で移転前事業場が、「適用事業場名簿」に印書され、移転後事業場が「適用事業場名簿」に印書されていない事業、又は事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上、新規として保険関係が成立した事業については、新しい労働保険番号で移転として「算定基礎報告書」（補正分）を作成し、追加報告すること。

c　「適用事業場名簿」（補正分）に印書されていない事業であって新たに追加する事業がある場合には、名簿の末尾に当該事業に係るデータを記入し、備考欄に「新規」と表示すること。

(ヘ)「適用事業場名簿」に印書されている事業を取消、若しくは内容を変更し、又は新たに追加する場合は、その内容を「算定基礎報告書」（補正分）に記入し、ＯＣＲ入力するとともに、「年度更新申告書」及び「労災保険率決定通知書」の破棄、修正又は新規作成等、必要な処理を併せて行うこと。

(ト)「適用事業場名簿」に印書されている事業について、労災保険率の特例適用の追加又は取消が生じた場合は、「算定基礎報告書」（補正分）の特例コードに適用あり又は適用なしコードを記入し、変更として追加報告すること。

なお、当該事業に係る「特例申告書」は、翌年度４月１日以降に前年度分としてＯＣＲ入力すること。

(チ) 事業分割について

事業分割が算定基礎報告書で入力された事業場については、事業場名簿の算定基礎報告欄に分割であることを示すコード「８」が表示される。

事業場名簿上、当該表示のある分割新設事業の保険給付額等については、分割元引継事業の保険給付額等の内容が表示される。

なお、年度途中に分割が行われた事業場については、分割元引継事業及び分割新設事業共に分割年度の翌年度以降において、分割日の属する年度の保険料等が合算処理されていることを示すために事業場名簿の移転欄に「＊」を表示する。

ただし、分割日の属する年度が事業場名簿の出力年度の４箇年度以前となった場合は空白となる。

したがって、事業場名簿の算定基礎報告欄に「８」が表示された分割新設事業については、事業場名簿に印書された保険給付額等が、分割元引継事業の保険給付額等の内容に一致しているか否かを確認すること。

移転欄に「＊」が表示されているものについては、合算処理が適正にされているかを確認し、適正に処理されていなかった場合は、手計算を行い修正すること。

分割年度の保険料額、保険給付額等の表示はａ又はｂのようになる。

a　年度当初（４／１）に分割が行われた場合

保険料額、保険給付額等は分割後の事業場毎のものをそれぞれ出力する。

b　年度途中（４／２から翌年３／31）に分割が行われた場合

保険料額及び保険給付額等については、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業の合算値を、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業のそれぞれに同じ値を出力する。

分割新設事業の分割年度における前年度メリット増減率及び前年度メリット労災保険率（非業災減）は空白とする。

(3) 継続メリット制算定基礎報告書

イ　様式

局

継続メリット制算定基礎報告書

枚のうち　　枚目

帳票種別 36104

①削除コード

②労働保険番号　府・県　所掌　管轄　基幹番号　枝番号

③新取要コード　新規 1　取消 2, 3, 4　変更 5　合併 7　分割 8　復活 9

④保険関係成立年月日　元号　年　月　日

⑤業種

⑥当年度メリット増減率

⑦当年度メリット料率

⑧特例コード　1 特例適用あり　3 特例適用なし

	労働者数	確定保険料
前々々年度	⑨ 千 万 千 百 十 人	⑩ 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
前々年度	⑪ 千 万 千 百 十 人	⑫ 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
前年度	⑬ 千 万 千 百 十 人	⑭ 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

	保険給付費（差額）	特別支給金（差額）
前々々年度	⑮ --- 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	⑯ --- 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
前々年度	⑰ --- 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	⑱ --- 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
前年度	⑲ --- 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	⑳ --- 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

㉑移転前労働保険番号　府・県　所掌　管轄　基幹番号　枝番号

㉒消滅年月日　元号　年　月　日

㉓当年度に移転した事業の確定保険料　百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

給付調整額の内訳

- 徴収則 18-2
- ＣＯ法
- 賠償取得額等

(物品番号 7531)

ロ　継続メリット制算定基礎報告書の記入要領

(イ)　必要な記入項目と注意事項

記入項目 ＼ 入力要件	削除 コード	新取変 コード	労働保険番号	保険関係成立年月日	業種	当年度メリット増減率	当年度メリット料率	特例 コード	労働者数 前々々年度	労働者数 前々年度	労働者数 前年度	確定保険料 前々々年度	確定保険料 前々年度	確定保険料 前年度	保険給付費 前々々年度	保険給付費 前々年度	保険給付費 前年度	特別支給金 前々々年度	特別支給金 前々年度	特別支給金 前年度	移転前労働保険番号	消滅年月日	当年度確定保険料
削除	9	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
新規	×	1	○	○	○			▲	○	○	○	○	○	○									
取消 前年度	×	2	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
取消 前々年度	×	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
取消 前々々年度	×	4	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
変更	×	5	○					▲					△	△							△	△	
合併	×	7	○					×					△	△							△	△	
分割	×	8	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
復活	×	9	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	

○　…　必須入力

×　…　入力不可

△　…　移転報告の場合必須入力

▲　…　補正分のみ入力可（2月1日～3月25日）

空欄　…　該当がある場合のみ記入

〈注意事項〉

(イ)　変更の場合、労働保険番号及び変更コード「5」の他に、必ず1項目以上記入すること。

(ロ)　同一労働保険番号による合併報告以外のデータを複数件入力した場合、継続メリット・マスターの更新処理不可能となるため、
復活と同時に項目を変更する場合については、労働保険番号及び復活コード「9」と同時に変更項目を記入すること。

(ハ)　合併の場合、労働保険番号及び合併コード「7」の他に、移転前労働保険番号及び消滅年月日を必ず記入すること。

(ニ)　分割の場合、分割新設事業について入力することとなる。
また、「保険関係成立年月日」は「事業分割日」、「移転前労働保険番号」は「分割が行われる元の事業の労働保険番号」に読み替えることとする。

(ホ)　復活の場合、11月1日～12月25日の入力時のみ可。

(ヘ)　先行入力された算定基礎報告書の内容変更は、一旦削除してから正しい内容の算定基礎報告書を入力すること。

(ロ) 記入項目と記入要領

項目番号	項　　目	内　　容	
1	削除コード	既に記入された報告書データを削除する場合、削除コードに「9」を記入する。	
2	労働保険番号	新規、取消、変更、合併、分割、復活又は削除として報告すべき事業に係る労働保険番号を1事業ごとに記入する。 （注）合算してメリット制の適用のある事業（港湾荷役関係事業）については、メリット計算上1事業として取り扱われるが、この報告書の作成にあたっては、合算される枝番号ごとに記入する。	
3	新取変コード	新規	当年度にメリット制の適用のない事業で、かつ「新規・取消リスト」にない場合に、翌年度新規に適用となる事業については、コード「1」を記入する。 なお、「新規・取消リスト」に印書されている事業のうち「非メリット」欄のコード「1」、「3」、「5」で翌年度もメリット制の適用がある場合には、新規としてではなく復活としてコード「9」を記入すること。
		取消	「新規・取消リスト」に印書されている新規事業で、連続する3保険年度中の各保険年度のいずれかにおいてメリット制の適用要件を満たしていない年度がある場合、又は継続してメリット制の適用のある事業で、保険料算定基礎調査等によりメリット制の適用のある事業で、保険料算定基礎調査等によりメリット制の適用要件を欠く年度を確認した場合は、次のコードを記入する。 **取消すべき保険年度　　取消コード** 前年度　　2 前々年度　　3 前々々年度　　4 （注）取消すべき年度が2保険年度以上ある場合は、直近年度の取消コードを記入する。
		変更	「新規・取消リスト」に印書されている新規事業又は継続してメリット制の適用のある事業で、印書内容又は適用内容を変更する場合は、変更コード「5」を記入する。
		合併	新規、変更又は復活により入力された事業場で、事業の合併を行う場合に合併コード「7」を記入すること。 なお、合併と同時に他の項目を変更する場合は、別帳票に変更・復活処理に準じ変更項目を記入するとともに、21～23の項目も合わせて記入する。 （注）合併のみの単独入力はエラーとなるため行えない。

項目番号	項　　目	内　　容	
3	新取変コード	復活	「新規・取消リスト」の「非メリット」欄にコード「1」、「3」、「5」の印書されている事業のうち、翌年度もメリット制の適用がある場合は、復活コード「9」を記入する。 なお、復活と同時に他の項目を変更する場合は、復活コード「9」及び変更項目を記入する。 （注）復活コードの使用は、12月末（25日）締切分の報告までとし、「適用事業場名簿」作成後はできない。
		分割	事業分割届乙票を受理した場合に、分割コード「8」を記入する。
4	成立年月日	元号を付した当該事業の保険関係成立年月日を記入する。 なお、メリット制取扱い上、移転してきた事業である場合は、移転前の事業の保険関係成立年月日を記入する。分割した事業である場合は、分割元事業の保険関係成立年月日を記入する。 5 … 昭和 7 … 平成	
5	業　種	当該事業の業種コード（4桁）を記入する。	
6	当年度メリット増減率	当年度にメリット制の適用がある事業で、新規として報告する場合は当年度に適用されているメリット増減率を記入する。 （注）前年度の算定基礎報告書の入力漏れ等により手作業でメリット増減率を決定した場合について、翌年度の「適用事業場名簿」を正しく印字する時に記入する。	
7	当年度メリット料率	当年度にメリット制の適用がある事業で、新規として報告する場合は当年度に適用されているメリット料率（非業災減）を記入する。 （注）前年度の「算定基礎報告書」の入力漏れ等により手作業でメリット料率を決定した場合について、翌年度の「適用事業場名簿」を正しく印字する時に記入する。	
8	特例コード（補正分のみ）	労災保険率特例の適用状況について次のコードを記入する。 1 … 特例適用あり 3 … 特例適用なし （注）「特例申告書」の入力漏れ、取消誤り等により、労災保険率の特例適用状況が「適用事業場名簿」（12月末）に反映できなかった場合のみ記入する。	
9 11 13	労働者数	イ　翌年度新規にメリット制の適用となる事業については、前年度以前3保険年度の労働者数をそれぞれ記入する。 ロ　当該事業で労働者数の変更がある場合には、該当する年度の労働者数を記入する。	

項目番号	項　　目	内　　容
10 12 14	確定保険料	イ　翌年度新規にメリット制の適用となる事業については、前年度以前３保険年度の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）をそれぞれ記入する。 　なお、当年度に保険料算定基礎調査等により確定保険料の額が変更された場合は、その変更後の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を記入する。 ロ　継続してメリット制の適用のある事業で、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を訂正する必要がある場合は、その訂正後の確定保険料の額（非業務災害分を除く。） **（注）前々年度及び前年度に係る確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を訂正する場合は、年更台帳の内容を変更処理期限（当年度12月末頃）までに変更処理すること。** **なお、この場合、「算定基礎報告書」への記入は必要ない。**
15 ～ 20	保険給付費 特別支給金	イ　「新規・取消リスト」にない事業で、かつ翌年度新規にメリット制の適用となる事業については、前年度以前３保険年度の各保険給付の額及び特別支給金の額のうち、メリット計算に算入すべき給付額を記入する。 ロ　「新規・取消リスト」に印書された翌年度新規となる事業又は継続してメリット制の適用のある事業で、前年度以前３保険年度の各年度の保険給付の額及び特別支給金の額を訂正する必要がある場合は、その訂正すべき額との差額を記入し、減額記入する場合のみ「－」（マイナス）符号を記入する。 （注）第三者から損害賠償金として納入された額（年金に係る分を除く。）等の調整額を算入する必要があるものについては納入すべき額を決定した年度に記入する。
21	移転前労働保険番号	移転前の局において付与された、当該移転事業に係る労働保険番号を記入する。 （注）事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入すること。
22	消滅年月日	移転前の局において確定精算を行った年月日を元号を付して記入する。 （注）事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入すること。
23	当年度に移転した事業の確定保険料	移転前に局において当年度（４月～翌年３月の間）に移転した事業の確定保険料の額を記入する。 （注）前年度以前に移転した事業の場合は、この欄に記入しないこと。

（注）項目番号６、７について、記入した内容は、年度更新申告書等へも反映される。

ハ　継続メリット制算定基礎報告書の作成

次に該当する場合に「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

(ｲ) 新　規

新規コード「１」を含むすべての項目について記入すること。

ただし、「保険給付」及び「特別支給金」に該当がない場合については、記入の必要はない。

なお、事務組合の委託替え等により、労働保険番号が変更された事業であり、かつ、移転前の事業がメリット適用要件を満たす期間が３保険年度未満である場合は、同時に「移転前労働保険番号」を記入すること。

ただし、移転前の事業がメリット適用要件を満たす期間が３保険年度以上の場合は、移転前労働保険番号を記入しない新規の帳票１枚と、移転前労働保険番号を記入した合併の帳票１枚の合計２枚を作成すること。

a　翌年度新たにメリット制の適用を受ける事業であって、保険料算定基礎調査等により、確定保険料又は労働者数が変更されたため、「新規・取消リスト」に印書されていない場合。

b　翌年度新たにメリット制の適用を受ける事業であって、過去３年度間に事務組合に委託一括されていたため、「新規・取消リスト」に印書されていない場合。

c　翌年度にメリット制の適用を受ける事業であって、「算定基礎報告書」の入力漏れ等により「適用事業場名簿」に印書されていない場合。

なお、当年度もメリット制の適用を受ける事業である場合は、「当年度メリット増減率」及び「当年度メリット料率」欄に当該率を記入すること。

(ﾛ) 取　消

労働保険番号及び「取消コード」のみを記入すること。

なお、この場合取消コードについては、次のコードを記入する。

(a) 前年度に欠いている場合　　コード「２」

(b) 前々年度に欠いている場合　　コード「３」

(c) 前々々年度に欠いている場合　コード「４」

a　「新規・取消リスト」の「新規コード」欄に「１」が付されている事業で各保険年度のいずれかにおいて適用要件を満たしていないものがある場合

b　継続してメリット制の適用があった事業で、翌年度は非適用となる事業が「新規・取消リスト」に印書されていない場合

(ﾊ) 変　更

労働保険番号と変更コード「５」及び変更となる項目のみ記入することとし、他の項目は空欄とすること。

なお、記入する際は、「労働者数」及び「確定保険料（非業災分を除く。）」は実数又は実額とし、**「保険給付費」及び「特別支給金」については、変更すべき額との差額を記入すること。**

また、業種及び前々年度、前年度確定保険料の額を変更する場合は、適用台帳及び年更台帳の内容を変更処理期限（当年度12月末頃又は３月末頃）までに変更処理すること。

なお、この場合に係る「算定基礎報告書」の作成は必要ない（業種変更においては、適用台帳の内容変更処理がなされている場合に算定基礎報告書のみ作成しても業種の内容は変更されない。）。

ただし、過年度に遡って業種変更する場合は、該当する過年度の確定保険料の額（非業災分除く）について、業種変更後の労災保険率（メリット適用されている場合は適用後の率）で計算を行い、「算定基礎報告書」を作成すること。

a　「新規・取消リスト」の「新規コード」欄に「1」が付されている事業で内容に変更が生じた場合

b　指定事業と被一括事業が入れ替わった場合

c　メリット制の適用要件を満たす事業で、当年度における第三者から損害賠償金として決定した納入すべき額、ＣＯ法による介護料及び診察等の措置に要する費用の額等の調整額を算入又は保険料算定基礎調査等により確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を変更する場合

d　「新規・取消リスト」に印書されていない事業場で、移転等の事由（県外からの移転も含む。）により、保険関係が機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業については、移転後の労働保険番号により、下記(ヘ) a の記入内容と同様とし、これら記入内容以外に変更となる項目がある場合は、当該項目にも記入すること。

(ニ) 合　併

消滅事業場ごとに、存続事業の労働保険番号により、合併コード「7」の他、消滅事業の合併情報として「移転前労働保険番号」及び「消滅年月日」を記入すること。

なお、合併コード「7」の帳票のみでは入力できたことにはならず、存続事業として、新規コード「1」又は変更コード「5」又は復活コード「9」の帳票を作成し、「労働者数」、「確定保険料」、「保険給付額」及び「特別支給金」を合算した数値にて報告を必ず併せて行うこと。

(ホ) 事業分割

事業分割届乙票を受理した都道府県労働局において入力することとし、新取変コードは「8」とすること。

a　分割新設事業

以下の項目をすべて記入して入力すること。

なお、項目記入は必須となっており、記入漏れがあった場合又は別項目の記入があった場合の入力はキャンセルとすること。

・分割新設事業の労働保険番号（項番②）
・事業分割コード「8」（項番③）
・事業分割日（項番④）
・業種（項番⑤）
・分割が行われる元の事業の労働保険番号（項番㉑）

b　分割元引継事業

分割の報告を必要とするのは分割新設事業のみであり、分割が行われた後、分割元引継事業については特に分割の報告を要しないが、事業の分割に際し、移転した場合、あるいは補正入力時の特例メリット適用の有無の入力等が生じた場合は現行の機械処理方法に基づいて行うこと。

(ヘ) 復　活

労働保険番号及び復活コード「9」の他、下記により復活すべき項目を記入すること。

なお、復活と同時に他の項目を変更する場合は、同時に上記(ハ)に準じて変更項目を記入すること。

a　移転復活

「新規・取消リスト」の「非メリット」欄に「1」が付されているもので、移転等の事由により保険関係が機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業について、移転後の労働保険番号により、前々年度確定保険料、前年度確定保険料、移転前の労働保険番号、消滅年月日、当年度に移転した事業の確定保険料（非業災減）（ただし、当年度移転に限る。）を記入すること。

b　労働者数又は確定保険料の復活

新規・取消リスト」の「非メリット」欄に「3」が付されているもので、「年度更新申告書」の記入誤り又は保険料算定基礎調査等により労働者数又は確定保険料を変更し、メリット制の適用を継続する場合、変更後の労働者数又は確定保険料を記入すること。

なお、前々年度及び前年度の確定保険料額（非業災分を除く。）の変更については、年更台帳の内容変更処理期限（当年度12月末頃）までに変更処理している場合、確定保険料の記入の必要はない。

ただし、復活コードの記入、入力は必要である。

c　業種変更による復活

「新規・取消リスト」の「非メリット」欄に「5」が付されているもので、翌年度も継続してメリット制の適用がある場合、変更後の業種を記入すること。

ただし、適用台帳の内容変更処理期限（当年度12月末頃又は3月末頃）までに適用台帳の業種が変更されていることが必要である。

(ト) 削　除

労働保険番号及び削除コード欄（項番①）に「9」を記入すること。

上記(イ)から(ホ)により既に入力された算定基礎報告書データを削除する場合に使用すること。

ニ　継続メリット制算定基礎報告書作成上の注意事項

(イ) 指定事業に一括された事業の取扱い

徴収法第9条の規定に基づき指定事業に一括された事業であって、一括後の指定事業が翌年度にメリット制の適用があるときは、次の事項に注意すること。

a　一括された事業について、確定保険料及び一括前に発生した災害に係る保険給付及び特別支給金はメリット収支率の算定基礎に算入しないこと。

したがって、指定事業に係る「算定基礎報告書」の「確定保険料」、「保険給付額」及び「特別支給金」欄に上記の金額を合算しないこと。

また、移転前労働保険番号に一括された事業の労働保険番号を記入しないこと。

b　一括以後において発生した災害について、第三者から損害賠償金として納入すべき額を決定したものがある場合は、当該金額を支払いのあった局署に照会し、指定事業に係る「算定基礎報告書」に含めて報告すること。

この場合、管轄の局署及び支払いのあった局署双方の協力のもと事務処理を行うこと。

(ロ) 合算事業の取扱い

a　港湾荷役関係事業で同一事業主（基幹番号の同一のもの）について事業の種類ごとに枝番号を付しているものは、機械処理により合算の処理を行い、新たにメリット制の適用要

件を満たした場合は、「新規・取消リスト」に印書するが、これ以外に翌年度新たに合算すべき事業がある場合は、新規として「算定基礎報告書」を作成すること。

b　港湾荷役関係事業で基幹番号の相違する２以上の事業については、同一基幹番号にするための「キー変更」処理を行わなければシステムによる合算処理が行われないので注意すること。

また、「新規・取消リスト」において、基幹番号相違のためシステム上合算処理が行われないため、非メリットとなった事業については、当年度12月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において復活報告（「キー変更」前の労働保険番号による報告）すること。

なお、上記と同様に基幹番号相違のため合算処理されなかったが、非メリットとならない事業場（１事業のみで適用要件を満たすもの）についても当年度12月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において新規報告（「キー変更」前の労働保険番号による報告）すること。

(ハ) 合併事業の取扱い

存続事業にメリット制の適用がある場合は、消滅事業及び存続事業の業務災害に係る確定保険料額、保険給付額等を把握し、合算の上「変更」として「算定基礎報告書」を作成すること。あわせて当年度以降の保険給付額等を把握する移転情報を作成するため、「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力すること。

なお、この場合、項番㉑の移転前労働保険番号欄に消滅事業の労働保険番号を、項番②の労働保険番号欄に存続事業の労働保険番号を記入すること。

また、消滅年月日が当年度（４月から翌年３月の間）のものについては、消滅事業の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を記入すること。

（注）合併は一入力期間に、一事業場につき９９件まで入力できる。

(ニ) 事務組合委託事業の取扱い

a　事務組合委託事業が新規にメリット制の適用となる場合は、当該委託事業の労働保険番号（枝番号を含む。）によって適用台帳の作成を行うこと。

b　ａに該当する事業については、当該事業に係る確定保険料の額（非業務災害分を除く。）及び保険給付の額（特別支給金を含む。）を把握し、新規として取扱い、「算定基礎報告書」を作成するとともに、労働保険番号の変更があった場合は「移転情報」を作成すること。

なお、当該事業が事務組合に委託する前の保険関係が、他局であった場合は、現に当該事務組合を管轄する局において委託前の局に対し照会を行い、メリット計算に必要な確定保険料の額（非業務災害分を除く。）及び保険給付の額（特別支給金を含む。）等を把握すること。

(ホ) 移転事業の取扱い

連続する保険年度において適用要件を満たしているもので、当年度中（４月から翌年３月の間）に移転等の事由により機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業については、「算定基礎報告書」により移転情報を作成し、ＯＣＲ入力すること。

なおこの場合、局（署）から移転したものについては、移転後に管轄する局において、「**労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について**」（様式１）により照会し、移転前

に管轄する局にあっては、調査の上「**労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について（回答）**」（様式２）により、次の事項について回答すること。

a　移転前の労働保険番号及び成立年月日

b　次の確定保険料の額

移転した日の属する年度が前年度であれば、前年度以前３箇年度のそれぞれの確定保険料の額（非業災分を除く。）

c　移転前の労働保険番号による次の保険給付（特別支給金を含む。）の額

(a) 前年度以前３箇年度の保険給付額（整備法第18条第１項による保険給付の額を除く。）

(b) 前年度以前３箇年度の特別支給金

(c) 前年度以前３箇年度における労災保険法第12条の４の規定による第三者からの損害賠償金として**納入告知した額**（年金給付に係るものを除く。）

d　前年度以前に移転事業報告をした事業に係る給付処理

前年度以前に移転事業報告をした事業で、当年度に移転前の労働保険番号で保険給付が行われた場合には、移転前の労働保険番号が、他の事業場の労働保険番号として使用されていないか確認すること。

なお、労働保険番号が使用されている場合には、給付額を把握し、局において「算定基礎報告書」により修正処理を行うこと。

(ヘ) 事業分割の取扱い

a　算定基礎報告書の入力期間について

算定基礎報告書の入力期間は、現行の機械処理と同様に通常入力期間（11／１から12／25）及び補正入力期間（２／１から３／25）とするが、分割が行われた時期等により以下のとおりとするので留意されたい。

なお、分割年度において、当該分割年度の通常入力期間に入力した場合は、分割元引継事業及び分割新設事業に係る「継続メリット制適用事業場名簿」、「労災保険率決定通知書」及び「年度更新申告書」を、補正入力期間に入力した場合は、分割新設事業に係る「継続メリット制適用事業場名簿（補正分）」をそれぞれ印書することとし、それ以外の場合は、それぞれ各局において手書き対応とすること。

また、下記(c)及び(d)に該当する場合、入力年度の帳票関係の印書については、上記に準じて行う。

(a) ４／１から12／25に分割が行われた場合

通常入力期間内に入力すること。

(b) ４／１から12／25に分割が行われたが通常期間に処理ができなかった場合、あるいは12／26から３／25に分割が行われた場合

補正入力期間内に入力すること。

(c) 年度内に分割が行われたが通常入力期間及び補正入力期間に入力ができなかった場合、あるいは入力漏れがあった場合

分割があった年度（以下「分割年度」という。）の翌年度に必ず入力すること。算定基礎報告書による入力期間は分割年度及びその翌年度までとし、それ以降の分割報告においては入力時にキャンセルとする。仮に分割があった年度の翌年度入力期間の末日までに入力ができなかった場合等が生じたときは、労災保険業務室（統計調査係）に連絡を

した上で必要な指示を得ること。

(d) 年度内に分割が行われた分割元事業が移転した場合又は移転等により「新規・取消事業場リスト」に印書されている場合

上記(a)から(c)の事情により当該入力期間に、分割元事業の移転報告又は復活報告のみ行い、分割報告は前記当該入力期間の次の入力期間に行うこととする。

例えば上記(a)に該当する場合、移転報告を通常入力期間内に行い、分割報告はその年度の補正入力期間に行うこと。

よって、**同一期間内に移転及び分割の報告はできない。**

b　分割事業の機械処理上の制限について

(a) 分割事業の分割回数

分割情報の管理は、１分割元事業からみて最大２回（１分割元事業を親と仮定した場合、子（１回目の分割）又は孫（２回目の分割）まで）を限度とする。

ただし、年度内での分割報告の回数は１回のみとする（年度内の再分割は不可）。

この制限を超える報告（親からみて３回以上）については、算定基礎報告書により「新規」で報告することとする。この場合、分割年度の翌年度の合算処理については、機械処理の対象とされないので、翌年度の確定保険料等については、手計算で対応の上、算定基礎報告書での変更処理を行うこと。

(b) 分割新設事業の上限

同一入力期間における分割新設事業の上限は40件とし、それを超える分については、次回入力期間にＯＣＲ入力を行うこととする。

なお、年度内の入力期間中に入力ができない場合、翌年度の算定基礎報告書の入力期間内にＯＣＲ入力を行うこと。

(c) 分割報告後の分割元事業に関する変更報告の扱い

分割報告時のメリット収支率算定期間の保険料等を保険料算定基礎調査等で変更する必要が生じた場合又は分割報告後に給付額等の差異のあることが判明した場合（例えば分割年度の報告時は給付額等を100万円で算定したが、第三者行為災害等の調整額のため、分割年度及びその翌年度に90万円であることが正しいと判明した場合等）、分割元事業及び分割新設事業それぞれの該当する内容の変更処理が必要となるので、それぞれ変更処理分の算定基礎報告書の作成及び入力が必要となる。

ただし、**分割報告と同一の入力期間までに労働保険適用徴収システムで分割元事業の変更入力をした場合は、分割新設事業にもその変更内容が反映される。**

原則として、一度、事業場名簿に出力された適用事業場は個別に修正が必要となる。

分割年度の合算処理においても合算すべき保険給付額に変更する必要がある場合又は調整額がある場合にも、同様に個別の修正が必要となる。上記の例の場合には合算後の正しい保険給付額（100万円→90万円）をそれぞれ報告する必要がある。

なお、保険料算定基礎調査等により、前年度又は前々年度の確定保険料の額を変更する場合は、労働保険適用徴収システムの適用、徴収及び収納の各台帳を修正すれば、算定基礎報告書による変更は要しないが、算定基礎報告書入力期間内に前記各台帳が修正漏れの場合は必要となる。

(ト) 同一入力期間内の帳票入力の取扱い

同一入力期間内に、ＯＣＲ入力された算定基礎報告書の内容を修正する必要が生じた場合は、上記ニ(ト)の削除を行った後正しい算定基礎報告書をＯＣＲ入力すること。

先行入力された算定基礎報告書の内容変更を名目に変更コードによる入力を行った場合、二重入力となるので注意すること。

ホ　継続メリット制算定基礎報告書の移転情報の作成

移転情報は、通常のキー変更処理で作成される「キー変情報」と同様に、事業場の移転後においてもなお、移転前労働保険番号で支払われる「給付情報」については、移転後の労働保険番号に変更し、当年度以降における当該事業に係るメリット計算に算入する保険給付額等の把握を機械処理により行わせるための情報である。

このため、継続メリット制の適用要件を満たす事業であって、他府県からの移転及び事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上消滅となり、移転後又は事務組合において異なる労働保険番号により保険関係を新規成立したすべての事業場について、移転情報を記入した「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力を行うこと。

また、合併事業の当年度以降の保険給付額等についても、存続事業と消滅事業のそれぞれの保険給付額等を合算して収支率を算定する必要があることから、移転情報を記入した「算定基礎報告書」を作成し、ＯＣＲ入力を行うこと。

なお、徴収法第９条により指定事業に一括された事業における一括前に発生した災害に係る保険給付額等については、指定事業のメリット計算に算入されないので、この移転情報を作成する必要はない。

この移転情報の作成にあたっては、移転後の局において作成することとし、作成に必要な事項については、（様式１）により移転前の局に照会し把握すること。照会を受けた局は、（様式２）により速やかに回答すること。

（様式１）

事　務　連　絡
平成　年　月　日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課（室）長　殿

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課（室）長

労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について

当局に移転した下記事業場について、労災保険率のメリット制の適用にあたり、移転前の貴局において成立していた保険関係等の内容について、調査の上ご回答下さい。

なお、回答にあたっては、「継続メリット制適用事業場名簿」の当該事業に係る部分のコピーでも差し支えありません。

記

①移転前労働保険番号	府　県	所掌	管　轄	基　幹　番　号	枝　番　号
②事業場の名称	（フリガナ）				
③その他					

（様式２）

事　務　連　絡
平成　年　月　日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課（室）長　殿

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課（室）長

労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について（回答）

平成　年　月　日付け標記調査依頼について、下記のとおり回答します。

記

①移転前労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号		枝番号	②業種
③事業場の名称	（フリガナ）						
④保険関係成立年月日	年　月　日		⑤保険関係消滅年月日	年　月　日			
⑥確定保険料の額（業災分）	(イ)当年度	円	(ロ)前年度	円			
	(ハ)前々年度	円	(ニ)前々々年度	円			
⑦労働者数	(イ)前年度	人	(ロ)前々年度	人	(ハ)前々々年度	人	

⑧保険給付の額（業務災害分のみ）		(a)前年度	(b)前々年度	(c)前々々年度
	(イ)保険給付額	円	円	円
	(ロ)特別支給金額			
	(ハ)労災法第12条の４損害賠償求償額			
	(ニ)　合　計			
⑨保険関係消滅時のメリット保険率	1,000分の　・	⑩その他		

ヘ　継続メリット制算定基礎報告書の移転情報の作成上の注意

(イ) 作成対象

a　この移転情報は、当年度（４月から翌年３月の間）に他府県から移転してきた事業及び事務組合への委託等（歳入徴収官の変更に伴うもの）により確定精算を行っている事業で、移転後の事業（事務組合への委託等を含む。）が翌年度にメリット制の適用がある場合に作成すること。つまり、メリットが適用されうる事業であっても、保険関係成立後２年で他府県に移転した場合は、再び３年間メリットの適用要件を満たすまで、メリットは適用されないこととなる。

b　aに該当する事業が当年度以前３保険年度の間に移転等を行ったことがある場合は、その移転等の状況を次の例により作成すること。

【例】

個別事業場		A事務組合に委託		個別事業場
a	→	（A……１） 枝番号	→	b

a → b
A → b
を２件作成する。

なお、キー変更処理可能（歳入徴収官の変更を伴わないもの）なもので、【例】と同様の状況（確定精算を行ったもの）の場合についても作成を必要とすることとなるので注意すること。

(ロ) 作成上の注意事項

「当年度に消滅した確定保険料の額」の欄は、当年度に移転等により消滅した事業に係る当年度の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を記入すること。

この場合、事務組合委託事業が新規にメリット制の適用となり、当該事業が事務組合の中において変更した場合は、確定精算を行ったものとみなして、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を把握し記入すること。

(4)労災保険率決定通知書
イ 様式(平成19年度以降)

平成　年　月　日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官 印

労災保険率決定通知書

貴事業場における平成　　年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第３項及び同法第12条の２の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

記

1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業(継続事業)

特例メリット制適用	有　無

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦改定労災保険率(メリット料率)(⑤+⑥)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	1000分の	1000分の 0.80	1000分の

2. 建設の事業及び立木の伐採の事業(一括有期事業)

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦ 改定労災保険率(メリット料率)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	((7)−(6))	1000分の 0.80	下表「＊」のとおり

改定労災保険率(×一〇〇〇分の一)		増減率 / 適用	−40	−35	−30	−25	−20	−15	−10	−5	±0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
		事業の種類																	
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	71.120	76.980	82.840	88.700	94.560	100.420	106.280	112.140	118	123.860	129.720	135.580	141.440	147.300	153.160	159.020	164.880
	32	道路新設事業	12.920	13.930	14.940	15.950	16.960	17.970	18.980	19.990	21	22.010	23.020	24.030	25.040	26.050	27.060	28.070	29.080
	33	舗装工事業	8.720	9.380	10.040	10.700	11.360	12.020	12.680	13.340	14	14.660	15.320	15.980	16.640	17.300	17.960	18.620	19.280
	34	鉄道又は軌道新設事業	14.120	15.230	16.340	17.450	18.560	19.670	20.780	21.890	23	24.110	25.220	26.330	27.440	28.550	29.660	30.770	31.880
	35	建築事業	9.320	10.030	10.740	11.450	12.160	12.870	13.580	14.290	15	15.710	16.420	17.130	17.840	18.550	19.260	19.970	20.680
	38	既設建築物設備工事業	8.720	9.380	10.040	10.700	11.360	12.020	12.680	13.340	14	14.660	15.320	15.980	16.640	17.300	17.960	18.620	19.280
	36	機械装置の組立又は据付けの事業	8.720	9.380	10.040	10.700	11.360	12.020	12.680	13.340	14	14.660	15.320	15.980	16.640	17.300	17.960	18.620	19.280
	37	その他の建設事業	12.920	13.930	14.940	15.950	16.960	17.970	18.980	19.990	21	22.010	23.020	24.030	25.040	26.050	27.060	28.070	29.080
	02又は03	林業		39.280	42.240	45.200	48.160	51.120	54.080	57.040	60	62.960	65.920	68.880	71.840	74.800	77.760	80.720	

(注) 1. 貴事業場の特例メリット制の適用は、「特例メリット制適用」欄の、「＝」で消去されていない方が該当します。
2. 「適用」欄に「＊」印で表示された改定労災保険率が、貴事業場に係る労災保険率です。
3. 本表の改定労災保険率は、非業務災害率（1000分の0. 8）を含みます。
4. 立木の伐採の事業は事業の種類「02又は03 林業」に該当します。
5. 徴収法施行規則第20条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表」及び同規則第20条の６に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表」は裏面のとおりです。

（参考１）労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

収　支　率	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合	
	立木の伐採の事業以外の事業	立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる。	35%減ずる。
10%を超え　20%までのもの	35%減ずる。	30%減ずる。
20%を超え　30%までのもの	30%減ずる。	25%減ずる。
30%を超え　40%までのもの	25%減ずる。	20%減ずる。
40%を超え　50%までのもの	20%減ずる。	15%減ずる。
50%を超え　60%までのもの	15%減ずる。	10%減ずる。
60%を超え　70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え　75%までのもの	５%減ずる。	５%減ずる。
85%を超え　90%までのもの	５%増加する。	５%増加する。
90%を超え　100%までのもの	10%増加する。	10%増加する。
100%を超え　110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え　120%までのもの	20%増加する。	15%増加する。
120%を超え　130%までのもの	25%増加する。	20%増加する。
130%を超え　140%までのもの	30%増加する。	25%増加する。
140%を超え　150%までのもの	35%増加する。	30%増加する。
150%を超えるもの	40%増加する。	35%増加する。

（参考２）労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表
（特例メリット制が適用となった場合）

収　支　率	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合
	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業
５%以下のもの	45%減ずる。
５%を超え　10%までのもの	40%減ずる。
10%を超え　20%までのもの	35%減ずる。
20%を超え　30%までのもの	30%減ずる。
30%を超え　40%までのもの	25%減ずる。
40%を超え　50%までのもの	20%減ずる。
50%を超え　60%までのもの	15%減ずる。
60%を超え　70%までのもの	10%減ずる。
70%を超え　75%までのもの	５%減ずる。
85%を超え　90%までのもの	５%増加する。
90%を超え　100%までのもの	10%増加する。
100%を超え　110%までのもの	15%増加する。
110%を超え　120%までのもの	20%増加する。
120%を超え　130%までのもの	25%増加する。
130%を超え　140%までのもの	30%増加する。
140%を超え　150%までのもの	35%増加する。
150%を超え　160%までのもの	40%増加する。
160%を超えるもの	45%増加する。

ロ　事業主への通知に当たっての注意事項

労災保険率決定通知書は、翌年度のメリット労災保険率について継続メリット制適用事業場の事業主へ通知するものであり、本省においてメリット計算処理後印書し、局に送付するので、「適用事業場名簿」及び年度更新用の「概算・確定保険料申告書」（以下「年度更新申告書」という。）の労災保険率等と照合し、労働保険特別会計歳入徴収官印を押印の上「年度更新申告書」発送時に同封して事業主へ通知すること。

なお、局への継続メリット制適用事業に係る大臣決定の通知は、補正分のメリット計算処理（補正分「適用事業場名簿」処理）後通知する。

「適用事業場名簿」（12月末分）及び「年度更新申告書」の印書事務処理後に変更のあった事業場（補正分「適用事業場名簿」に係る事業場）分については、新たに「労災保険率決定通知書」（メリット決定通知書）が印書されないので、既印書分（変更前の分）を破棄し、手書きにより局において作成すること。

また、「年度更新申告書」の労災保険率についても、訂正処理を行うこと。

(5) 事業分割届

イ　事業分割届（甲票）

事業分割届（甲票）

提出用

分割元事業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	分割年月日	年　月　日	
	名　称				郵便番号	―	事業の種類	メリット増減率	
	所在地				電話番号				
	事業分割の概要								

分割し新設する事業	名　称		郵便番号	―	事業の種類
	所在地		電話番号		
	労働者数				
	分割元からの移籍労働者数				

平成　　年　　月　　日

労働局長　殿

分割元事業　住　所

事業主　　記名押印又は署名

氏　名　　㊞

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

ロ　事業分割届（乙票）

事業分割届（乙票）

提出用

分割元事業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	分割年月日	年　月　日	
						―			
	名　称		郵便番号	―		事業の種類	メリット増減率		
	所在地		電話番号						
	事業分割の概要								

分割し新設する事業	名　称		郵便番号	―	事業の種類	
	所在地		電話番号			
	労働者数					
	分割元からの移籍労働者数					
	新規労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
						―

平成　　年　　月　　日

労働局長　殿

※確認欄

分割新設事業　住　所
事業主　　記名押印又は署名
氏　名　　㊞
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

第３　継続事業のメリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い

１　継続メリット制適用の規模要件

(1) 労働者数の算定方法

メリット制の適用要件が満たされていることを確認するためには、各保険年度における労働者数を把握する必要がある。

ここにいう各保険年度における労働者数とは、当該保険年度中の各月の末日（賃金締切日がある場合は、各月の末日の直前の賃金締切日）において使用した労働者数の合計数を12で除して得た労働者数（小数点以下切り捨て。）のことである。

ただし、船きょ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業にあっては、当該保険年度中に使用した延労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除して得た労働者数（小数点以下切り捨て。）である（徴収則第17条第１項）。

(2) 最低労働者数の考え方

メリット制適用の規模要件は、メリット収支率算定期間において満たされていればよい。したがって、現在の労働者数がメリット制適用の規模要件を満たしていなくても、過去において規模要件が満たされていれば、メリット制が適用される場合がある。

また、災害度係数の算定に用いる労災保険率は、メリット収支率算定期間のそれぞれの年度における、基準となる労災保険率である。

基準となる労災保険率が1,000分の4.5となる事業については、災害度係数が0．4以上となる最小の労働者数は108人であるが、徴収法第12条第３項第１号により、メリット制適用の規模要件である最低労働者数は100人となる。

【最低労働者数の計算例】

平成18年度の労働者数が96人である小売業の場合

「労災保険率適用事業細目表」（昭和47年労働省告示第16号）における事業の種類の細目が「980 1　卸売業・小売業」に該当するので、平成18年度における基準となる労災保険率は1000分の５であり、メリット制適用要件である

（労働者数）×（5.0（労災保険率）－0.8（非業務災害率））／1000 ≧ 0.4

を満たすことから、平成18年度については、当該事業場は規模要件を満たしている（徴収法第12条第３項、徴収則第17条第２項）。

すなわち、メリット労災保険率の計算に当たり、平成18年度がメリット収支率算定期間に含まれる年度（20,21,22年度）において、平成18年度についてはメリット制適用の規模要件を満たしていることになる。

（参考）労災保険率の改定により、災害度係数が0.4以上となる最小の労働者数が変わり得る

平成14年度　　労災保険率が1000分の5.5

90（労働者数）　×(5.5－ 1（非業務災害率)).　／1000＝　0.405　≧0.4

最小の労働者数は90人

平成15、16年度　同1000分の５

98（労働者数）　×(5.0－0.9（非業務災害率））　／1000＝　0.402　≧0.4

最小の労働者数は98人

(3) 第一種特別加入者の取扱い

第一種特別加入者は当該事業に使用される労働者とみなされることから、メリット制適用の規模要件においても労働者数に含めて取り扱う。

2　メリット収支率

メリット収支率の算定方法の概要はＩ章の第１に述べたとおりであるが、さらに以下の点に注意すること。

(1) 分母の額

メリット収支率の分母の額は、次のイの額にロの第一種調整率を乗じて得た額である。

イ　メリット収支率算定期間の各保険年度における次の(ｲ)及び(ﾛ)の額を合算した額

(ｲ) 労災保険率に応ずる一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額。

ただし、メリット制により労災保険率が引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率を用いる（徴収則第19条）。下記(ﾛ)についても同様。

(ﾛ) 第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額

なお、各保険年度における保険料の額は、確定保険料の額である。非業務災害率に応ずる部分の額は、労災保険率に応ずる一般保険料の確定保険料の額に、労災保険率に対する非業務災害率の割合を乗じて得ることとなる。

（注）　石綿健康被害救済法における一般拠出金について

石綿健康被害救済法第34条に定められた一般拠出金の徴収が平成19年4月1日から施行されるが、当該徴収額については算入しないこと。

ロ　第一種調整率（徴収則第19条の２）

メリット収支率の算定に当たり、分子に算入される年金に係る給付額の評価は、実際の年金給付額に代えて労働基準法相当額（Ⅵ章第10「メリット収支率の分子に算入する額」参照。）を一時金として算入するが、分母たる労災保険に係る一般保険料の額は、年金給付については将来給付分も含む給付総額を基に設定する料率によるため、一定の係数（第一種調整率）を保険料に乗じて両者の不均衡を是正することにより、収支率算定の適正化を図っている。

また、林業、建設の事業、港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業については、一定の条件に基づく特定疾病に係る保険給付及び特別支給金等の額をメリット収支率の算定式の分子の額から除外し、メリット収支率の算定基礎に含めないこととなっているため個別に調整率を設定し、収支率算定の適正化を図っている。

(2) 分子の額

メリット収支率の分子の額は、メリット収支率算定期間において支払われた業務災害に関する保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金について、以下に掲げる方法により算定した額である。

ただし、労災法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金(遺族失権差額一時金）及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われる遺族特別一時金、障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金、特別遺族給付金のうち石綿健康被害救済法第62号第２号の場合に支給される特別遺族一時金、特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金、第３種特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の額については、収支率に算入しない。

イ　障害補償年金、遺族補償年金、障害特別年金及び遺族特別年金（徴収則第18条第２項第１号及び同項第２号並びに第18条の３）

障害補償年金、遺族補償年金、障害特別年金及び遺族特別年金については、実際の給付額は算入せず、Ⅵ章第10「メリット収支率の分子に算入する額」に掲げる額を支給決定の日の属する保険年度の分として算入する。

障害補償年金及び障害特別年金の算入額の算定で使用する日数は、障害等級に応じ労基法別表第２に定める日数と一致するものである。

遺族補償年金及び遺族特別年金の算入額の算定で使用する日数（1,000日）は、労基法第79条に規定される「平均賃金の1,000日分」における日数と一致するものである。

(注1)　既存の障害等級を加重した場合（再発により加重した場合を含む。）の障害補償年金及び障害特別年金の算入額は、給付基礎日額（障害特別年金にあっては算定基礎日額）に、加重後の障害等級に応ずる労基法相当日数から既存の障害等級に応ずる労基法相当日数を減じた日数を乗じて得た額とし、加重後の障害補償年金の支給決定の日の属する保険年度に算入する。

(注2)　若年停止となる遺族補償年金であっても、支給決定の日の属する保険年度に、給付基礎日額の1,000日分を算入する。

(注3)　障害補償年金及び遺族補償年金の支給決定時に労働基準法相当額を算入することから、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金は、メリット収支率の算定基礎に算入しない。

また、同様の理由で遺族失権差額一時金及び当該一時金の受給権者に支払われる遺族特別一時金並びに障害補償年金差額一時金及び当該一時金の受給権者に支払われる障害特別年金差額一時金についても、メリット収支率の算定基礎には算入しない。

(注4)　遺族補償年金について、当該遺族補償年金に係る負傷又は疾病に伴い過去に障害補償年金の支給決定があり、メリット収支率の算定基礎に当該障害補償年金に係る労働基準法相当額の算入が行われている場合は、当該遺族補償年金の支給決定に伴う労働基準法相当額の算入は行わない（例えば障害補償年金の受給者が再発により傷病補償年金の受給者に移行した後、療養中に死亡した場合など)。遺族特別年金についても同様である。

なお、過去に支給決定のある年金が傷病補償年金のみである場合は、当該遺族補償年金の支給決定に伴い労働基準法相当額の算入を行う。

ロ　療養補償給付（徴収則第18条第２項第４号）

療養補償給付については、当該療養の開始後３年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した療養補償給付の額を算入し、３年を経過する日以降に支給事由が生じた療養補償給付の額は算入しない。

なお、療養の開始後３年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した療養補償給付及び３

年を経過する日以降に支給事由が生じた療養補償給付が、３年を経過する日をまたがった期間分として一括して支払われた場合は、支給対象期間で日割り計算をすることで３年を経過する日の前日までの分を算定し、その額を算入する。

ただし、診断書、装具、薬剤費等は、日割り計算をすることが妥当ではないため、診療期間の初日が当該療養の開始から３年を経過していないものに限り算入する。

また、算入する保険年度は、療養補償給付が実際に支払われた日の属する保険年度である。

（注）労働災害により療養補償給付を受け完治したが、その後同一理由で再発し、以前より等級が上がった場合には、前回に支払われた給付額の差額が被災労働者に給付される。そのため、メリット収支率の分子についても、被災労働者に給付された差額についてのみ算入する。

ハ　休業補償給付（徴収則第18条第２項第５号及び第18条の３）

休業補償給付（業務災害に関する休業特別支給金を含む。）については、療養補償給付と同様に、休業補償給付に係る療養の開始後３年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した休業補償給付の額を算入し、３年を経過する日以降に支給事由が生じた休業補償給付の額は算入しない。

なお、療養の開始後３年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した休業補償給付と３年を経過する日以降に支給事由が生じた休業補償給付が、３年を経過する日をまたがった期間の分として一括して支払われた場合は、支給対象期間で日割り計算をすることで３年を経過する日の前日までの分の額を算定し、その額を算入する。

この場合において、３年を経過する日をまたがった期間中にスライド又は最高限度額若しくは最低限度額により給付基礎日額が増加又は減少している場合にも、当該スライドが行われた日に関係なく、当該支払われた額を支給対象期間で日割り計算して３年を経過する日の前日までの分の額としたものを算入する。

また、算入する保険年度は、休業補償給付が実際に支払われた日の属する保険年度である。

ニ　介護補償給付（徴収則第18条第２項第６号）

介護補償給付については、当該介護補償給付に係る障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害の原因となる負傷又は疾病に関する療養の開始から３年を経過する日の属する月の前月までの分の介護補償給付の額を算入し、３年を経過する日の属する月以降の分の介護補償給付の額は算入しない。

なお、３年を経過する日の属する月をまたがった期間の分として一括して支払われた介護補償給付の額については、支給対象期間で月割り計算をすることで３年を経過する日の属する月の前月までの分を算定し、その額を算入する。

また、算入する保険年度は、介護補償給付が実際に支払われた日の属する保険年度である。

（注）平成８年度から介護補償給付が創設されたことに伴い旧一酸化炭素中毒法に基づく介護料が廃止されたが、平成８年３月31日現在一酸化炭素中毒法に基づく介護料を受給する権利を有していた被災労働者については、経過措置として、引き続き一酸化炭素中毒法に基づく介護料を受けることができることとされている（ただし、介護補償給付を受けた場合は、それ以後は一酸化炭素中毒法に基づく介護料を受給することはできない。）（平成７年法律第35号附則第８条）。この介護料は、メリット収支率の算定基礎には算入されない（旧一酸化炭素中毒法に基づく介護料はメリット収支率に算定されていた。）。

ホ　傷病補償年金（徴収則第18条第２項第３号及び第18条の３）

傷病補償年金及び業務災害に係る傷病特別年金については、当該傷病補償年金の支給事由となる傷病の原因となる負傷又は疾病に関する療養の開始から３年を経過する日の属する月の前月以前の月の分の額は算入し、３年を経過する日の属する月以降の月の分の額は算入しない。

なお、３年を経過する日の属する月を含む期間の分として支給された場合は、支払われた額を支給対象期間で月割り計算して３年を経過する日の属する月の前月までの分を算定し、その額を算入する。

この場合において、支給対象期間中にスライドにより年金給付基礎日額が増加又は減少している場合であっても、休業補償給付の場合と同様、当該スライドが行われた日に関係なく、当該支払われた額を支給対象期間で月割り計算をすることで３年を経過する日の属する月の前月までの分を算定し、その額を算入する。

また、算入する保険年度は、傷病補償年金及び傷病特別年金が実際に支払われた日の属する保険年度である。

ヘ　傷病特別年金差額特別支給金

特別支給金規則昭和52年改正省令附則第６条第１項に規定する特別支給金（以下「傷病特別年金差額特支金」という。）は、当該特別支給金に係る負傷又は疾病に関する療養の開始後３年を経過する日の属する月の前月以前の月の分は算入し、３年を経過する日の属する月以降の分の額は算入しない。

ト　一酸化炭素中毒法による診察等の措置に要する費用の額（一酸化炭素中毒法第10条第２項、一酸化炭素中毒則第９条の２）

一酸化炭素中毒法第10条第２項の規定により徴収法第12条第３項の保険給付の額とみなされる診察等の措置に要する費用の額は、当該被災労働者が受けていた療養補償給付の当該療養の開始後３年を経過する日の前日以前に行われた診察等の措置に要する費用の分を支払われた日の属する保険年度に算入し、３年を経過する日以降に行われた診察等の措置に要する費用の分は算入しない。

チ　その他の保険給付及び特別支給金

上記イからトまでに掲げた保険給付及び特別支給金等の額以外の保険給付及び特別支給金等の額は、原則としてその支給額を算入する（下記(3)、(4)及び(5)に係るものを除く。）。

また、算入する保険年度は、実際に支払われた日の属する保険年度である。

（注1）上記ロからホまでにおける支給対象期間で日割り又は月割り計算した結果、端数が生じた場合は、円未満を切り捨てる。

（注2）上記ロからヘまでにおける保険給付等に係る３年の起算日たる療養の開始の日が負傷又は発病年月日と異なる場合は、負傷又は発病年月日を起算日とする。

（注3）トについては、一酸化炭素中毒法第９条に定める健康管理手帳に記載されている被災年月日を起算日とする。

リ　特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第59条）

特別遺族年金については、実際の給付額は算入せず、Ⅵ章第10「メリット収支率の分子に算入する額」に掲げる額を支給決定の日の属する保険年度の分として算入する。

算入額は、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第５条において定められた額である。

特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいない場合に支給されるもの（石綿

健康被害救済法第62条第１項）は特別遺族年金と同様に取扱い、収支率への算入を行うこととする（算入額1200万円）が、特別遺族年金の受給権者の権利が消滅した場合に支給されるもの（石綿健康被害救済法第62条第２項）は、当該支給決定に伴う収支率への算入は行わない。

(3) 特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金

特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金は分子に算入しない（徴収法第12条第３項及び徴収則第17条の２）。

「特定疾病にかかった者」とは、下表の左欄に掲げる疾病にかかった者のうち、中欄に掲げる事業の種類に属する事業に係る右欄に掲げる者である。

これは、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ、当該疾病の発症までに比較的長期間を要するものであるにもかかわらず最終事業場における従事歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難なものであり、

イ　疾病の種類

ロ　労働者の就労形態

ハ　発生した事業場の事業の種類

のすべてについて、一定の条件を満たした場合にのみ適用する限定的な取扱いである。

（徴収則第17条の２をもとに作成）

疾　病	事業の種類	疾病にかかった者
非災害性腰痛	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする２以上の事業場において非災害性腰痛の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、当該業務に従事した最終事業場の事業主に日雇で使用されたもの（２月を超えて使用されるに至ったものを除く。）
振動障害	林業又は建設の事業	事業主を異にする２以上の事業場において振動障害の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が１年に満たないもの
じん肺症	建設の事業	事業主を異にする２以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が３年に満たないもの
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	建設の事業	建設の事業に属する事業主を異にする２以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が、肺がんにあっては10年、中皮腫にあっては1年に満たないもの
	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に属する事業主を異にする２以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した労働者であって、当該業務に従事した最終事業場の事業主に日雇で使用されたもの（２月を超えて使用されるに至ったものを除く。）

上記の表に関して留意すべき点は、次のとおりである。

イ　左欄に掲げる疾病は、それぞれ、

(イ) 非災害性腰痛については、労基則別表第１の２第３号２に該当する疾病と認められた場合

(ロ) 振動障害については、労基則別表第１の２第３号３に該当する疾病と認められた場合

(ハ) じん肺症については、労基則別表第１の２第５号に該当する疾病と認められた場合

(ニ) 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫については、労基則別表第１の２第７号７に該当する疾病と認められた場合

とすること。

ロ　中欄に掲げる事業の種類は、労災保険率適用事業細目表に掲げる事業の種類をいうこと。

ハ　「事業主を異にする２以上の事業場において（左欄の疾病）の発生のおそれのある業務に従事した」とは、当該疾病の発生のおそれのある業務に従事した事業場が２以上あり、かつ、そのうち少なくとも２以上の事業場につき、次の要件を満たしていなければならないものであること。

(イ) 当該２事業場の事業主が互いに異なること。

(ロ) 当該２事業場が、それぞれ、当該疾病に係る事業の種類のいずれかに属していること。

ニ　「(左欄の疾病）の発生のおそれのある業務」とは、

(イ) 非災害性腰痛については、労基則別表第１の２第３号２に規定する業務

(ロ) 振動障害については、労基則別表第１の２第３号３に規定する業務

(ハ) じん肺症については、労基則別表第１の２第５号に規定する業務

(ニ) 肺がん又は中皮腫については、労基則別表第１の２第７号７に規定する業務

をいい、具体的には、各疾病の業務上外の認定に当たり、疾病の発生のおそれのある業務と認められた業務と同一のものとすること。

ホ　振動障害、じん肺症及び建設の事業に係る石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫の項の右欄における「最終事業場における当該業務の従事期間」とは、疾病の発生の原因となった業務に従事した最終事業場に使用されるまでの間、引き続いて当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合にあっては、最後の事業場における従事期間だけでなく、当該他の事業場における従事期間をも通算した期間であること。

すなわち、同一事業主のもとで、事業場を移動し、最後の事業場で特定疾病が発生した場合、当該同一の事業主のもとにおける従事期間が通算されることとなる。

従事期間は、振動障害については業務上の疾病として認定の要件とされている当該業務の従事期間の把握の方式と同一の方式をもって把握された期間とし、じん肺症については振動障害における方式に準じた方式でもって把握された期間とすること。

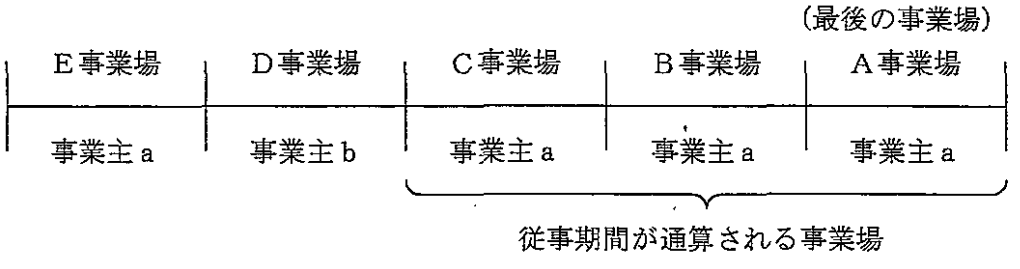

ヘ　振動障害、じん肺症及び建設の事業に係る石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫については、ホのとおり最終事業場における当該業務の従事期間が問題とされるが、非災害性腰痛及び港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に係る石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫については最後の事業場における雇用形態が問題とされ、日雇労働者のみがその対象労働者となることに注意すること。

なお、日雇労働者とは、日々又は２月以内の期間を定めて使用され又は使用されたものをいい、事実上２月を超えて使用されるに至った場合は、日々雇用契約又は２月以内の短期間の雇用契約を締結したものであっても、日雇労働者とはならない。

ト　徴収則第17条の２に、石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫に関する項が、特定疾病として追加され、施行されたのは、平成18年４月１日である。

(4) 特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金

平成18年３月27日に施行された石綿健康被害救済法等において徴収法等を読み替え、「特定疾病にかかった者」を、下表の左欄に掲げる疾病にかかった者のうち、中欄に掲げる事業の種類に属する事業に係る右欄に掲げる者であるとしている。

(厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第４条をもとに作成)

疾　病	事業の種類	疾病にかかった者
じん肺症	建設の事業	事業主を異にする２以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した死亡労働者等であって、最終事業場における当該業務の従事期間が３年に満たないもの
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	建設の事業	事業主を異にする２以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した死亡労働者等であって、最終事業場における当該業務の従事期間が肺がんについては10年、中皮腫については１年に満たないもの
	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする２以上の事業場において肺がん又は中皮腫の発生のおそれのある石綿にさらされる業務に従事した死亡労働者等であって、当該業務に従事した最終事業場の事業主に日雇で使用されたもの（２月を超えて使用されるに至ったものを除く。）

上記の表に関して留意すべき点は、２(3)「特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金」と同様である。

(5) 第三者行為災害に係る給付等

第三者行為災害に係る障害補償年金及び遺族補償年金、並びに当該保険給付の受給権者に支給される障害特別年金及び遺族特別年金は、メリット収支率の分子に算入しない。

上記以外の保険給付及び特別支給金等については、第三者行為災害に係るものであっても、(2)により算定された額を算入するが、**第三者等（保険会社等を含む。）に対して納入告知を行った場合は、当該納入告知を行った日の属する保険年度に係るメリット収支率の算定基礎から、当該納入告知において納付すべきとした金額を控除する**（平成９年５月30日付け労働省発労徴第49号、基発第409号関係）。

(6) その他のメリット収支率に算入しない給付等

以下に該当する保険給付等の額についても収支率に算入しない。

・昭和41年１月31日以前に支給事由が生じた年金たる給付

・長期傷病補償給付を受けていた者の傷病が転帰（治ゆ又は死亡）したことにより支給する障害補償年金及び遺族補償年金

・整備法第18条第１項の規定による給付

・第三種特別加入者に係る保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金

３　メリット収支率算定基礎の変更

(1) 過誤払が判明した場合

過年度における保険給付及び特別支給金の過誤払が判明した場合等、メリット収支率の算定基礎に算入した保険給付又は特別支給金の額を訂正しなくてはならない場合がある。

過誤払が判明し回収決議を行い回収する場合は、返還金が納入された日の属する保険年度ではなく、回収決議を行った日の属する保険年度において、メリット収支率の算定基礎に算入された保険給付又は特別支給金の額を訂正する。

なお、訂正は回収決議を行った時点で行う入力データを利用してシステムで自動的に行われる。

したがって、「継続メリット制算定基礎報告書」の作成・ＯＣＲ入力は必要ない。回収決議書を入力すると、メリット収支率算定基礎データの減額データが自動的に作成される。

ただし、特定疾病コードの付与誤り、業通区分の入力誤りなどによるメリット収支率の算定基礎の訂正は、判明した時点で速やかに「継続メリット制算定基礎報告書」により訂正する。

(2) 既に算定されたメリット収支率の訂正

保険料算定基礎調査等によって、前年度及び前々年度の保険料まで訂正する場合がある。

過去の保険料額に変更が生じた場合、それが現在及び将来におけるメリット収支率の値に影響を及ぼすこととなる。

継続メリット制算定基礎報告書のＯＣＲ入力により、将来におけるメリット収支率算定には訂正後のデータが反映されることとなるが、システムで対応しきれない部分については、適宜手作業による再計算を行う必要がある。

再計算するための過去のデータは、算定基礎調査等で遡及できる年数との兼ね合いで、４年前のデータまで遡って把握することができる。

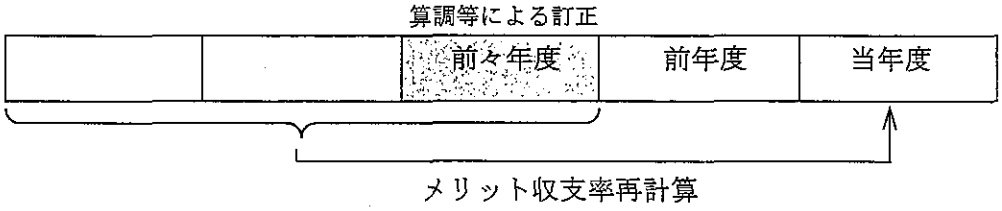

（注）徴収金に係る権利の時効が完成しておらず、納入告知等の必要な処理を行うことができる場合にメリット収支率を再計算し、確定保険料の額の改定を行うこととなる。徴収金に係る権利の時効は、申告書が提出された日の翌日、申告書の提出期限の翌日又は納入告知書が到達した日の翌日から２年である。

4　事業の単位等に係る特殊な取扱い

(1) 継続事業の一括

徴収法第９条の規定により継続事業の一括が行われた場合に、当該一括に係るすべての保険関係は「指定事業」に統合一元化され、指定事業以外の事業についての保険関係は消滅する。

したがって、この場合のメリット制は指定事業について行うこととなる。

イ　適用要件

適用要件のうち事業の継続性については、一括扱いの認可年月日に関係なく、当該指定事業について行い、事業の規模については、一括後は当該一括に係るすべての事業の労働者を指定事業の労働者とみなして判断すること。

また、指定事業が一括されている他の事業に変更された場合、又は指定事業の所在地が変更された場合（旧所在地に事業が存続しない場合に限る。）、適用要件の把握は一指定事業とみなして行うこと。

ロ　メリット収支率の算定

メリット収支率の算定は、指定事業について、メリット収支率算定期間における業務災害に係る保険給付、特別支給金等の額及び労災保険率に応ずる一般保険料等の額を基礎として前出のメリット収支率の算定式にならって行う。

したがって、一括前の指定事業以外の事業に係る保険給付及び特別支給金等の額、保険料の額は、メリット収支率の算定基礎に算入されない。

なお、指定事業が一括されている他の事業に変更された場合、又は指定事業の所在地が変更された場合（旧所在地に事業が存続しない場合に限る。）でも、メリット収支率の算定については、変更前後の指定事業を一指定事業とみなして行う。

ハ　メリット労災保険率

一括された事業の一括の認可の日以後の労災保険率は、指定事業のメリット労災保険率による。

ニ　一括の認可が取り消された事業のメリット制の取扱い

一括されている事業が一括の要件に該当しなくなった場合は、一括扱いの認可が取り消されることとなる。

この場合のメリット収支率は、取り消された事業を除いたもので算定する。

ホ　事業分割との関係

被一括事業は本来独立した事業であることから、被一括事業を指定事業から分離（一括認可の取消）する場合は、後述の事業分割には該当しない。

ただし、指定事業又は一の被一括事業を分割する場合は事業の分割に該当する。

【参考図】

a　一括扱い当初

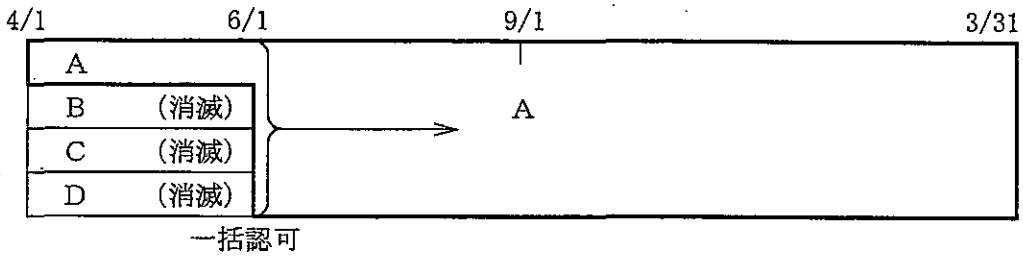

(a)　メリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、A指定事業の保険関係成立年月日。

(b)　メリット収支率はA指定事業に係る保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定。

b　指定事業に一括されている事業以外の事業を追加する場合

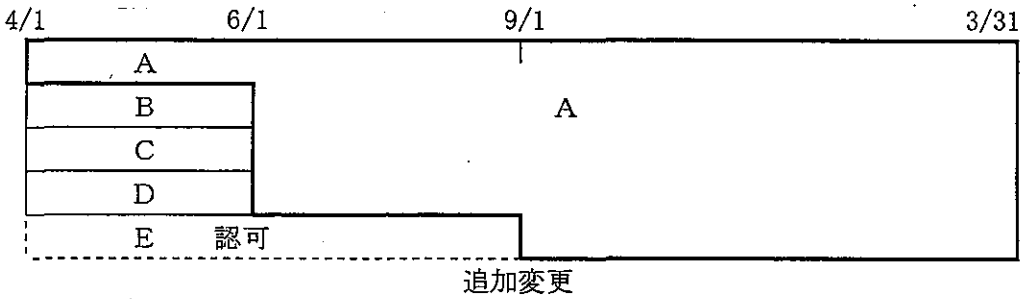

(a)　E事業がすでに保険関係が成立している場合は、E事業の保険関係は9月1日をもって消滅する。

(b)　メリット収支率は、A指定事業と追加後のE事業を含めたA指定事業に係る保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

c　指定事業に一括されている事業を取り消す（廃止又は終了を除く。）場合

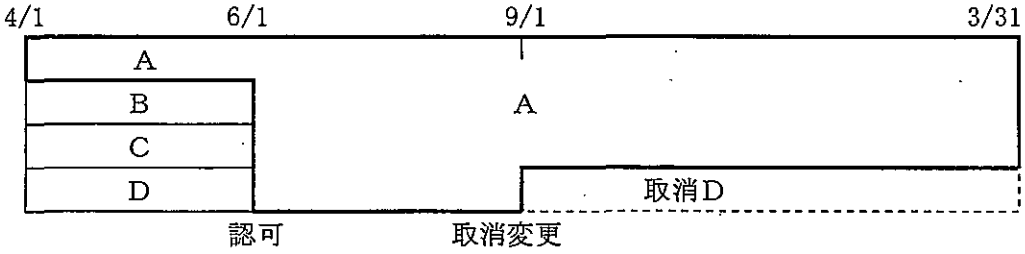

(a)　D事業場のメリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、当該取消のあった日の翌日である。

(b)　メリット収支率は、取消後のD事業の分を除くA指定事業に係る保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

d　指定事業を変更する場合

・　指定事業を、一括扱いに係る事業のうちいずれかの事業に変更する場合
（指定事業が移転し、旧所在地に事業が存在しない場合も同じ。）

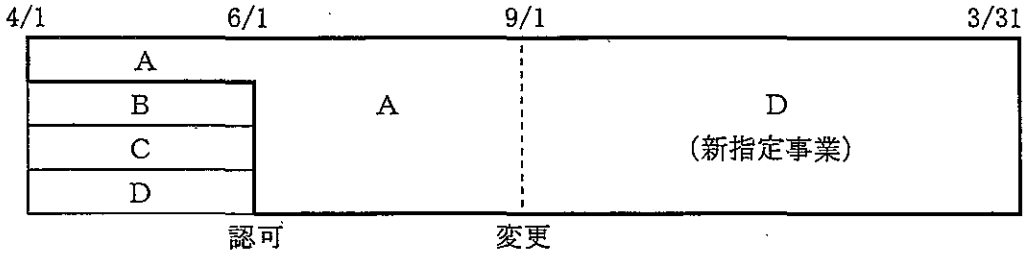

(a)　メリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、変更前のA指定事業の保険関係成立の日とみなす。

(b)　メリット収支率は、変更前のA指定事業と新たに認可されたD指定事業の保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

したがって、実質的に変更前のA指定事業と同じ算定基礎となる。

・　指定事業を、一括扱いに係る事業以外の事業に変更する場合
（指定事業が移転し、旧所在地に事業が存在する場合も同じ。）

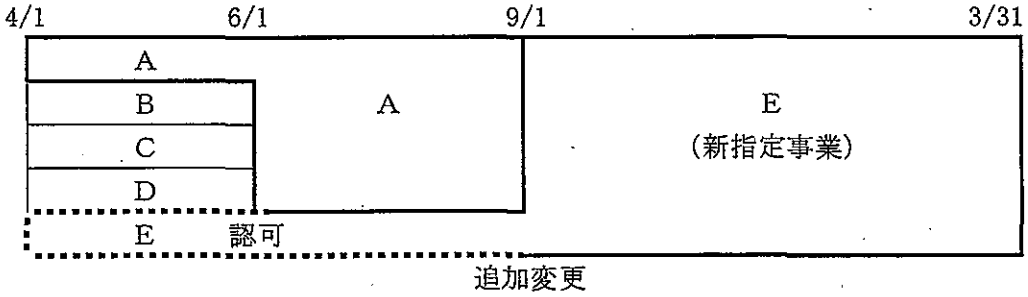

(a)　メリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、新たに認可されたE指定事業の保険関係成立年月日である。

(b)　メリット収支率は、新たに認可されたE指定事業に係る保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

したがって、E事業場が指定事業としての認可前に保険関係が成立している場合、E事業場の保険関係が成立してから指定事業となるまでの期間のメリット収支率については、E事業場だけの保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

(2)　業種区分の改定に伴う継続事業の一括の取消し

継続事業の一括は、指定事業と被一括事業が同一の事業の種類であることが要件となっている。平成18年4月の業種区分の改定により、従来の「その他の各種事業(94)」から「通信業、放送業、新聞業又は出版業(97)」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業(98)」、「金融業、保険業又は不動産業(99)」が分離独立したため、これまで継続事業の一括を認可されていた事業の中には、継続事業の一括の要件を満たさない事業が出てくる場合がある。

この場合には、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」により継続事業の一括の一部又

は全部を取り消し、継続事業の一括を各事業の種類ごとに再成立させることになるが、事業の実態に変わりはないことから、メリット適用要件としての事業の継続性を認めることとする。

なお、上記に該当する事業については、平成18年4月1日に事業分割が行われたとみなし、継続事業の一括を取り消した事業についてもメリット制の適用を引き継ぐよう処理すること。すなわち、継続事業の一括の取り消し及び新たな保険関係を成立させる際に事業分割届甲票及び乙票並びに労災保険率決定通知書の写しを提出させ、同票等に記載された情報を活用し、継続メリット制算定基礎報告書の作成及びＯＣＲ入力を行うこと。ただし、メリット制適用の規模要件に留意すること。

(3) 事業の分割

継続事業のメリット制における事業の継続性の要件は、連続する３保険年度中の最後の保険年度に属する３月31日現在において、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立した後３年以上経過していることとされている。このため、メリット制の適用要件を満たしていた事業が事業の分割を行った場合、分割により新設された事業については、従来はメリット制が適用されていなかったが、平成11年４月１日以降に分割した事業については、メリット制の適用要件の一つである事業の継続性を満たしているものとして取扱うこととなった。

事業の分割とは、一の継続事業（一括有期事業を除く。）を複数の事業に分割し独立させる場合をいい、分割後の事業が、分割前の事業を全面的に廃止して異なった内容の事業に切り換えられた場合（事業の実態が異なる場合）は該当しないこととする。

なお、以下分割が行われる元の事業を「**分割元事業**」、分割が行われた後分割元事業の労働保険番号を引き継ぐ事業を「**分割元引継事業**」、分割により新設された事業を「**分割新設事業**」という。

(ｲ) メリット制の適用要件を満たしていた継続事業について事業の分割が行われた場合において、分割元引継事業又は分割新設事業が分割元事業と全面的に異なった内容の事業に切り換えられていなければ、当該事業はメリット制の適用要件である事業の継続性を満たしているものとして取り扱うこととする。

(ﾛ) 分割元引継事業又は分割新設事業の場所が分割元事業と同一でないものについても上記(ｲ)を満たしている場合は、事業の継続性を満たしているものとして取り扱うこととする。

(ﾊ) 分割元事業が特例メリット制の適用要件を満たしている場合は、分割元引継事業のみが適用要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

イ メリット収支率の算定方法

分割元引継事業又は分割新設事業のメリット収支率算定の基礎となる保険給付等及び保険料等の額の算出方法は、

・分割日が保険年度の初日（４月１日）の場合と年度途中の場合

・分割日の前後

において取扱いが異なる。

事業の分割が年度当初の場合、分割日前までの保険年度に係る保険給付等額及び保険料等額は分割元事業の保険給付等及び保険料等の額を、分割日以降の保険年度に係る保険給付等及び保険料等の額は、それぞれ分割元引継事業又は分割新設事業それぞれの保険給付等及び保険料

等の額を用いること。

分割日が年度途中の場合、事業の分割が行われた保険年度の保険給付等及び保険料等の額については、分割元事業、分割元引継事業及びすべての分割新設事業の保険給付等及び保険料等の額を合算した額を、分割元引継事業及びすべての分割新設事業の保険給付等及び保険料等の額とすること。

なお、保険給付等及び保険料等の額の算定方法は従前どおりとし、保険料等の額に乗ずる第一種調整率は、分割元事業、分割元引継事業又は分割新設事業の事業の種類に応ずる第一種調整率とすること。

また、負傷又は発病年月日が分割日前であり、分割日以降に支払いが行われた保険給付等の額については、分割元引継事業の保険給付等の額にのみ算入すること。

ロ　労働者数の算定

分割元引継事業又は分割新設事業の労働者数については、分割日前までの保険年度に係る労働者数は分割元事業の労働者数を、分割日以降の保険年度に係る労働者数はそれぞれ分割元引継事業又は分割新設事業の労働者数とすること。

ただし、事業の分割が年度途中に行われた場合、事業の分割が行われた保険年度の労働者数については、分割元事業及び分割元引継事業の各月の末日（賃金締切日がある場合は、各月の末日の直前の賃金締切日。以下同じ。）において使用した労働者数の合計数にすべての分割新設事業の各月の末日において使用した労働者数の合計数を加えた数を12で除した数（小数点以下切り捨て）を分割元引継事業及びすべての分割新設事業の労働者数とすること。

【労働者数の計算例】

Na：分割元引継事業Aの労働者数（確定申告書記載の労働者数）

Nb：分割新設事業Bの労働者数　（　　〃　　）

x：4月から分割日の属す月の前月までの経過月数（分割日が4月に属すときは0）

Naは各月の末日の労働者数の合計数を12で除した数であるが、Nbは各月の末日の労働者数の合計数を新設された月から3月までの月数で除した数であることから、Nbについては（12－経過月数）倍し12で除した数を用いる。

したがって、当該年度の労働者数は、

$$(Na \times 12 + Nb \times (12 - x)) \div 12$$

と計算される。

実際には、継続メリット制算定基礎報告書のＯＣＲ入力を行うことにより、自動計算される。

ハ　事務処理

事業の分割に関する事務処理は、基本的には後述の移転事業と同じ取扱いとしているが、事業の分割の場合は、移転元の所轄労働局が移転先の所轄労働局に照会をかける場合も生じうる。必要に応じて「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について」（様式１）（39頁参照）により照会を行い、継続メリット制算定基礎報告書をＯＣＲ入力すること。

ただし、分割の事実を把握するために、事業主が提出する「事業分割届」の受理に関する事務が必要となる。詳細はＩ章の第２の３を参照すること。

ニ　注意事項

(イ) 事業の分割の定義

一の事業を複数の事業（それぞれ独立性を有することが必要）に分ける場合が該当する。企業分割と同一でないことに注意すること。具体的には、

a　本社、工場など一の事業を地域別、製造品目別等に分割し、分割後のそれぞれの事業が独立性を有する場合（分割により新設された事業が別法人化され分割された場合を含む。）

b　一の事業の事業本体から従たる事業部門を分割し、分割後のそれぞれの事業が独立性を有する場合で、例えば一の事業の主たる事業部門である製造部門と従たる事業部門である販売部門をそれぞれ事業の独立性を有する事業として分離する場合

等を想定している。

(ロ) 分割に伴い事業の種類が変更される場合

労災保険率は、一の場所における主たる事業について適用されることを原則としているため、事業の分割に伴い、分割元引継事業又は分割新設事業の事業の種類が、分割元事業と異なる場合があるが、分割元事業と全面的に異なった内容の事業に切り替えられていなければ、事業分割として取り扱うこととなる。

ただし、事業の種類が変更されることにより、将来的にはメリット制適用の規模要件に影響が出る場合もある。

(ハ) 事業分割の際の事業の継続性とメリット制の適用

事業分割前との事業の継続性を満たす取扱いは、分割元事業が分割時点においてメリット制の適用を受けていることを要件とする。したがって例えば、分割元事業が大規模であっても新設して間がなく、メリット制の適用を受けていなければ、分割新設事業について事業の継続性を満たす取扱いはしない。また、労働者数がメリット制適用の最低労働者数を下回りメリット制の適用を受けていない分割元事業であっても、分割新設事業は事業の種類を異にすると、労働者数が最低労働者数を上回ることになる場合が考えられるが、この場合も、分割新設事業について事業の継続性を満たす取扱いはしない。

また、分割元引継事業が分割時点においてメリット制の適用を受けていることを要件とすることから、分割が行われた保険年度は、分割元引継事業、分割新設事業共に、分割直後の労働者数に関わりなく、メリット制の適用を受けることになる。次年度は、分割元引継事業が、分割が行われた保険年度の前年度以前の３保険年度において規模要件を満たすかどうかで、メリット制適用が決まることとなる。

次々年度からは、分割が行われた保険年度の労働者数が、メリット適用の規模要件に関係してくる。ただし、年度途中で分割が行われた場合は、分割元引継事業と分割新設事業の労働者数の合算措置が講じられ、メリット適用上は翌保険年度の当初に分割されたものと同じ扱いとなるので、分割後の実際の労働者数がメリット制適用の規模要件に関係してくるのは、さらに1年先となる。

(ニ) 分割に該当しない場合

労災保険の事業の適用単位は、企業単位ではなく地理的・活動組織上から、独立した事業場ごととしている。

したがって、企業分割と称して複数組織に分けただけで、それぞれ分かれた組織が事業としての独立性を有していない場合は該当しない。すなわち、事業の分割とは安易に適用単位を分ける意味ではない。

なお、以下の場合については、分離される事業は本来独立した事業であることから、事業

の分割には該当しない。

a　継続事業の一括に係る被一括事業を指定事業から分離する場合（一括認可取消）

b　事業主の一部変更により、一括有期事業の個々の現場を切り離す場合

【メリット収支率算定の概略図】

例１　分割が年度当初に行われる場合

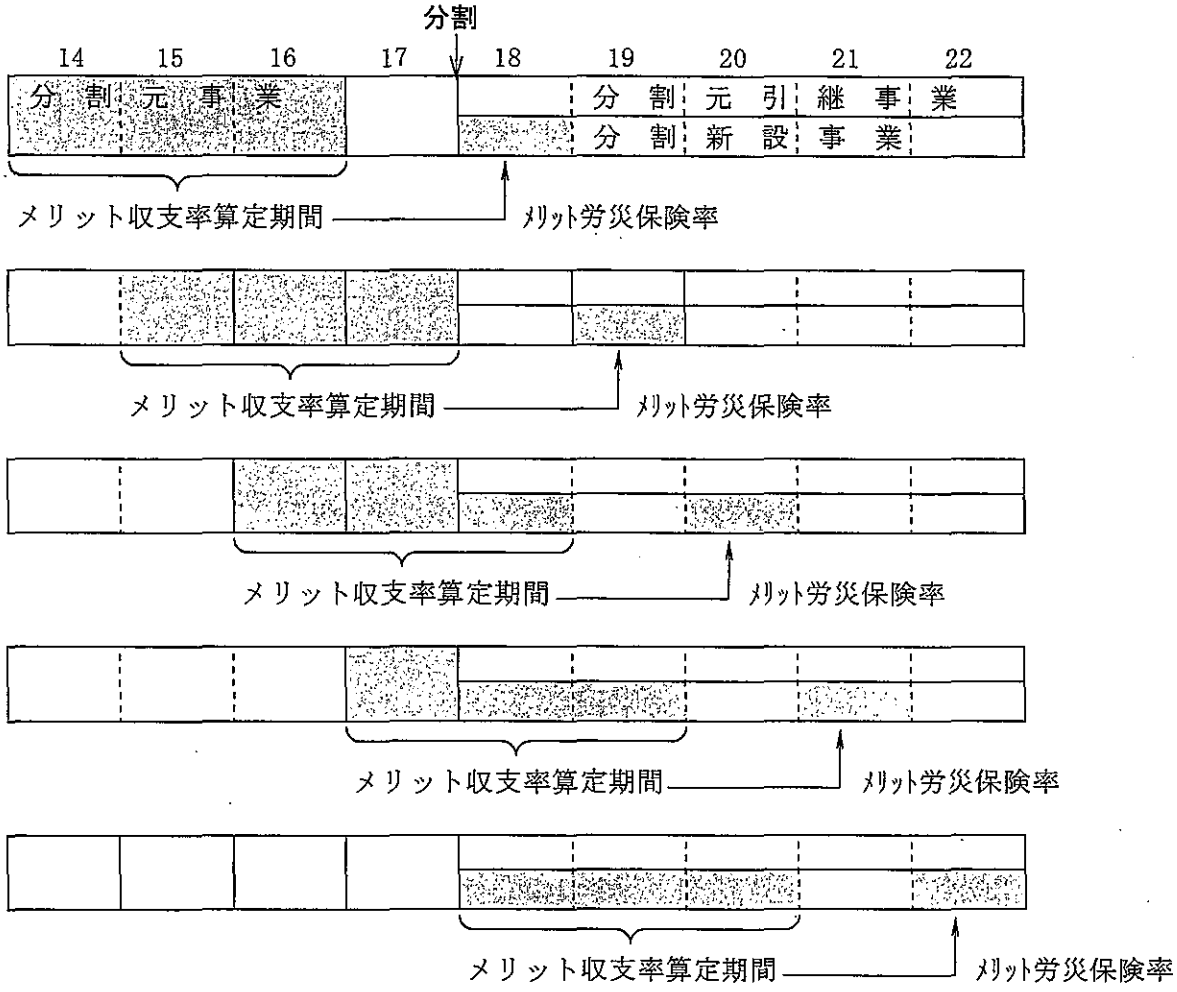

例２　分割が年度途中に行われる場合（１）

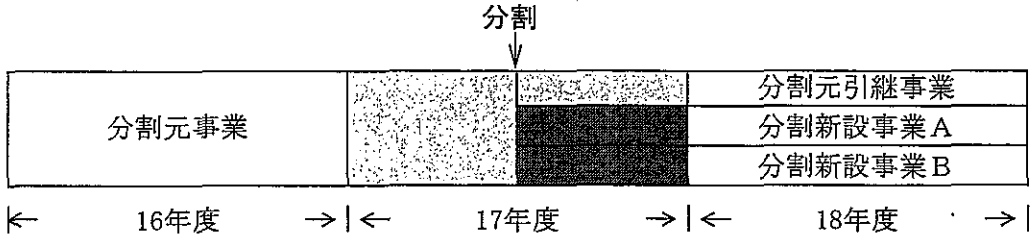

事業の分割が行われた年度（図の17年度）の保険給付等及び保険料等の額については、

分割元事業及び分割元引継事業の保険給付等及び保険料等の額、及び

すべての分割新設事業の保険給付等及び保険料等の額

とを合算した額を、分割元引継事業、すべての分割新設事業の保険給付等及び保険料等の額として収支率を算定する。

例２　分割が年度途中に行われる場合（２）

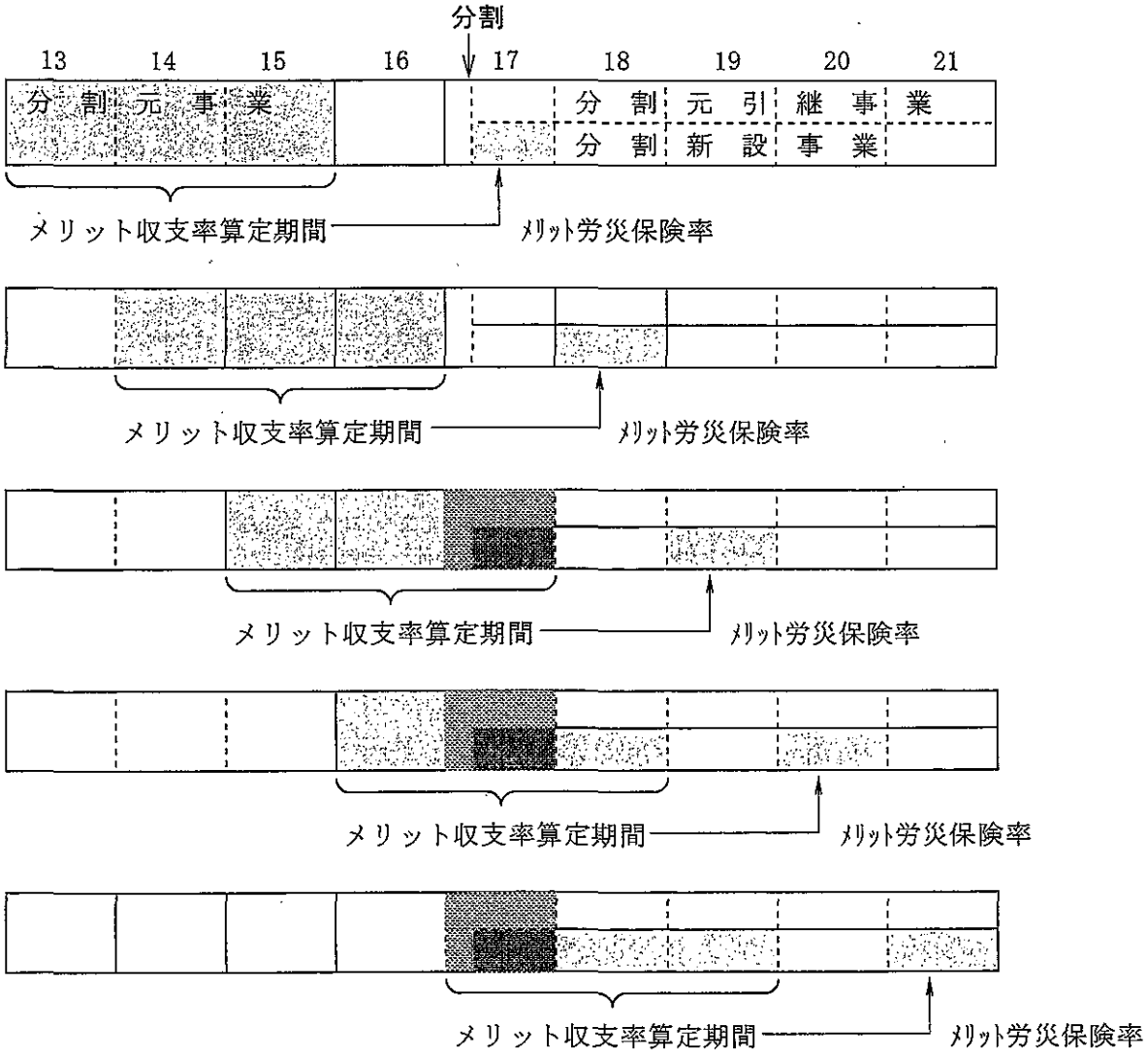

事業の分割が行われた年度（図の17年度）の保険給付等額及び保険料等額については

▒ 分割元事業及び分割元引継事業の保険給付等額及び保険料等額、及び

▒ すべての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額

とを合算した額を、分割元引継事業及びすべての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額として収支率を算定する。

(4) 事業の合併

保険関係が成立している数個のメリット制適用事業を一つの事業として統合（合併）する場合（吸収される事業が非メリット適用事業である場合を含む。）のメリット労災保険率は、合併した年度及びその翌年度以降とで取扱いが異なる。

メリット制の適用要件は、存続する事業の継続性及び規模によることとなるが、合併によって、存続する事業の事業主が変更され合併前後において事業が本質的にも継承していない場合は、新たに保険関係が成立したものとみなし、本取扱いは行わない。

また、存続事業がメリット制の適用を受けていることが必要であることから、吸収される事業がメリット制適用事業であっても、存続事業がメリット非適用事業であれば、本取扱いは行わない。

ここにいう事業の合併とは、２以上の事業場が１つの事業場として場所的にも統合合併されることをいい、必ずしも企業合併を指すものではない。

なお、企業合併ではなく事業主が変更されずとも、事業場が合併される場合や、企業合併の場合であっても、個々の事業場が実態的に継承されていくこともあるので注意すること。

イ　合併した保険年度の労災保険率

合併前については、それぞれの事業の労災保険率（メリット労災保険率を含む。）による。

合併後については、存続する事業のメリット労災保険率（合併により存続する事業の事業の種類が変更された場合には、存続する事業の変更後の事業の種類に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を、存続する事業の合併前のメリット労災保険率の算定基礎となったメリット増減率で上げ下げした率に非業務災害率を加えた率。）による。

ロ　合併した翌保険年度の労災保険率

合併による消滅事業及び存続事業の業務災害に関する保険給付及び特別支給金等の額の合計並びに、保険料の額に第一種調整率を乗じて得た額の合計を基礎として算出されるメリット収支率に基づくメリット増減率により、存続する事業の種類に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率による。

なお、メリット収支率の算定において、合併前の保険料の額に乗ずる第一種調整率は、合併による消滅事業及び存続事業ごとに、その事業の種類に応ずる第一種調整率とする。

【参考】　事業の合併の場合における保険料の額の算定について

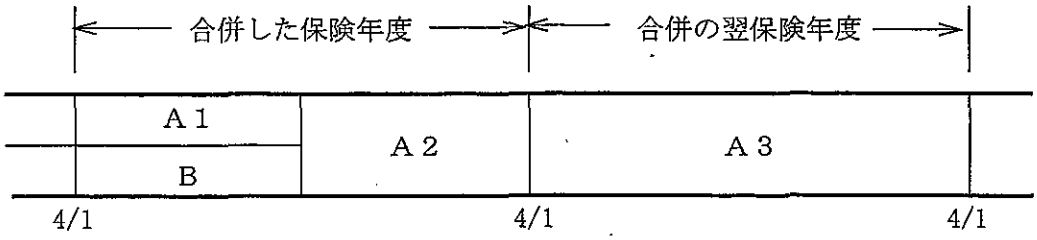

合併により存続する事業場の事業の種類が変更されない場合

Ａ１、Ａ２：存続事業のメリット労災保険率により算定される額

Ｂ　：吸収された（消滅）事業の労災保険率により算出される額

Ａ３：存続事業の労災保険率から非業務災害率を減じた率を、合併した年度の前年度の３月31日以前３保険年度間のメリット収支率（合併による消滅事業も含めて計算）に基づくメリット増減率で上げ下げした率に、非業務災害率を加えた率により算定される額

合併により存続する事業場の事業の種類が変更された場合

Ａ１：存続事業の合併前のメリット労災保険率により算定される額

Ｂ：吸収された（消滅）事業の労災保険率により算定される額

Ａ２：存続事業の変更後の労災保険率から非業務災害率を減じた率を、存続事業の合併前のメリット労災保険率（図中Ａ１の算定基礎となったメリット労災保険率。）の基礎となったメリット増減率で上げ下げした率に、非業務災害率を加えた率により算定される額

Ａ３：存続事業の変更後の労災保険率から非業務災害率を減じた率を、合併した年度の前年度の３月31日以前３保険年度間のメリット収支率（合併による消滅事業も含めて計算）に基づくメリット増減率で上げ下げした率に、非業務災害率を加えた率により算定される額

(5) 合算事業

港湾関係事業は、「港湾貨物取扱事業」及び「港湾荷役業」を同時に行う場合が多く、また、労働者もいずれかのうちの特定事業のみに従事するものでもない実態にあるため、メリット収支率の計算に当たっては、次のような合算の取扱いを行うこととする。

イ　合算事業の範囲

同一場所で行われる港湾関係事業（現行「73　港湾貨物取扱事業」及び「74　港湾荷役業」）については合算できるが、これらの事業とは別に独立した事業（例えば本社等の事務所）とは合算できない。

ロ　メリット制適用上の取扱い

(イ) 適用要件

合算事業についてメリット制の適用要件に該当するか否かは、事業の継続性については最も早く保険関係が成立した事業の保険関係成立の日を合算事業の保険関係成立の日とみなし、事業の規模については合算後の労働者数で判断すること。単独では保険関係成立期間又は労働者数で適用要件を満たしていない場合でも、合算後において適用要件を満たしていればメリット制の適用を行うこと。

(ﾛ) メリット収支率の算定及びメリット労災保険率

合算事業のメリット収支率は、合算されたそれぞれの事業の保険料の額に第一種調整率を乗じた額を合算した額及び保険給付等の額を合算した額を基礎として算定すること。合算されるそれぞれの事業のメリット労災保険率は、それぞれの事業の基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を、合算により算定されたメリット収支率に基づくメリット増減率で上げ下げした率に非業務災害率を加えた率とすること。

(6) 事業の種類の変更

労災保険率適用事業細目表の改正、通達等による適用基準の変更、適用事業の事業内容の全部又は一部の変更、労災保険率適用事業細目表の適用誤り等の理由により、事業の種類の変更に伴う労災保険率の変更（以下「業種変更」という。）があった場合における継続メリット制の適用並びに保険料の額の算定についての取扱いは、次のとおりである。

イ　継続メリット制の適用要件としての事業の継続性

メリット収支率算定期間中において当該事業の保険関係が消滅していない限り、メリット制の適用要件である事業の継続性の要件を満たしているものとして取扱うこと。

ただし、従来の事業を全面的に廃止して異なった内容の事業に切り換える場合には、同一事業主の同一場所における事業であっても、労災保険関係上は従来の事業が消滅し新たな事業が成立したものと解されるので、メリット制の適用要件である事業の継続性の要件は新たに事業が成立した日から起算される。

ロ　保険料の額の算定

業種変更のあった事業について、業種変更のあった日から業種変更の事務処理を行った日の属する保険年度の末日までの間に係る確定保険料の額は、変更後の事業の種類に適用される労災保険率により算出されることとなるが、当該確定保険料の帰属する保険年度にメリット制の適用がある場合には、当該保険年度に適用するものとして既に算定されたメリット収支率に基づき、新しい業種に対応するメリット増減率及び労災保険率を再計算すること。

【参考】

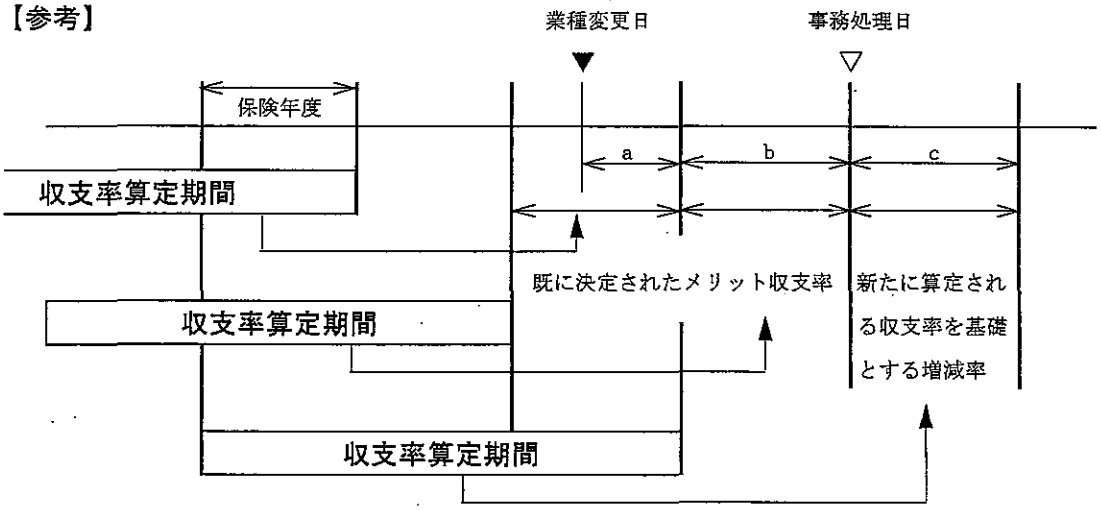

イ　業種変更のあった日から業種変更の事務処理を行った日の属する保険年度の末日までの間に係る確定保険料又は概算保険料（図中の保険料ａ及び保険料ｂ）の額（当該年度のメリット増減率が既に決定されている。）。

業種変更後の事業の種類に適用される労災保険率から非業務災害率を減じた率を、既に決定されているメリット増減率により上げ下げした率に非業務災害率を加えた率により算定すること。

ロ　業種変更の事務処理を行った日の属する保険年度の次の保険年度に係る確定保険料又は概算保険料（上図中の保険料ｃ）の額

業種変更後の事業の種類に適用される労災保険率から非業務災害率を減じた率を、メリット収支率算定期間中に業種変更があった場合、変更された保険料（上図の場合は保険料ａ）の額に基づき新たに算定された収支率を基礎とするメリット増減率により上げ下げした率に非業務災害率を加えた率により算定すること。

(7) 事業の移転

メリット制の適用要件を満たしていた事業場が他県へ移転した場合においては、事業の実態が変わらないと認められる場合はメリット制の適用要件のうち事業の継続性は満たしているものとして取扱うこと。

当該事業場に係る移転前の保険関係等の内容については、「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について」（様式１）（39頁参照）により、移転先の所轄労働局が移転元の所轄労働局に対して照会すること。

なお、事務組合への事務委託等により新たに労働保険番号を付与した場合も同様の取扱いとする。

(8) 事業の廃止

労災保険関係の成立している事業は、その事業の廃止の日の翌日にその事業についての保険関係は消滅する。

したがって、この場合にはメリット制は適用されなくなる。

事業の一時休止（いわゆる休業）の場合には、保険関係は消滅しないため、メリット制は適用される。

なお、清算中の事業は、徴収法上の適用事業としてメリット制の適用要件を満たしている限りにおいて、メリット制の適用は清算終了まで消滅しない。

5　石綿による疾病に係る保険給付等

石綿による疾病に係る保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金（以下「保険給付等」という。）については、保険給付等の原因となった石綿ばく露自体は、保険給付等に係る事業場のリスクと評価されることから、当該事業場のメリット収支率の算定基礎に含めるものである。

石綿による疾病については、石綿ばく露から発症までの期間が長いことから、石綿ばく露作業を行っていた当時から現在まで同一の労働保険番号で保険関係が成立している場合に、メリット収支率の算定基礎に含めること。

特別処理労働保険番号を振り出して給付事務を行った保険給付等は、特別処理労働保険番号の振出しが、石綿ばく露事業場の給付決定時における業種と被災労働者が石綿ばく露作業に従事していた当時における業種が明らかに異なることが把握され、石綿ばく露当時の業種の保険給付等として取り扱うためにのみ行ったものである場合であって、石綿ばく露作業を行っていた**当時から現在まで同一の労働保険番号で保険関係が成立**しているときは、当該事業場に係るメリット収支率の分子に算入することとなる。

その際、当該事業場の労働保険番号と新たに振り出した特別処理労働保険番号の合併処理をＩ章第３．４(3)「事業の合併」の取扱いに準じて行うこと。

なお、これらの処理を行うための継続メリット制算定基礎報告書に係るOCR入力の可能な期間は、11月１日～12月25日と２月１日～３月25日である。

（注）業種が明らかに異なる場合とは、当時の業種に係る現行の「労災保険率適用事業細目表」を適用した場合の「事業の種類」（２桁）と現在の業種に係る同表の「事業の種類」（２桁）が異なることをいう。

Ⅱ　一括有期事業のメリット制

第１　一括有期事業のメリット制

１　概　要

建設の事業及び立木の伐採の事業に係る一括有期事業については、その全体を一の継続事業とみなして、メリット制が適用される。

２　適用の対象となる事業

一括有期事業に係るメリット制の適用を受ける事業は、継続事業と同様に「事業の継続性」に関する要件と「事業の規模」に関する要件とを同時に満たしていることが必要である。

事業の規模については、一括される個々の有期事業の性質上、常時使用する労働者を確定し難いことなどのため、継続事業とは異なる要件を設定している。

(1) 事業の継続性

継続事業と同様、基準となる３月31日現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後３年以上経過している一括有期事業（徴収法第12条第３項）。

(2) 事業の規模

確定保険料の額（非業務災害率に応ずる部分の額を含む。）が100万円以上である一括有期事業（徴収則第17条第３項）。

３　メリット収支率

メリット収支率は、一括されている個々の有期事業ごとに計算するのではなく、一括された全体について計算する。計算方法は継続事業におけるメリット収支率と同様である。

４　メリット増減率

メリット収支率に応じて定まるメリット増減率は、Ⅵ章第５「一括有期メリット増減率表（徴収則別表第３）」のとおり、±40%の範囲内で設定されている。一括有期事業については、従来±35%の範囲で増減率が定められていたが、平成18年３月31日に建設の事業に係る増減幅が±35%から±40%に改定された。

継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制は、基準となる３月31日時点で、**翌々保険年度**のメリット労災保険率を定める制度（徴収法第12条第３項）であるため、平成18年３月31日に施行された新しいメリット増減率が、実際に影響を及ぼすのは平成19年度以降となる。

すなわち、

・平成19年度の概算保険料の算定から建設の事業については最大±40%、立木の伐採の事業については従前どおり最大±35%の増減率

・平成18年度の確定保険料の算定までは、従前どおり最大±35%の増減率

が適用される。

５　メリット労災保険率

一括有期事業の場合、一括されている個々の有期事業に適用される基準となる労災保険率が、当該被一括事業の事業開始時点のものであることから、保険料計算の対象である保険年度中に終了し

た一括されている有期事業全体に対して、必ずしも一律のメリット労災保険率を適用することができない。

一括されている個々の有期事業のメリット労災保険率は、事業開始時点の基準となる労災保険率からその時点の非業務災害率を減じた率を、当該保険年度のメリット増減率により上げ下げし、事業開始時点の非業務災害率を加えた率である。事業開始時点の基準となる労災保険率に応じて、保険料計算に用いるメリット労災保険率が複数となる場合があることになる。

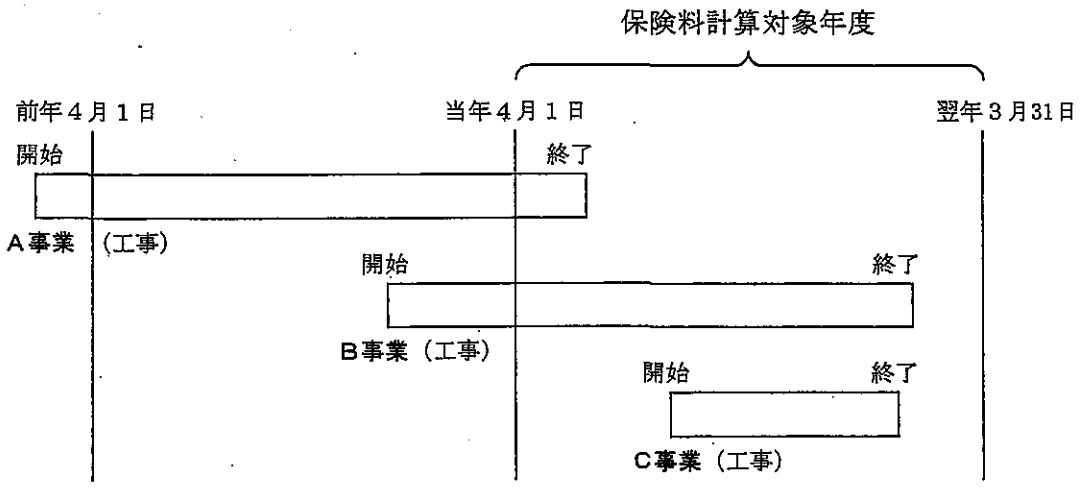

(1) 上の図において、当年度中に事業が終了したＡ、Ｂ、Ｃ事業について、保険料を計算し合計する。Ａ、Ｂ、Ｃの各事業とも**当年度のメリット増減率が適用される。**

上の図において「当年」を平成19年とすると、平成19年度の基準日である平成18年３月31日の時点で適用されているメリット増減幅（最大±40%）が適用される。

(2) 基準となる労災保険率は、Ａ、Ｂ、Ｃそれぞれの**事業開始時におけるもの**を適用する。

当年が平成19年の場合は、Ａ事業は平成17年度、Ｂ事業は平成18年度、Ｃ事業は平成19年度の労災保険率を適用する。

基準となる労災保険率が平成18～19年度は同じで、平成17年度は異なるという場合、メリット労災保険率は、Ｂ事業とＣ事業が同じでＡ事業は異なることになる。

第２　一括有期事業のメリット制に係る事務処理等、詳解及び特殊な場合の取扱い

１　継続メリット制との相違点

建設の事業及び立木の伐採の事業に係る一括有期事業については、その全体を一の継続事業とみなしてメリット制が適用されることから、その事務処理は、継続事業のメリット制に係る事務処理の一環として行う。

ただし、以下の点については継続メリット制とは異なるので注意すること。

(1) メリット制適用の要件

継続メリット制の適用要件は、

イ　事業の継続性

ロ　事業の規模

の二つから成る。イについては継続事業、一括有期事業とも同じ要件であるが、ロの要件は継続事業と一括有期事業とで異なる（継続事業は労働者数、一括有期事業は確定保険料額による）ので、「継続メリット制適用事業場名簿」等の確認の際には注意すること。

(2) 事業分割の非適用

メリット制が適用される一の継続事業が複数の事業に分割された場合、分割元継続・新設双方の事業について、原則として、メリット制の適用要件である事業の継続性を満たしているものとして取り扱っている。

しかし一括有期事業については、一括されている個々の有期事業は本来独立している事業であることから、一括有期事業を個々の事業に分割する場合は、事業の分割に該当しない。

なお、一括有期事業については、一括された個々の有期事業が、その後、事業の規模の変更等があった場合でも、あくまで当初の一括扱いによることとし、新たに独立の有期事業として取り扱わないこととしているので、一括有期事業の事業主が事業分割届を提出してきた場合には、上記について説明すること。

(3) 特例メリット制の非適用

一括有期事業の事業主が、当該事業について特例メリット制の適用を申告してきた場合には、特例メリット制が適用されない旨、説明すること。

(4) メリット増減率

継続事業と一括有期事業とでは、事業の種類又は保険料計算対象年度によって、メリット収支率に応じて定まるメリット増減率が異なるため、「継続メリット制適用事業場名簿」等の確認の際、また、保険料算定基礎調査で過去の保険料額を訂正する際には、特に注意すること。

【メリット増減率の比較】

・継続事業	最大±40%	
・一括有期事業		
建設の事業	最大±40%	（平成19年度概算保険料から適用）
	最大±35%	（平成14年度概算保険料から平成18年度確定保険料まで適用）
立木の伐採の事業	最大±35%	（平成14年度概算保険料から適用）

2　その他

一括されている個々の有期事業の中に、形式上、有期メリット制の規模要件を満たすものがある場合があるが、一括された事業については、あくまで一括有期事業の枠内でメリット制の処理を行うこと。一括された個々の有期事業の単位で、有期メリット制を適用することはしない。

Ⅲ　有期事業のメリット制

第１　有期事業のメリット制

１　概　要

有期事業（一括有期事業を除く。）におけるメリット制は、建設の事業又は立木の伐採の事業であって、請負金額又は素材生産量等によって示される規模が一定水準以上であるか、又は確定保険料の額が100万円以上であるものについて適用される。これは有期事業の性質上、常時使用する労働者を確定し難いことなどのため、確定保険料の額等でみた規模によりメリット制を適用することとされたものである（徴収法第20条、徴収則第35条）。

また、継続事業のメリット制においては、その事業に適用されるべき基準となる労災保険率を引き上げ又は引き下げるが、有期事業のメリット制においては、一般保険料又は第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を引き上げ又は引き下げることにより運用される。

【有期メリット制の概要】

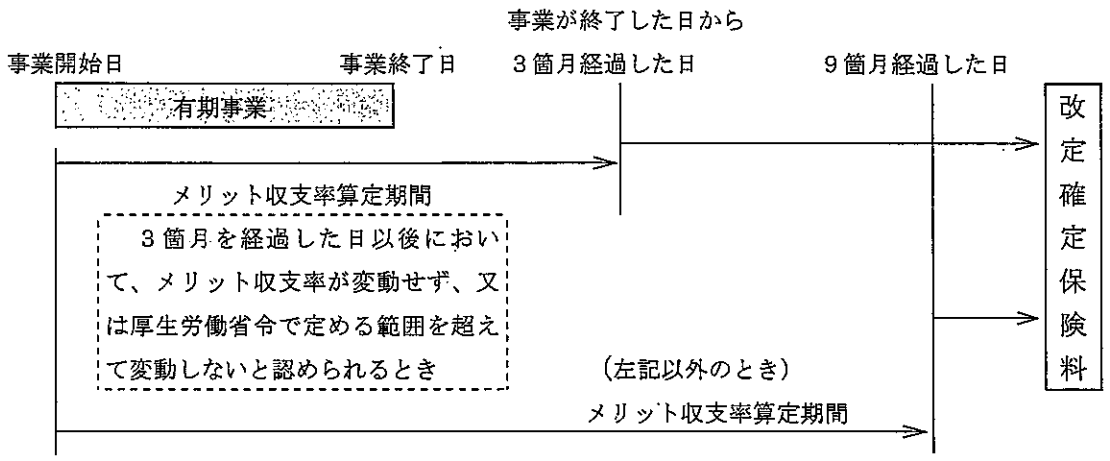

２　適用の対象となる事業

(1) 建設の事業

次のいずれかの要件を満たしている事業であること。

イ　確定保険料の額（非業務災害率に応ずる部分の額を含む。）が100万円以上であること

ロ　請負金額が１億2,000万円以上であること

(2) 立木の伐採の事業

次のいずれかの要件を満たしている事業であること。

イ　確定保険料の額（非業務災害率に応ずる部分の額を含む。）が100万円以上であること

ロ　素材の生産量が1,000立方メートル以上であること

３　メリット収支率

適用要件を満たした事業について、確定保険料の額を引き上げ又は引き下げる基準となるメリット収支率の算定は、事業が終了した日から３箇月又は９箇月を経過した日の前日以前における業務

災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに一般保険料に係る確定保険料の額等から所定の方法により計算される。

4　メリット増減率

３により算定されたメリット収支率が85％を超え、又は75％以下の事業について、その事業のメリット収支率に応じ、立木の伐採にあっては±35％の範囲内で、建設の事業にあっては、±40％の範囲内でメリット増減率が定められている（徴収則第35条、徴収則別表第６）。

有期メリット増減率表についてはⅥ章第６「有期メリット増減率表」を参照すること。

5　改定確定保険料額

確定保険料の額を改定するのはメリット収支率が85％を超え、又は75％以下の場合であり、その事業の確定保険料の額（労災保険率に応ずる部分の額）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額にメリット増減率を乗じて得た額だけ、確定保険料の額を引き上げ又は引き下げた額を改定確定保険料とする。

【事業終了後３箇月を経過した日を算定日とする場合の収支率】

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left(\begin{array}{l}\text{事業が終了した日から３箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額（注1）}\\ \text{ただし、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものは、その定めるところによる（注2）}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{l}\text{①　遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われた遺族特別一時金の額（注3）}\\ \text{②　障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額}\\ \text{③　特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた特別遺族一時金の額}\\ \text{④　特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額}\end{array}\right)}{\left(\begin{array}{l}\text{その事業の確定保険料の額（労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）及び第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）}\end{array}\right) \times \text{第一種調整率（注5）}} \times 100$$

（注4）

【事業終了後９箇月を経過した日を算定日とする場合の収支率】

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left(\begin{array}{l}\text{事業が終了した日から９箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額}\\ \text{ただし、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものはその定めるところによる}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{l}\text{①　遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われる遺族特別一時金の額}\\ \text{②　障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額}\\ \text{③　特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた特別遺族一時金額の額}\\ \text{④　特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額}\end{array}\right)}{\left(\begin{array}{l}\text{その事業の確定保険料の額（労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）及び第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）}\end{array}\right) \times \text{第二種調整率（注5）}} \times 100$$

（注1）特別遺族給付金は、石綿健康被害救済法の規定に基づく、特別遺族年金及び特別遺族一時金である。

（注2）年金たる保険給付等に係る「業務災害に関する保険給付額」は、次の労働基準法相当額

により算定する。

障害補償年金＝給付基礎日額×（障害等級に応じ1,340日分から560日分）

遺族補償年金＝給付基礎日額×1,000日分

傷病補償年金＝療養開始後３年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額の合計額

以上の算定方法については、徴収則第18条第２項に規定されている。

なお、特別遺族年金に係る「業務災害に関する保険給付額」は、1,200万円とし、その定義については、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第５条に規定されている。

（注3）この遺族補償一時金は、労災法第16条の６第１項に定められた支給事由のうち、第２号により支給される遺族補償一時金を指す。

（注4）分子の「－」は、分子に算入しないという意味である。

（注5）第一種調整率、第二種調整率の具体的な値については、Ⅵ章第８「第一種調整率（徴収則第19条の２）」、第９「第二種調整率（徴収則第35条の２）」を参照すること。

６　メリット計算の端数処理

確定保険料＝H

確定保険料のうち非業務災害率に応ずる部分＝A

非業災減確定保険料（調整前）＝h

非業災減確定保険料（調整後）＝B

非業災減保険給付額累計＝C

当該事業場の適用業種に係る労災保険率＝R

非業務災害率＝I

としたとき、

- A＝H×（I／R）（切捨て）
- h＝H－A
- B＝h×調整率　（切上げ）
- メリット収支率(%)＝C／B×100（小数点以下 切上げ）
- 非業災減改定確定保険料額＝h＋（h×メリット増減率（%）／100）

（下線部分は切捨て）

７　メリット増減幅の改正

平成18年４月１日に建設事業の有期メリット制の増減幅が改正された（±35%→±40%）。

新しい増減幅が適用されるのは、「平成18年４月１日以降に保険関係が成立した有期事業」である。したがって、工事終了年月日が平成18年４月１日以降であっても、工事開始時期が平成13年度から平成17年度であれば±35%の範囲、平成12年度以前であれば±30%の範囲のメリット増減率が適用される。

立木の伐採の事業については、従前どおり±35%の取扱いとし、事業開始時期が平成12年度以前であれば±30%の範囲のメリット増減率が適用されることとなるので、十分注意すること。

第2 有期事業のメリット制に係る事務処理

1 事務処理の概要図

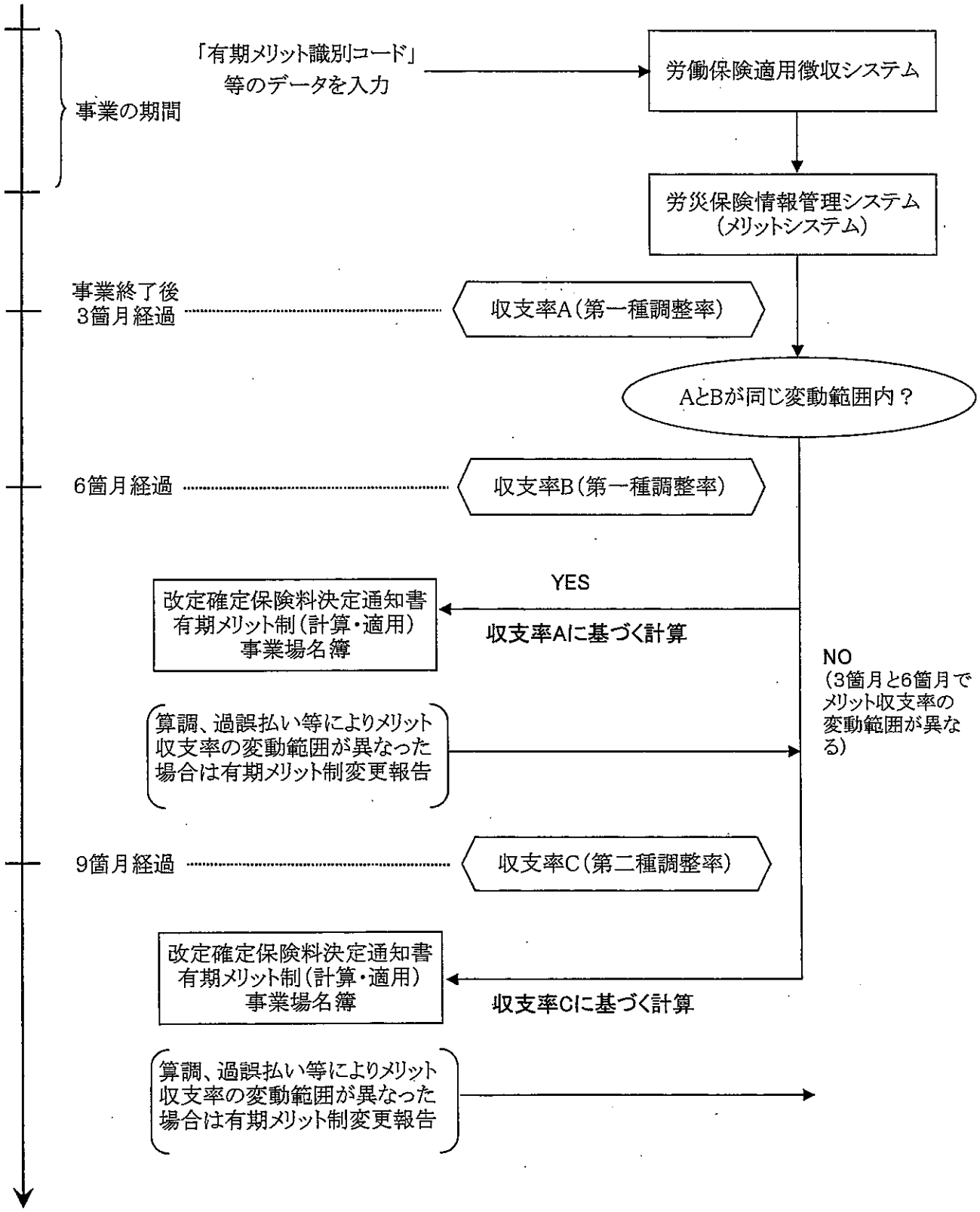

2 概　要

(1) 「有期メリット識別コード」の入力

個々の有期事業がメリット制の適用要件を満たしているか否かについての情報は、労働保険適用徴収システムにおいて、「概算・増加概算・確定保険料申告書（有期）」で確定保険料をＯＣＲ入力するときに、併せて有期メリット識別コードをＯＣＲ入力することで、メリットシステムに引き継がれる。

ただし、有期メリット識別コードは「概算・増加概算・確定保険料申告書（有期）」で概算申告時にも任意でＯＣＲ入力できるが、メリットシステムへの引継は確定保険料のＯＣＲ入力時のコードによること。

【有期メリット識別コード】

有期メリット識別コードは、確定保険料が100万円未満において、次のコードのいずれかを必須入力とする。

１ … 有期メリット対象事業場である。

０ … 有期メリット対象事業場ではない。

３ … 概算申告時に任意に「１」を入力していたが、確定保険料のＯＣＲ入力時に「０」を入力した場合。

ただし、確定保険料が100万円以上の場合、必須入力ではないため、コードの記入の有無、コード値に関係なく有期メリット制の対象として取扱う。

有期メリット識別コードを入力できる機会は限られており、あくまで「メリット制適用の見込み」を表す情報であるので、最終的にメリットシステムから出力されるリストに基づいて局において判断する。

【有期メリット識別コード入力の機会】

・概算・増加概算・確定保険料申告書の入力（確定保険料入力時）

・適用関係変更・訂正データの入力（事業終了後、６箇月又は９箇月経過する前日まで）

(2) 識別コードの付与基準（目安）

識別コード「０」（メリット制適用なし）を付与する基準は、有期事業であってもメリット制が適用されない場合もあることから、以下のものを目安とすること。

【識別コード「０」（メリット制適用なし）を付与する目安】

イ　請負金額と請負代金とを区別する（建設の事業）

「36機械装置の組立て又は据付けの事業」について、請負代金が1億2,000万円を超えていても、機械装置の価額を控除した請負金額が１億2,000万円を下回っている場合には、メリット制の適用要件「請負金額が１億2,000万円以上」は満たされていないので、注意すること。

以下の判断は、すべて「請負金額」に基づいて行う。

ロ　概算段階における数字を確定段階の数字に読み替える

メリット制の適用要件は、「確定保険料が100万円以上」又は「建設の事業においては請負金額が１億2,000万円以上、立木の伐採の事業においては素材生産量が1,000立方メートル以上」とされている。

これは確定段階における数字であるが、概算申告における数字がこの要件を満たしていない場合には、メリット制適用の可能性は低いと判断できる。

すなわち、概算保険料が100万円未満かつ建設事業においては請負金額が１億2,000万円未満、立木の伐採の事業においては素材生産の見込みが1,000立方メートル未満の事業については、メリット制が適用される可能性は低い。

ハ　概算から確定で増額となる場合を考慮して、10%から20%程度のゆとりをみる。

概算申告の段階では、比較的小規模の事業を予定していても、最終的には規模が拡大する場合があることを考慮して、以下の要件を満たす事業に対して、識別コード「０」（メリット適用なし）を付与する。

概算保険料が80万円以上90万円未満であり、かつ、建設の事業の場合には請負金額が9,600万円以上１億800万円未満、立木の伐採の事業の場合には素材生産量の見込みが800立方メートル以上900立方メートル未満

ニ　機械処理による適用事業の把握

建設の事業及び立木の伐採の事業の場合には、適用台帳及び有期総額台帳（有期メリット計算マスター）に終了年月日及び確定保険料の額が登記されているもの、かつ、事業終了後６箇月又は９箇月を経過する前日までに支払われた給付に係るデータの処理が終った全事業を対象とする。

機械処理の結果は、毎月、次の２種類の「**有期メリット制（計算・適用）事業場名簿**」を印書し、局あて送付する。

(イ) 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿　第１表
　（メリット制の適用が確実なもの及び適用があると思われるもの。）

(ロ) 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿　第２表
　（メリット制の適用がないと思われるもの。）

ただし、メリット制適用の可能性は、確定保険料が100万円未満の事業場に対しては(1)又は(2)で入力した「有期メリット識別コード」に基づいて判断される。

(3) 有期メリット制適用事業の確定

イ　改定時期３箇月の事業

有期メリット制の適用がある事業で、事業終了後６箇月経過時点において、事業終了後３箇月を経過した日における第一種調整率によるメリット収支率と、確認期間３箇月を加えた事業終了後６箇月を経過した日における第一種調整率によるメリット収支率が、いずれも徴収則別表第７で定める収支率の同じ変動範囲内にある場合には、その後変動しないものと認め、事業終了後３箇月の第一種調整率によるメリット収支率及びそれに基づくメリット増減率とし、その他所要の計算を行い、「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」及び「**改定確定保険料決定通知書**」を印書するので、有期メリット制の適用の有無を確認した上で確定すること。

（注）イの場合は、仮に、事業終了後６箇月を経過した日以降に保険給付が見込まれている場合であっても、改定時期は３箇月とする。

ロ　改定時期９箇月の事業

有期メリット制の適用がある事業で、上記イ以外の事業については、事業終了後９箇月を経過した日において第二種調整率を用いて、メリット収支率及びメリット増減率等所要の計算を

行い「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」及び**「改定確定保険料決定通知書」**を印書するので、有期メリット制の適用の有無を確認した上で確定すること。

ハ　再計算を行うべき事業

改定確定保険料の額が決定された後において、保険関係成立年月日、確定保険料の額又は保険給付等の額等に変更が生じた場合は、労働保険適用徴収システム及び労災保険情報管理システムにより確定保険料又は保険給付等の額等の変更入力を行うこと。

当該入力を元に機械処理により改定確定保険料額の再計算を行い、再計算を行った事業場の所轄労働局に対して変更分の「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」及び「改定確定保険料決定通知書」を送付する。

なお、労働保険適用徴収システム及び労災保険情報管理システムによらず手作業により「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」の修正等を行い、再計算により改定確定保険料の額を確定した場合には、**「有期メリット制変更報告書」**をＯＣＲ入力すること。

(イ)　システムが再計算を行う条件

a　労働保険適用徴収システムで「保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（帳票種別31704)」等により、次の変更をした事業場

(a)保険関係成立年月日

(b)事業終了年月日（保険関係消滅年月日）

(c)業種

(d)確定保険料額（非業災減確定保険料額）

(e)有期メリット識別コード

(注）上記（　）内はメリットシステムにおける名称

b　労災保険情報管理システムで「支払日等修正用帳票（帳票種別34511)」、「給付支払調査票（帳票種別36102)」により、メリット収支率の算定期間内の日に係る、次の変更を行った事業場

(a)短期保険給付額、特別支給金

(b)年金等保険給付額、年金特別支給金

(ロ)　システムが再計算を行わない条件

a　初回の改定から２年以上経過して再改定をする事業場

b　「有期メリット制変更報告書（帳票種別36106)」で変更入力した事業場

（注１）労働保険適用徴収システム及び労災保険情報管理システムにより再計算をする条件を満たす入力と「有期メリット制変更報告書」の両方の入力を行った場合、「有期メリット制変更報告書」の入力が翌月第１開庁日から第３開庁日までに行われた場合は再計算されず、「有期メリット制算定基礎報告書」の入力が翌月第７開庁日以降（第４開庁日から第６開庁日は入力不可期間）に行われた場合は労働保険適用徴収システム及び労災保険情報管理システムの入力内容で再計算される。

（注２）事業終了後９箇月を経過した日以降に支払われる保険給付等については、再計算の対象としない。例えば、事業終了後９箇月以後に１年前の休業が判明し、保険給付が行われた場合であっても支払いが事業終了後から９箇月を経過したものについては再計算の対象としない。

3　各種様式

(1) 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿

イ　様　式

有期「メリット」制（計算・適用）事業場名簿

＿＿局　　第　　表　　年　月　日　　頁

労働保険番号				業種	成立年月日	終了年月日	改定算定時期	有期メリット識別コード	確定保険料	非業災減確定保険料	非業災減保険給付額累計		メリット収支率	メリット増減率	非業災減確定保険料	還付額又は追徴額	備考
所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号							「上段」…調整前 「下段」…調整後	「上段」…保険給付、「下段」…特別支給金 短期給付	年金給付					
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)
																	(修正欄)

ロ　印書内容

労働保険適用徴収システムから引き渡されたデータに基づいて、有期メリット制の適用が確実なもの及び適用があると思われるものを第１表、適用がないと思われるものを第２表として出力する。

項　　目	内　　容
労働保険番号	適用台帳に登記されているもので、有期メリット計算を行ったものの労働保険番号を印書する。
業　種 成立年月日 終了年月日	適用台帳に登記されている「業種コード」、「保険関係成立年月日」及び「事業終了年月日」を印書する。 （注）保険料算定基礎調査等で変更が生じた場合、第一種調整率適用事業においては事業終了年月日から６箇月、第二種調整率適用事業においては事業終了年月日から９箇月以内に変更処理がなされた場合について変更後の「業種コード」、「保険関係成立年月日」及び「事業終了年月日」を印書する。
改定算定時期	改定算定時期（機械処理による改定時期）により、次のコードを表示する。 **改定算定時期　　コード** 改定時期３箇月（第一種調整率適用事業）　３ 改定時期９箇月（第二種調整率適用事業）　９ （注）「成立年月日」が昭和62年３月31日以前のものについては、すべてコード「９」を付す。
有期メリット識別コード	確定保険料入力時に入力した「有期メリット識別コード」を印書する。 ただし、概算申告時に任意に「１」を入力していたにも関わらず、確定保険料入力時に「０」を入力した場合に限り、「３」を印書する。 **種　別　　コード** 有期メリット対象事業場である　……　１ 有期メリット対象事業場ではない　……　０ 概算申告時に「１」を入力していたが、 確定保険料入力時に「０」を入力していた場合　…　３ （注１）コード「３」は、メリット・システムにおいて用いられるコードであり、労働保険適用徴収システムにおいて入力すべきコードではない。 （注２）コード「３」は、有期メリット制（計算・適用）事業場名簿第２表にのみ現れ、第１表には現れない。
確定保険料	有期メリット計算マスターに登記されている確定保険料の額を印書する。 （注）保険料算定基礎調査等で確定保険料の額に変更が生じた場合、第一種調整率適用事業場においては事業終了後から６箇月、第二種調整率適用事業場においては事業終了年月日から９箇月以内に変更処理がされた場合について、変更後に係る確定保険料の額を印書する。
非業災減確定保険料	上段は、確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を印書する。 確定保険料 －（確定保険料 × 非業務災害率 ／ 労災保険率） （注）（　）内の小数点以下は**切り捨て**となっている。 下段は、昭和56年４月１日以降に保険関係が成立した事業について、非業災減確定保険料の額に調整率を乗じて得た額を印書する。 非業災減確定保険料（上段…調整前）× 調整率 （注）小数点以下は**切り上げ**となっている。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">非業災減保険給付額累計</td><td>短期給付</td><td>○改定時期３箇月の事業（第一種調整率適用事業）
保険関係成立の日から事業終了後３箇月を経過する日の前日までに支払われた短期給付で正常に機械処理されたものの給付額を印書する。
ただし、特別支給金については、昭和52年４月１日以降に保険関係が成立した事業の労働者に支給されたものに限る。

○改定時期９箇月の事業（第二種調整率適用事業）
保険関係成立の日から事業終了後９箇月を経過する日の前日までに支払われた短期給付で正常に機械処理されたものの給付額を印書する。</td></tr>
<tr><td>年金給付</td><td>年金給付で正常に機械処理されたものの給付額を印書する。

（注）ここにいう「正常」とは、改定時期３箇月の事業については、事業終了後３箇月を経過する日の前日、改定時期９箇月の事業については、事業終了後９箇月を経過する日の前日までに年金入力票が入力され、年金関係台帳の作成が行われたものを意味する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（注）短期給付、年金給付ともに、メリット収支率算定の際に分子に計上された保険給付額を上段に、特別支給金の額を下段に印書する。</td></tr>
<tr><td>メリット収支率</td><td colspan="2">メリット収支率を印書する。
（注１）収支率が9,999を超える場合は、9,999となる。
（注２）収支率の小数点以下は切り上げとなっている（制度上、この処理で適正に対応できる）。</td></tr>
<tr><td>メリット増減率</td><td colspan="2">徴収則別表第６（メリット増減率表）を基に、「メリット収支率」よりメリット増減率を印書する。
（注１）マイナスとなったものについては、メリット増減率の最後に［－］（マイナス）を付す。
（注２）「メリット収支率」が75％を超え85％以下の場合には、この欄は「０」で出力される。</td></tr>
<tr><td>非業災減改定確定保険料額</td><td colspan="2">次の算式により計算したものを印書する。
非業災減確定保険料額
＝非業災減確定保険料（上段…調整前）
＋（非業災減確定保険料（上段…調整前）×メリット増減率（％）／100

（注１）下線部分の値の小数点以下は切り捨てとなっている。
（注２）「メリット収支率」が75％を超え85％以下の場合には、この欄は「非業災減確定保険料（上段）」と同一金額を印書する。</td></tr>
<tr><td>還付額又は追徴額</td><td colspan="2">次の算式により計算したものを印書する。

還付額又は追徴額
＝ 非業災減改定確定保険料額 － 非業災減確定保険料額（上段）

（注１）還付額については、金額の最後に［－］（マイナス）を付す。
（注２）「メリット収支率」が75％を超え85％以下の場合には、この欄は「空白」となる。</td></tr>
</table>

ハ　事務処理

(イ)「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第１表（＝メリット適用事業場）

この名簿に印書されている事業については、非業災減確定保険料の額及び保険給付額（特別支給金を含む。）の内容を審査し、保険料算定基礎調査等により確定保険料の額（非業災分を含む。）が100万円未満となった場合には、その事業の成立年月日、請負金額又は素材生産高により、有期メリット制の適用があるかどうかを確認すること。

また、確定保険料申告書等により当該事業の請負金額又は素材生産高を確認し、有期メリット制の適用があるか確認し、その結果非適用の場合には、その名簿から抹消し、その備考欄に「非」と記入すること。

有期メリット制の適用があるもので非業災減確定保険料の額及び保険給付額（特別支給金を含む。）について訂正する必要が生じた場合は、所要の計算を行い、訂正すべき内容をリストの該当項目の下欄（修正欄）に記入すること。

(ロ)「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第２表（＝メリット非適用事業場）

第２表と第１表を区別する基準は、労働保険適用徴収システムにおいて入力された「有期メリット識別コード」であるが、これはあくまで見込み段階で把握されたものである。

したがって、この名簿に印書されている事業であっても、確定保険料申告書等に記入されている請負金額・確定保険料額により有期メリット制の適用があるか確認すること。

その結果、有期メリット制の適用のある事業については、確定保険料の額及び保険給付額の内容を審査するとともに、前記(イ)と同様の処理を行うこと。

(2) 有期メリット〈短期給付〉データリスト

イ 様式

＊＊＊ 有期メリット 〈短期給付〉 データリスト ＊＊＊

労働保険番号	業種	種別	種類	表示	算入年月日	保険給付額	定額特支金	特一／特別	管轄局署	特殊費用	傷病年月日	生年月日	データ年月
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999	9	9999 99 99	9999 99 99	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999	9	9999 99 99	9999 99 99	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999	9	9999 99 99	9999 99 99	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999	9	9999 99 99	9999 99 99	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999	9	9999 99 99	9999 99 99	9999 99

ロ　印書内容

(イ) メリット計算を行った事業場（「有期メリット（計算・適用）事業場名簿」に印書されたもの）に係る短期給付（特別支給金を含む。）の内訳（保険関係成立の日から事業終了後６箇月又は９箇月を経過する日の前日までに支払われたもののみ）を、労働保険番号別、支払年月日順に印書する。

(ロ) このリストは報告された給付データをそのまま印書するので、数件のデータを一括して給付支払調査票に記入した場合にも、そのまま１行に印書する。

(ハ) その他

このリストは、局の依頼により作成、送付する（リスト配信はしていないので、必要な場合は労災保険業務室（統計調査係）あて随時依頼すること。）。

このリストは、有期メリット制適用事業場から照会のあった場合等に利用すること。

(3) 有期メリット〈年金給付〉データリスト

イ 様式

＊＊＊ 有期メリット 〈年金給付〉 データリスト ＊＊＊

労働保険番号	業種	種別	種類	表示	算入年月日	保険給付額	定額特支金	特一／特別	差止累計年金額	差止累計特別額	証書番号	データ年月
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999999999999	9999999999999	999999999	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999999999999	9999999999999	999999999	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999999999999	9999999999999	999999999	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999999999999	9999999999999	999999999	9999 99
999999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999999999	9999999999999	9999999999999	999999999	9999 99

ロ　印書内容

(イ) メリット計算を行った事業（「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」に印書されたもの）に係る傷病補償年金及びその受給者に対して支給される療養補償給付で、療養開始後３年を経過する月の分までの給付の内訳（保険関係成立の日から事業終了後６箇月又は９箇月を経過する日の前日までに支払われたもののみ）を労働保険番号別、支払年月日順に印書する。

(ロ) その他

このリストは、局の依頼により作成、送付する（リスト配信はしていないので、必要な場合は労災保険業務室（統計調査係）あて随時依頼すること。）。

このリストは、有期メリット制適用事業場から照会のあった場合等に利用すること。

(4) 有期メリット〈基準法相当額〉データリスト

イ 様 式

＊＊＊ 有期メリット 〈基準法相当額〉 データリスト ＊＊＊

労働保険番号	業種	種別	種類	表示	算入年月日	保険給付額	定額特支金	管轄局署	証書番号	現等級	既存等級	種類	データ年月
99999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999	999999999	99	99	9	9999 99
99999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999	999999999	99	99	9	9999 99
99999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999	999999999	99	99	9	9999 99
99999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999	999999999	99	99	9	9999 99
99999999999999	9999	9	9	9	9999 99 99	9999999999	9999999999	9999	999999999	99	99	9	9999 99

ロ　印書内容

(イ)　このリストは、メリット計算を行った有期事業に係る年金給付で、年金入力票が入力され年金関係台帳が作成されたものについて、労働基準法相当額の自動計算を行い、メリット計算に算入したものを１件ごとに労働保険番号順に印書する。

(ロ)　このリストに含まれている年金給付は、次に該当するものである。

a　年金関係台帳の作成が事業終了後６箇月又は９箇月を経過する日の前日以前のもの。

b　事業終了後６箇月又は９箇月を経過する日の前日以前に支払われた前払一時金等によるものである。

ハ　その他

(イ)　このリストは、局の依頼により作成、送付する（リスト配信はしていないので、必要な場合は労災保険業務室（統計調査係）あて随時依頼すること。）。

(ロ)　このリストに印書されたもののうち有期メリット制の適用のある事業に係るものについては、１件ごとにその内容について年金給付原簿と照合し、その労働保険番号、給付の種類、障害等級等に誤りがないか確認すること。

(ハ)　(ロ)の確認の結果、本省において計算した労働基準法相当額の訂正を要するもの及びメリット計算の対象外となるものについては、これらに関係のある事業についてメリット制の再計算を行い、その結果を「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」の修正欄に記入すること。

(5) 改定確定保険料決定通知書

イ 様式

労働局労働保険特別会計歳入徴収官

改定確定保険料決定通知書

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第20条の規定に基づき確定保険料の額を下記のとおり改定したので通知します。

なお、この改定により労働保険料が引き上げられたものについては、同封の納入告知書により追徴額を納付して下さい。また、労働保険料が引き下げられたものについては、同封の労働保険料還付請求書に所要事項を記載し折り返し提出して下さい。

記

労働保険番号					事業成立年月日	事業終了年月日	改定確定保険料算定時期
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号			
					年 月 日	年 月 日	年 月 日

①確定保険料の額	②イ.非業災減確定保険料の額 / ロ.上段のイの額×調整率	業務災害に関する給付額（改定確定保険料算定時期までに係る給付額）		
		③短期給付額	④年金給付額（厚生労働省令によるもの）	⑤給付額計（③＋④）
円	円	円	円	円

⑥メリット収支率（⑤÷②のロ）	⑦メリット増減率		⑧非業災減改定確定保険料の額 ②のイ＋(②のイ×⑦/100)	⑨追徴額 ⑧－②のイ	⑩還付額 ②のイ－⑧
	増	減			
%	%	%	円	円	円

主）1.②のイ欄の非業災減確定保険料の額は、①の額から非業務災害率（通勤災害及び二次健康診断等給付に係る率）に応ずる部分の額を減じた確定保険料の額を印書したものです。また②のロ欄は、昭和56年4月1日以降に保険関係が成立したものに一定の調整率を乗じた後の確定保険料の額を印書したものです。

2.⑩欄の額は確定保険料の納付状況等により還付請求する額と異なることがあります。

3.還付請求書の（イ）及び（ロ）の確定保険料の額は非業務災害率に応ずる部分に係る保険料が含まれております。

還付決定 支払決議書

種別 3 1 7 5 2　※修正項目番号　※漢字修正項目番号

(キ)又は(セ)若しくは(キ)+(セ) 還付額	円(項1)

(この欄には記入しないで下さい)

歳入徴収官	部長	課室長	補佐	係長	係	決定年月日	還付額	保険料(キ)	円
						・　・		拠出金(セ)	円
						徴収済額確認年月日	納付した概算確定保険料の額	平成　年度保険料(ア)	円
						・　・	納付した一般拠出金の額	平成　年度拠出金(ク)	円
資金前渡官吏	補佐	係長	係			支払年月日	確定保険料の額、改定確定保険料の額	同年度保険料(イ)	円
						・　・	改定した一般拠出金の額	同年度拠出金(ケ)	円
						小切手又は国庫送金振込番号	労働保険料等、一般拠出金への充当額	保険料等(オ)+(ス)	円
								拠出金(カ)+(シ)	円

様式第8号（第36条関係）

労働保険 石綿健康被害救済法 / 労働保険料 一般拠出金 還付請求書

労働保険番号	府県	所轄	管轄(1)	基幹番号	枝番号	還付金の種別
					－ (項2)	労働保険料・一般拠出金・含算

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関

金融機関名称（漢字）　略称を使用せず正式名称で○○銀行、○○金庫、○○信用金庫、○○農業協同組合、○○漁業協同組合、○○信用組合まで記入して下さい　(項3)

支店名称（漢字）　略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい　(項4)

種別　1.当座　2.普通　3.通知　4.別段　(項5)　口座番号　(項6)　フリガナ　口座名義人

郵便局

郵便局名称（漢字）　略称を使用せず正式名称で○○郵便局まで記入して下さい　(項7)

区・市・郡（漢字）　(項8)

② 還付請求額

労働保険料		一般拠出金	
(ア) ~~納付した概算保険料の額又は納付した~~確定保険料の額	円	(ク) 納付した一般拠出金	円
(イ) ~~推定保険料の額又は~~改定確定保険料の額	円	(ケ) 改定した一般拠出金	円
(ウ) 差額	円	(コ) 差額	円
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額（詳細は以下③）		(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額（詳細は以下③）	
内訳 (オ) 保険料等へ充当	円 (カ) 拠出金へ充当 円	内訳 (シ) 拠出金へ充当	円 (ス) 保険料等へ充当 円
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ)－(オ)－(カ)	円	(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ)－(シ)－(ス)	円

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
－	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	円
－	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	
－	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	
－	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	
－	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	

上記のとおり還付を請求します。

年　月　日

労働局労働保険特別会計資金前渡官吏　殿

事業主　（郵便番号　－　）電話（　－　－　番）
住所
名称　記名押印又は署名
氏名　㊞
（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

※修正項目（英数・カナ）

※修正項目（漢字）

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊞	

（注意）
1. 還付金の種別欄、①欄及び③欄については　事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
2. 社会保険労務士記載欄は　この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

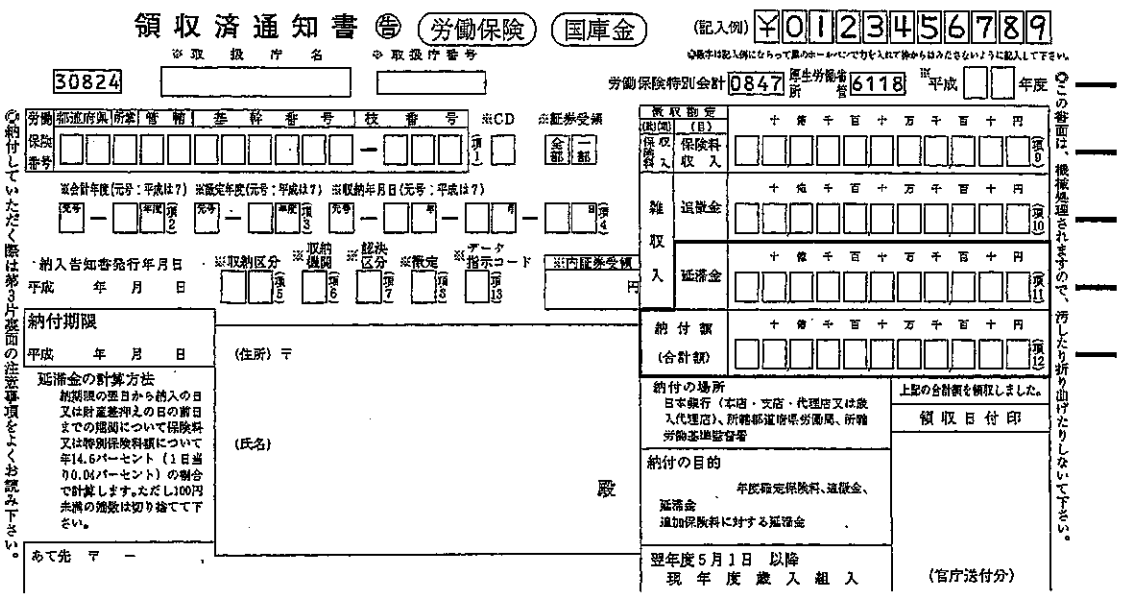

ロ　印書内容

この通知書は、「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第１表に印書したものについて、その内容を印書する。

ハ　事務処理

(イ)　「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第１表に印書したものについて、その内容を印書する。

(ロ)　「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」において追徴額が生じた場合は、改定確定保険料として徴収決定を行うこと。

(ハ)　「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」において追徴額が生じた場合は、「改定確定保険料決定通知書」に納入告知書を同封し、還付額が生じた場合は、「労働保険料還付請求書」を同封すること。

(ニ)　この通知書に印書した内容を変更した場合は、この通知書は使用せず、「有期メリット制変更報告書」のＯＣＲ入力を行うとともに、配信要求を行い、通知書を印書すること。

また、「有期メリット制変更報告書」により配信要求されたものについては、配信要求をした翌開庁日にコマンド配信により出力すること。

ただし、この場合には、直近の配信出力分以降に「有期メリット制変更報告書」の入力のあったすべての事業場について配信される。

(6) 有期メリット制変更報告書

イ　様式

枚のうち　　枚目

有期メリット制変更報告書

帳票種別

36106

必須項目	① 労働保険番号	府県 / 所掌 / 管轄 / 基幹番号 / 枝番号
	② 取・追・変	取消＝1　追加＝3　変更＝5
適用関係	③ 業種	
	④ 成立年月日	元号　年　月　日
	⑤ 消滅年月日	元号　年　月　日
保険料額	⑥ 確定保険料	千　億　千　百　十　万　千　百　十　円
	通災減確定保険料額 ⑦ 調整前	千　億　千　百　十　万　千　百　十　円
	通災減確定保険料額 ⑧ 調整後	千　億　千　百　十　万　千　百　十　円
保険給付額等	通災減保険給付額 ⑨ 短期給付	億　千　百　十　万　千　百　十　円
	通災減保険給付額 ⑩ 年金給付	億　千　百　十　万　千　百　十　円
	通災減特別支給金支給額 ⑪ 特別支給金	億　千　百　十　万　千　百　十　円
	通災減特別支給金支給額 ⑫ 年金特別支給金	億　千　百　十　万　千　百　十　円
メリット計算	⑬ 改定時期	3ヵ月＝3　9ヵ月＝9
	⑭ メリット収支率	
	⑮ メリット増減率	---
	⑯ 通災減改定確定保険料額	千　億　千　百　十　万　千　百　十　円
	⑰ 還付・追徴額（還付の場合“－”を記入）	--- 億　千　百　十　万　千　百　十　円
通知書コード	⑱ 通知書作成コード	
	⑲ 通知書配信要求コード	
備考		

（物品番号 7533）

ロ 有期メリット制変更報告書の記入要領

(イ) 必要な記入項目と注意事項

記入項目 ＼ 入力要件	労働保険番号	取・追・変	業種	成立年月日	消滅年月日	確定保険料	非業災減確定保険料額 調整前	非業災減確定保険料額 調整後	非業災減保険給付額 短期給付	非業災減保険給付額 年金給付	非業災減特別支給金支給額 特別支給金	非業災減特別支給金支給額 年金特別支給金	改定時期	メリット収支率	メリット増減率	非業災減改定確定保険料額	還付・追徴金	通知書作成コード	通知書配信要求コード
取消	○	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
追加	○	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		×
変更	○	5														○			×
配信要求	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○

○ … 必須入力

× … 入力不可

空欄 … 該当がある場合のみ記入

〈注意事項〉

(イ) 通知書作成コードは、通知書の作成が不要のものにのみ「9」を記入すること。

(ロ) 配信要求を行う場合は、通知書配信要求コード以外の項目は記入しないこと。

(ハ) 保険給付額、特別支給金支給額、メリット増減率、還付・追徴金を0円に、追加・変更する場合は「0」を記入する。

(ロ) 記入項目及び記入要領

項目番号	項　　目	内　　容
1	労働保険番号	取消、追加又は変更として報告すべき事業について、一事業毎に労働保険番号を記入する。
2	業　種	当該事業に適用される事業の種類の業種コードを記入する。
3	成立年月日	元号を付した当該事業の保険関係成立年月日を記入する。 5 … 昭和 7 … 平成
4	消滅年月日	元号を付した当該事業の保険関係消滅年月日を記入する。 7 … 平成
5	確定保険料	新規に適用された事業については、確定保険料の額を記入し、保険料算定基礎調査等により確定保険料の額が変更となった事業については、変更後の確定保険料を記入する。
6	非業災減確定保険料調整前	新規に適用された事業については、確定保険料の額（非業災分を除く。）を記入し、保険料算定基礎調査等により確定保険料の額（非業災分を除く。）が変更となった事業については、変更後の確定保険料の額（非業災分を除く。）を記入する。
7	非業災減確定保険料調整後	昭和56年４月１日以降に保険関係が成立した事業に係る上記確定保険料の額（非業災分を除く。）に調整率（第一種調整率又は第二種調整率）を乗じて得た額を記入する。
8	非業災減保険給付額	短期給付 年金給付 保険関係成立の日から事業終了後３箇月又は９箇月を経過した日の前日までに支払われた業務災害に係る短期給付額（メリット計算に算入されるもの）及び年金給付額（メリット計算に算入される労働基準法相当額）を記入する。
9	非業災減特別支給金支給額	特別支給金 年金特別支給金 昭和52年４月１日以降に保険関係の成立した事業で、保険関係成立の日から事業終了後３箇月又は９箇月を経過した日の前日までに支払われた業務災害に係る特別支給金の額（メリット計算に算入されるもの）及び年金特別支給金の額（メリット計算に算入される労働基準法相当額）を記入する。
10	改定時期	改定時期により次のコードを記入する。 改定時期３箇月の事業 … 3 改定時期９箇月の事業 … 9
11	メリット収支率	メリット収支率を記入する（収支率の具体的算定式はＩ章第１の３を参照）。 イ　改定時期３箇月の事業 第一種調整率を用いて計算する。 ロ　改定時期９箇月の事業 第二種調整率を用いて計算する。
12	メリット増減率	徴収則別表第６の「労働保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額の増減表」により記入する。
13	非業災減改定確定保険料額	当該事業の非業務災害率に応ずる部分の額を減じた改定確定保険料額を記入する。
14	還付・追徴額	非業災減確定保険料額と非業災減改定確定保険料額の差額を記入する。
15	通知書作成コード	当該帳票の入力により新しく「改定確定保険料決定通知書」の配信を希望する場合は未記入。配信を不要をする場合には、「９」を記入する。
16	通知書配信要求コード	上記コードにより入力されたものについて、翌開庁日に配信を行うときに自局の府県コードを記入する。

ハ　事務処理

局において、有期事業の改定確定保険料の決定を行った際に、本省から送付された「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」に印書されているデータを取消、追加又は変更して改定確定保険料額を決定した場合には、次により「有期メリット制変更報告書」を作成すること。

(イ)「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第１表に印書された事業を非適用として決定した場合は、取消コードにより取り消すこと。

(ロ)「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第１表のデータの内容を検討した結果、メリット制の適用があるもので、その印書されている確定保険料の額、保険給付額等を訂正して決定した事業がある場合は、変更コードを記入するとともに正しい内容を記入すること。

(ハ)「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第２表に印書された事業でその内容を検討し、有期メリット制の適用があると決定したものは新規として追加報告すること。

その際、印書されている確定保険料の額、保険給付額等を訂正する必要があるときは、追加報告と同時に修正した内容を記入すること。

第２表に印書された事業を第２表の事業として内容を変更することはない。

(ニ)「有期メリット制変更報告書」による追加又は取消又は変更と配信要求は同一帳票にて同時にはできないため、配信要求する場合は、新たな「有期メリット制変更報告書」を用いて配信要求コードのみを記入し、ＯＣＲ入力すること。

ニ　作成要領

(イ) 取消の場合

当該事業の労働保険番号と「取・追・変」欄（取消コード「１」）のみを記入すること。

(ロ) 追加（新規）の場合

すべての項目（「取・追・変」欄には追加コード「３」を記入すること。）を記入すること（通知書作成コード、通知書配信要求コードを除く。）。

(ハ) 変更の場合

当該事業の労働保険番号と変更部分及び「取・追・変」欄（変更コード「５」）を記入すること。

ホ　本省への報告

「有期メリット制変更報告書」の本省への報告は、局労働保険徴収主務課（室）に設置されているＯＣＲで入力することにより、本省への報告とする。

第３　有期事業のメリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い

１　メリット収支率算定期間等

有期事業のメリット収支率の算定期間等は、以下のとおりである。

(1) 算定の日

事業が終了した日から３箇月又は９箇月を経過した日を算定の日とする。

イ　事業が終了した日から３箇月を経過した日とする場合

事業が終了した日から６箇月を経過した日の前日以前における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに一般保険料に係る確定保険料の額等から第一種調整率を用いて算定したメリット収支率が、徴収則別表第７において、事業の終了した日から３箇月を経過した日の前日における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに一般保険料に係る確定保険料の額等から第一種調整率を用いて算定したメリット収支率に対応する変動範囲にある場合とする。

なお、「６箇月」という期間は法令に基づくものではなく、事務処理等を勘案して定めた、運用上の規定である。

ロ　事業が終了した日から９箇月を経過した日とする場合

上記イ以外の場合は、事業が終了した日から９箇月を経過した日とする。

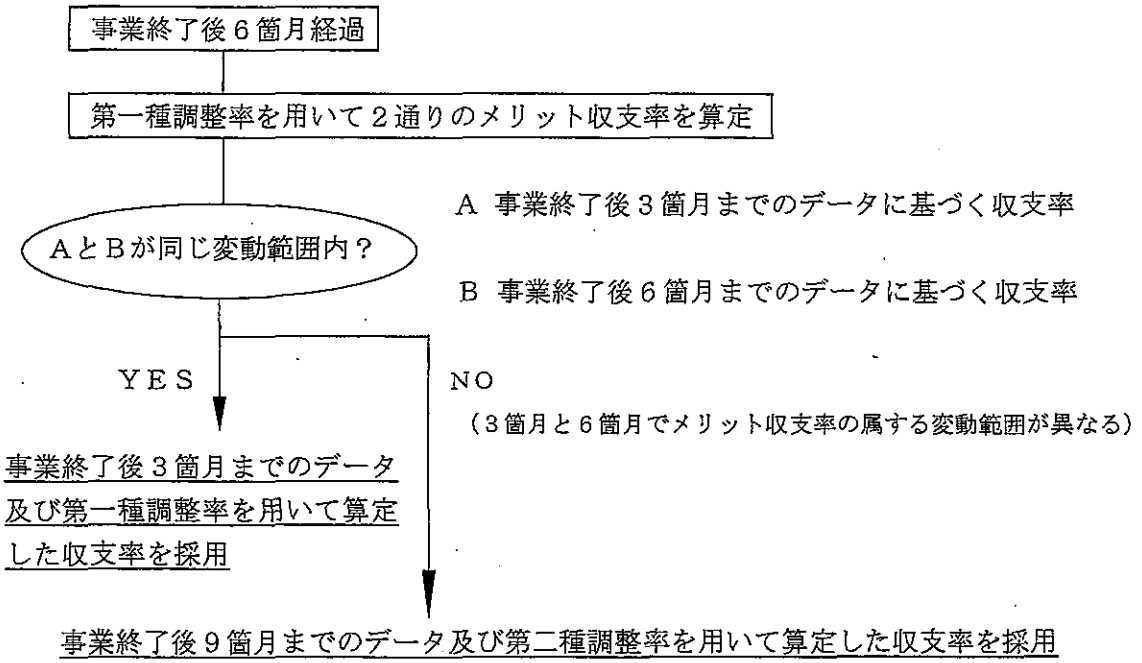

(2) 算定方法

イ　分母に算入する額

分母に算入する額は、当該事業の一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額及び第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じ

た額の合計に、第一種調整率又は第二種調整率を乗じて得た額である。

算定の日を事業が終了した日から３箇月を経過した日とする場合、第一種調整率を乗じ、事業が終了した日から９箇月を経過した日を算定日とする場合には第二種調整率を乗じる。

ロ　分子に算入する額

分子に算入する額は、当該事業の事業開始から算定日の前日以前における業務災害に係る保険給付の額及び特別支給金の額の合計額である。

なお、各保険給付の額及び特別支給金等の額の取扱いは、継続事業の場合と同様である（特定疾病・第三者行為災害等の取扱を含む。）が、次の点は異なるので注意すること。

(ｲ) 第三者行為災害に係る給付については、継続メリット制の場合と同様、継続メリットの場合と同様の保険給付について第三者等（保険会社等を含む。）に対し、事業終了後６箇月又は９箇月を経過した日の前日までに行った納入告知の分については、当該納入告知において納付すべきとした金額を控除する。

(ﾛ) 過誤払が判明し、回収決議を行い回収する場合は、事業終了後６箇月又は９箇月を経過した日の前日までにおいて、メリット収支率の算定基礎に算入された保険給付又は特別支給金の額を訂正する。

2　メリット制の適用要件

個々の有期事業がメリット制の適用要件を満たしているか否かについては、労働保険適用徴収システムに当該情報（有期メリット識別コード）を入力する必要があるが、その際、以下の事情から、必ずしも「有期事業＝メリット制適用」とはならないことに注意すること。

(1) 小規模の有期事業

イ　建設事業における有期メリット制の適用要件は請負金額又は確定保険料の額によって判断される。

ここにいう「請負金額」は「請負代金」ではない。特に「36機械装置の組立て又は据付けの事業」においては、

・請負代金は数億円以上（１億2,000万円超）

・保険料算定の基礎となる請負金額は１億2,000万円未満

となる場合があるが、この場合には、有期メリット制の適用要件「請負金額は１億2,000万円以上」は満たされていない。

ロ　以下の理由により、小規模の事業であっても有期事業として保険関係が成立している場合があるが、有期事業のメリット制の規模要件を満たしていないものについては、当然メリット制は適用されない。

(ｲ)　同時に行われる事業が存在しない場合（徴収法第７条第４号）

(ﾛ)　「36機械装置の組立て又は据付けの事業」以外の事業であって、有期事業を一括できる地域の制限（徴収則第６条第２項第４号、昭和47年労働省告示第15号）に触れる場合

(2) 一括有期事業との関係

建設事業においては、有期メリット制の規模要件と一括有期事業の規模要件を同時に満たしている事業が、一括有期事業に含まれている場合がある。

このような事業について、個々の事業単位としての有期メリット制は適用されない。一括された事業については、あくまで一括有期事業の枠内でメリット制を処理すること。

3　一事業で種類の異なる工事がある場合

建設事業において、除外事業等により、一事業単位で２種類以上の種類の異なる工事がある場合は、各工事の保険料の額を合算の上、当該合算額を改定する。

なお、この場合、機械処理におけるメリット計算においては、主たる工事による業種によって行うため、改定に当たっては、各工事毎の確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を合算して算定したメリット増減率による。

すなわち、メリット収支率の分母は、

Ａ工事の非業災減確定保険料額（調整前）
Ｂ工事の非業災減確定保険料額（調整前）　} 合算した後、調整率を乗じたもの

として算出されるものである。

4　確定保険料又は保険給付等の額等に変更があった場合

確定申告書入力後、保険料算定基礎調査等により、保険料の徴収過不足が判明し確定保険料の額等に変更があった場合、あるいは保険給付等の額に変更があった場合、事業終了後６箇月以内（事業が終了した日から３箇月を経過した日を算定の日とされなかった事業は、事業終了後９箇月以内）に労働保険適用徴収システムあるいは労災保険情報管理システムで変更処理を行えば、当該変更処理が機械による改定確定保険料の額の計算に反映される。

改定確定保険料の額の機械処理は、Ⅲ章第２の２「(3)有期メリット制適用事業の確定」のとおりである。

また、改定確定保険料の額の計算を終えた事業について、計算終了後、確定保険料や事業終了後６箇月以内又は９箇月以内の保険給付等の額に変更があった場合も、労働保険適用徴収システム及び労災保険情報管理システムにより確定保険料又は保険給付等の額の変更入力を行うことにより、当該変更処理が機械による改定確定保険料の額の計算に反映される。

改定確定保険料の額の計算を機械によらず手作業で行った場合は、「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」の修正を行い、改定確定保険料の額の決定後、有期メリット制変更報告書をＯＣＲ入力する。

改定確定保険料の額が決定した後においての機械処理については、Ⅲ章第２の２「(3)有期メリット制適用事業の確定」の「ハ　再計算を行うべき事業」を参照すること。

(1) 確定保険料又はメリット収支率算定期間における保険給付等の額に変更があった場合

改定確定保険料の額の再計算を行い、その結果、既に改定確定保険料決定通知書で通知済みであった改定確定保険料の額の変更を要する場合は、追加徴収又は還付のために必要な処理を行うこと。

その際、徴収金に関する権利の時効に注意すること。徴収金に関する権利の時効が完成しておらず、納入告知等の必要な処理を行うことができる場合、メリット収支率を再計算し、改定確定保険料の額の再改定を行うこととなる。徴収金に関する権利の時効は、確定保険料の申告書が提出された日の翌日、若しくは申告書の提出期限の翌日、又は納入告知書が到達した日の翌日からそれぞれ２年である。

(2) 労災かくしが判明した場合

平成３年12月５日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」において、労災かくしを行った事業場に対する措置として、「労災保険のメリット制の適用を受けている事業場にあっては、メリット収支率の再計算を行い、必要に応じ、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収するための処理を行うこと。」とされているところであるが、この再計算は、療養・休業等の支給事由が生じた日から判断される本来の支給日（年金にあっては支給決定日）に応じて行うものである。また、再計算で新たに含めた保険給付等が別事業のメリット収支率の算定基礎に含まれていた場合は、当該別事業のメリット収支率についても再計算し、還付等の必要な処理を行うこと。

なお、徴収金に関する権利の時効に注意を要する点は(1)と同じである。

(3) 確定保険料申告書が提出されず、労働保険料の額を認定決定した場合

事業主は、保険関係が消滅した日から50日以内に確定保険料申告書を提出しなければならないとされているが、申告書が提出されなかった場合は、政府が労働保険料の額を決定し、事業主に通知することとなっている。改定確定保険料の額の計算は、当該確定保険料の額に基づいて行うこと。

Ⅳ　特例メリット制

第１　特例メリット制

１　概　要

労働災害は、近年、全体として減少しつつあるとはいえ、今なお中小規模の事業で多く発生しており、労働災害防止活動を一段と活発なものとすることが必要である。

現在、中小企業向けに各種の労働災害防止施策が実施されており、一方、労災保険制度においても、事業主の保険料負担の具体的公平を図るとともに、事業主の労働災害防止インセンティブを促進する視点から、個々の事業での労働災害の動向によって保険料の増減を行うメリット制が設けられているところである。中小企業における労働災害防止活動を一層促進し成果をあげるためには、この両制度を緊密に関連付けることにより、労働災害防止施策の利用を一層促進していくことが効果的である。

そこで建設の事業及び立木の伐採の事業以外の継続メリット制が適用される事業において、中小企業事業主が、労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置を講じた場合であって、メリット制の特例の適用を申告しているときは、メリット制による労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減幅を最大45％とする特例を設けている。

２　適用の対象となる事業

特例メリット制の適用対象となる事業は、以下(1)から(4)までの要件をすべて満たす事業である。

(1) 継続メリット制が適用される事業であって、建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること（徴収法第12条の２、徴収則別表第３の２）

(2) 厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置（以下「安全衛生措置」という。）が講じられた事業であること

すなわち、

① 労働安全衛生規則第61条の３第１項の規定による認定を受けた同項に規定する計画に従い事業主が講ずる措置（以下「快適職場推進計画による措置」という。）

具体的には、平成４年７月１日付け基発第391号「快適職場形成促進事業の施行について」により都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために事業主が講ずる措置であって、次の要件をすべて満たすものである。

イ　快適職場推進計画を作成し、都道府県労働局長から当該計画の認定を受けていること。

ロ　認定を受けた快適職場推進計画に従い、職場環境の改善に着手していること。

「職場環境の改善に着手している」とは、快適職場推進計画の完了をいうものではなく、快適職場推進計画のうちいずれか１つ以上の項目について、工事の着工、発注又は機器の納入、据付け等をいうものである。

また、「着手している」とは、着手初年度を指すものである。

② 労働安全衛生法第88条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた事業主が講ずる労働安全衛生規則第87条に掲げる措置（以下「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」という。）

が講じられた事業であること（徴収則第20条の３）。

(3) 安全衛生措置が講じられた保険年度において、常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又

は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下の労働者を使用する事業主（以下「中小企業事業主」という。）が行う事業であること（徴収則第20条の２）

ここでいう事業主の常時使用する労働者数とは、個々の事業ごとの労働者数ではなく、企業全体の労働者数のことである。

(4) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から６箇月以内に、労災保険率特例適用申告書（様式第５号の３（徴収則第20条の４））が提出されている事業であること（徴収法第12条の２）

２(2)②の措置については、安衛法第88条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により初めて認定された日が属する保険年度が安全衛生措置が講じられた保険年度となる。この措置に基づく労災保険率特例申告書の提出は、平成19年度以降となる。

3　特例メリット制の適用期間

安全衛生措置を講じた中小企業事業主が、当該措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から６箇月以内に、当該措置を講じた事業に関し労災保険率特例適用申告書を提出したときは、当該措置が講じられた保険年度の次の次の保険年度から３保険年度の各保険年度、すなわち当該措置が講じられた保険年度がメリット収支率算定期間に含まれる保険年度について、当該事業が継続メリット制の適用要件を満たしている場合において、特例メリット制による労災保険率の増減を適用する。

4　特例メリット労災保険率

(1) メリット収支率

特例メリット制による労災保険率の増減は、継続メリット制と同じ方法で算定するメリット収支率を基準として行う。

(2) 特例メリット増減率

特例メリット制の適用を受ける場合、基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を引き上げ又は引き下げる率（以下「特例メリット増減率」という。）は、メリット収支率の区分に応じて定める「特例メリット増減率表」のとおりとなる（VI章第４「継続メリット増減率表」）。

【特例メリット制の申告と適用】

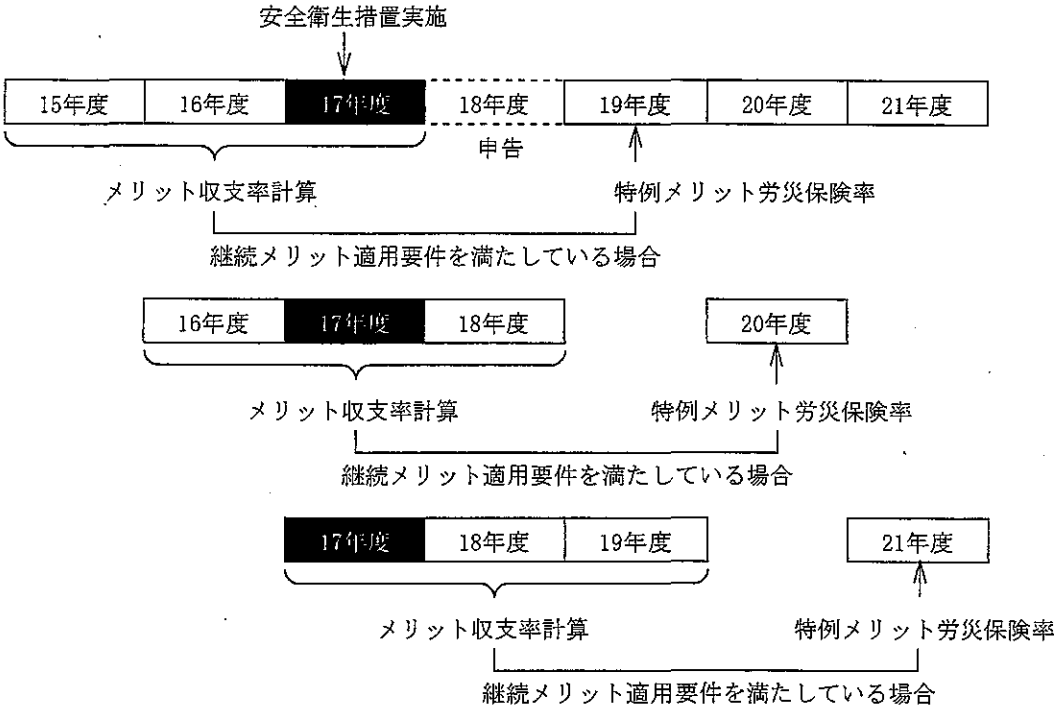

(注1)　各年度は、4月1日から翌年3月31日まで。

(注2)　安全衛生措置が講じられた保険年度がメリット収支率算定期間に含まれる保険年度において、特例メリット制が適用される。すなわち、申告年度の翌年度から3年間、特例申告の効力がある。

5　特例メリット制の改正

先に通知したところであるが（平成18年3月31日付け基発第0331036号）、安衛法第88条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた事業主が講ずる労働安全衛生規則第87条に掲げる措置（労働安全衛生マネジメントシステムの実施）が特例メリット制の適用要件となる安全衛生措置に追加され、平成19年3月31日から適用されるところとなった（徴収則第20条の3第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第284号））。

今回新たに追加した安全衛生措置に基づく労災保険率特例適用申告書は、平成19年4月1日から提出されることとなる。

第２　特例メリット制に係る事務処理

１　事務処理の概要図

(1)　「快適職場推進計画による措置」の場合

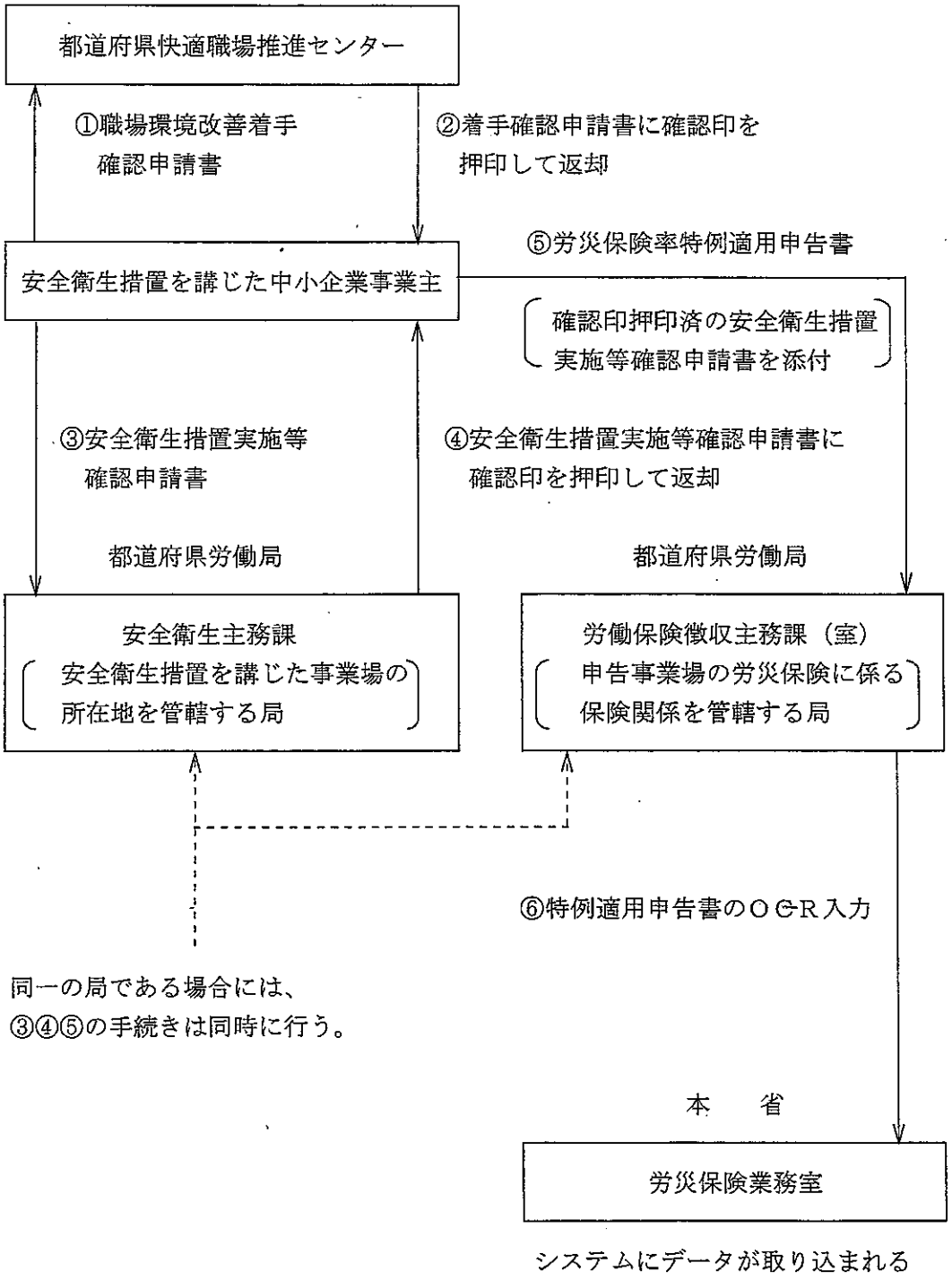

(2) 「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」の場合

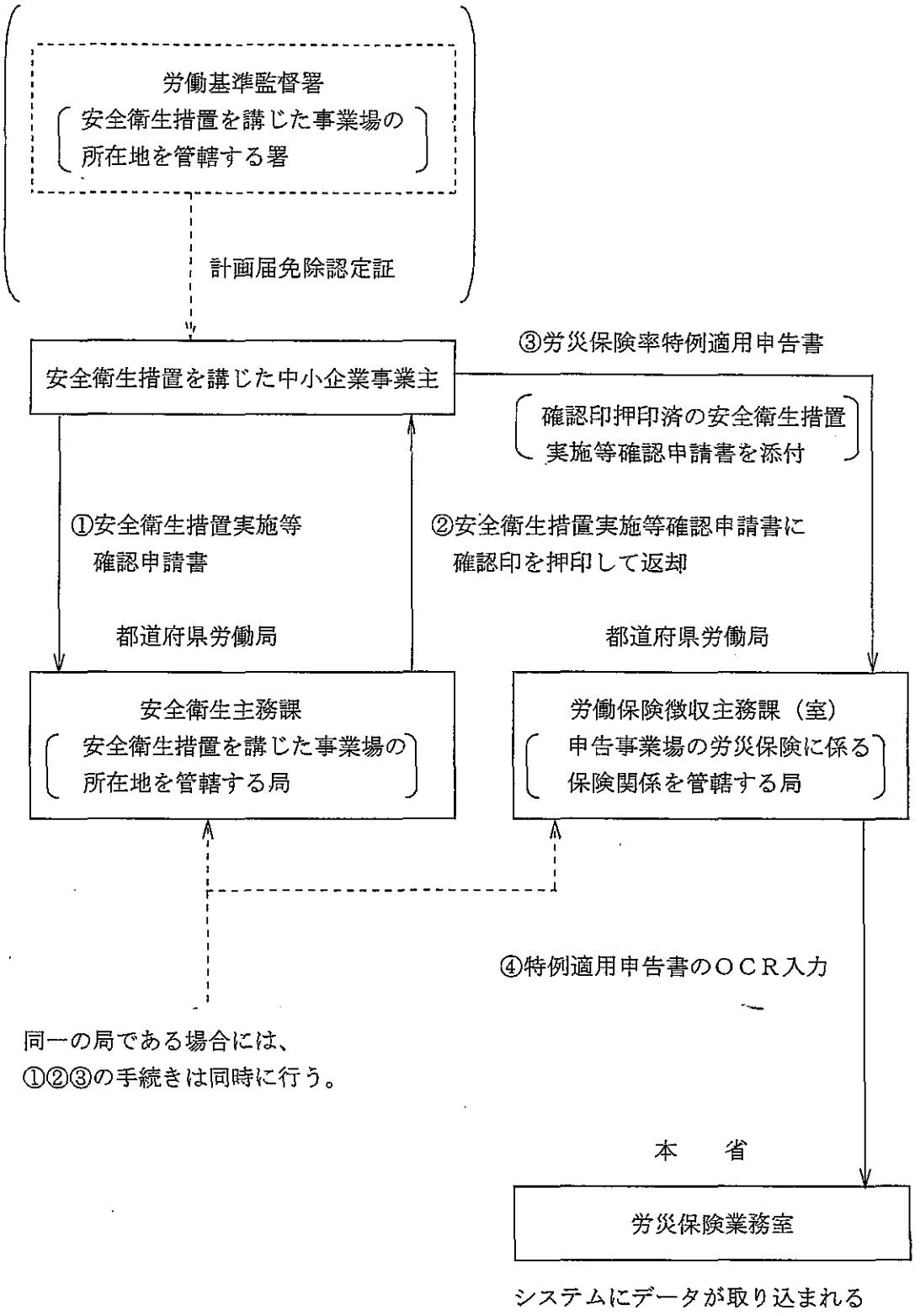

2　概要

特例メリット制の適用を受けようとする事業主から、安全衛生措置を講じたこと及び当該措置を講じた保険年度について確認を求められたとき並びに労災保険率特例適用申告書の提出があった場合の局における事務処理は、以下のとおりとする。

(1) 安全衛生措置実施等の確認

イ　安全衛生措置実施等確認申請書

特例メリット制の適用を受けようとする事業主は、特例の適用を受けようとする事業において安全衛生措置を講じたこと及び当該措置を講じた保険年度について、当該措置を講じた事業場の所轄都道府県労働局長の確認を受けなければならないこととされている。そのため当該事業主は、当該措置を講じた事業場の所轄都道府県労働局長に「**安全衛生措置実施等確認申請書**」を提出する。その際、次の書類を添付する。

なお、安全衛生措置実施等確認申請書は２部（労災保険率特例適用申告書添付用、局保管用）、添付書類は１部提出する。

① **「快適職場推進計画による措置」の場合**は、都道府県快適職場推進センターが発行する**「職場環境改善着手確認書」**

都道府県快適職場推進センターから「職場環境改善着手確認書」（「職場環境改善着手確認申請書」の下欄に都道府県快適職場推進センターが確認年月日及び確認印等を記入し押印したもの。）の発行を受けようとする事業主は、「職場環境改善着手確認申請書」に、工事発注を確認できる工事発注書の写し、機器等の納入を確認できる納品書の写し、工事の着工若しくは機器等の据付けを確認できる写真等、都道府県快適職場推進センターにおいて快適職場推進計画に従い職場環境の改善に着手していることが確認できる書類を添付して、発行の申請を行う。

② **「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」の場合**は、労働基準監督署が交付する**「計画届免除認定証」の写し**

安衛法第88条第1項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）及び安衛則第87条の規定により、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署から交付された「計画届免除認定証」の写しである。

ロ　安全衛生措置等の確認事務

「安全衛生措置実施等確認申請書」により、安全衛生措置及び当該措置を講じた保険年度について確認を求められた局（安全衛生主務課）は、安全衛生措置実施等確認申請書及び添付書類等により、下記(ｲ)から(ﾆ)までの事項の確認を迅速かつ的確に行うものとする。

(ｲ)　所定の記入事項について、記入漏れ又は不明な点がないこと（①から④までの各欄並びに宛名、確認申請年月日、事業主の住所及び名称の各欄）

所定記入事項（事業主印の指定箇所への押印又は署名を含む。）の記入漏れ、記入内容の不明な事項については、調査・確認を行い、その内容につき朱書し補正するか、あるいは調査等を実施し、その結果を安全衛生措置実施等確認申請書に添付して内容が明らかとなるように処理すること。

(ﾛ)　安全衛生措置が講じられたこと等の確認を求められている事業場が管轄内の所在地である

こと（①欄）

①欄に記入されている所在地が管轄内であることを確認する。管轄外である場合は、その所轄労働局で確認を受けるよう指導する。

(ハ) ①欄の事業場において、前年度に徴収則第20条の３に定める安全衛生措置が講じられたこと（２　労働者の安全又は衛生を確保するための措置）

「２ 労働者の安全又は衛生を確保するための措置」の②、③及び④の各欄の記入内容を、添付書類等を用いて確認する。④欄については、記入された年度が「快適職場推進計画による措置」の場合は職場環境改善着手確認書の「措置を講じた年度」（④欄）、「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」の場合は計画届免除認定証の「認定年月日」を含む年度であり、かつそれが前年度であることを確認する。

なお、**安衛則第87条の６の規定による計画届免除認定の更新は対象とならない**（初めて計画届免除認定を受けた場合のみ特例メリット制の対象とする。）。

また、適用申告前に計画届免除認定の取消しを受けた場合、取消し理由に**安衛則第87条の９第５号が含まれる場合は、対象とならない。**

(ニ) 所定の書類が添付されていること

「快適職場推進計画による措置」の場合は職場環境改善着手確認書、「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」の場合は計画届免除認定証の写しが添付されていること。

添付されていない場合は、安全衛生措置の実施の確認ができない旨伝え、添付するように説明、指導すること。

確認の結果、前保険年度において、安全衛生措置を講じたと認められた場合は、安全衛生措置実施等確認申請書に都道府県労働局長の印を押印し、労災保険率特例適用申告書添付用の１部を事業主に交付する。残り１部及び添付書類は、局用として保管する。

また、事業主に対し、特例メリット制の適用を受けようとする場合は、安全衛生措置実施等確認申請書の下段に記されている注意事項、

- 労災保険率特例適用申告書に確認印が押印された安全衛生措置実施等確認申請書を添付して、９月末までに、特例メリット制の適用を受けようとする事業の労災保険に係る保険関係事務を管轄する労働局の労働保険徴収主務課（室）に提出すること、
- 労働保険事務組合に事務を委託している事業主にあっては、その委託している労働保険事務組合を経由して提出すること、
- 労災保険率特例適用申告書の提出先については、労働保険番号による説明が安全衛生措置実施等確認申請書の別紙に記されていること、
- 特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件について、安全衛生措置実施等確認申請書の別紙に記されているすべての要件を確認すること

等を説明する。

また、継続事業の一括が行われている場合は、特例メリット制の適用の申告は指定事業について行われるので、労災保険率特例適用申告書は、指定事業の労災保険に係る保険関係を管轄する労働局の労働保険徴収主務課（室）に提出する旨説明すること。

継続事業の一括が行われている場合は、保険関係上一括されている事業場の労働者は指定事業の労働者とみなされるので、一括された事業場のいずれか一つの事業場において安全衛生措

置が講じられた場合であっても、特例メリット制の対象となり得る。

この場合、安全衛生措置等の確認は、実際に措置を講じた事業場の所轄労働局において行い、特例メリット制の適用の申告は、指定事業について行われるので、指定事業における労災保険に係る保険関係を管轄する労働局において受けることとなる。

(2) 労災保険率特例適用申告書の受付

特例メリット制の適用を受けようとする事業主は、安全衛生措置を講じた事業場又はその指定事業における労災保険に係る保険関係を管轄する労働局に、都道府県労働局長の確認印が押印された安全衛生措置実施等確認申請書を添付して、「**労災保険率特例適用申告書**」を提出する。

「労災保険率特例適用申告書」の提出がなされた局（労働保険徴収主務課（室））は、都道府県労働局長の確認印が押印されている安全衛生措置実施等確認申請書の添付を確認の上、イからチまでの事項について確認を行うものとする。

なお、安全衛生措置実施等確認申請書と労災保険率特例適用申告書の提出先が同一労働局である場合は、当該局（労働保険徴収主務課（室））へ同時に提出できる。この場合、安全衛生措置実施等確認申請書には、都道府県労働局長の確認印の押印は必要としない。詳細は(3)を参照すること。

労災保険率特例適用申告書の提出は、原則として、安全衛生措置を講じた事業場又はその指定事業における労災保険に係る保険関係を管轄する労働局に提出された日をもって判断するものとする。

イ　所定事項について記入漏れ又は不明な点がないこと（①及び⑤から⑪の各欄並びに経由局長名、申告年月日、事業主の住所、名称及び社会保険労務士記載の各欄）

所定事項（事業主印の右下指定箇所への押印又は署名も含む。）の記入漏れ、記入内容の不明な事項については、調査・確認を行い、その内容につき朱書し補正するか、あるいは調査書等を申告書に添付して内容が明らかになるよう処理すること。

ロ　特例適用申告事業の労災保険に係る保険関係が管轄するものであること（⑤欄）

⑤欄の事業における労災保険に係る保険関係が、管轄のものであることを確認する。

ハ　特例適用申告事業が、添付されている安全衛生措置実施等確認申請書（都道府県労働局長の確認印が押印されているもの。）の事業（同申請書の①欄）と同一であること（⑤欄）

⑤欄に記入されている所在地及び名称が、添付されている安全衛生措置実施等確認申請書の①欄の所在地及び名称とそれぞれ一致することを確認する。

ただし、⑤欄の事業が継続事業の一括の認可を受けている場合は、特例適用の申告は、指定事業について行われるので、安全衛生措置実施等確認申請書の①欄の事業と一致しない場合もあり得る。この場合は、⑤欄の事業が当該認可に係る指定事業であり、かつ、安全衛生措置実施等確認申請書の①欄の事業が一括されていることを確認する。

ニ　特例適用申告事業が建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること（⑥欄）

⑥欄の記入内容が、建設の事業及び立木の伐採の事業に該当しないことを確認する。労災保険率適用事業細目表による事業の種類の番号でいうと、02及び30番台以外の番号であることを確認する。ここでいう⑥欄の事業の種類は、企業全体のものではなく、特例メリット制の適用を受けようとする事業に係るものである。

建設の事業又は立木の伐採の事業に該当する場合は、特例メリット制の適用を申告しても、

適用とはならないことを伝える。

ホ　特例適用申告事業において、徴収則第20条の３に規定される安全衛生措置が講じられたこと（⑧欄）

安全衛生措置実施等確認申請書（都道府県労働局長の確認印が押印されているもの。）の添付を確認する。

ヘ　前年度であること（⑨欄）

前年度ではない場合は、特例メリット制の適用の申告要件を満たさないことを伝える。

また、安全衛生措置実施等確認申請書の④欄と同じ年度であることを確認すること。

ト　特例の適用を申告している事業主が徴収則第20条の２で定める中小企業事業主であること（⑩欄及び⑪欄）

特例の適用を申告している事業主が、次の条件に該当する事業主であることを確認し、該当しない場合は、メリット制の特例適用の要件を満たさないことを伝える。

・⑩欄の記入内容が、金融業、保険業、不動産業又は小売業（飲食店を含む。）に該当する場合、⑪欄が50人以下

・⑩欄の記入内容が卸売業又はサービス業（清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業を除く。）に該当する場合、⑪欄が100人以下

・⑩欄の記入内容が、上記のいずれにも該当しない場合、⑪欄が300人以下

なお、事業の規模要件の判断については、Ⅳ章第３に参考例を掲載しているので参照すること。

チ　申告書の提出期限内であること

労災保険率特例適用申告書の提出期限は、安全衛生措置が講じられた保険年度（同申告書の⑨欄）の次の保険年度の初日から６箇月以内である。

以上の事項を確認した後、受付印を労災保険率特例適用申告書に押印して、事業主控を事業主に交付する。

次に、

②「申告書受付年月日」欄に「受付年月日」

③「下記⑧の措置番号」欄に次の安全衛生措置番号「02」又は「04」

④「入力項目」欄に「１」

を記入する。

なお、安全衛生措置番号は以下のとおりである。

(01　現在は使用されていない)

02　快適職場推進計画による措置

(03　現在は使用されていない)

04　労働安全衛生マネジメントシステムの実施

(参考) 番号01及び03は現在は使用されておらず、当該番号が記入される申告書はない。なお、番号01又は03をＯＣＲ入力しても、エラーは検出されないので注意すること。

また、④「入力項目」欄に記入する番号には、「１」(新規)、「３」(変更) 以外にも、取消に使用する「５」、削除に使用する「７」があるが、「５」(取消) は労災保険率特例適用申告書をＯＣＲ入力して特例申告書台帳に登録された事業について、行政裁量による特例申告の取消を行う場

合に使用するもので、「７」（削除）は、労働保険番号の番号誤り等により特例申告書台帳に誤って登録された事業の削除を行う場合に使用するものである（詳細は以下(4)を参照すること）。労災保険率特例適用申告書様式においては、事業主の誤解を避けるため、「５」（取消）及び「７」（削除）については記載していない。

(3) (1)及び(2)の書類が同時に提出された場合

安全衛生措置実施等確認申請書と労災保険率特例適用申告書の提出が同時に行われたときは、都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）及び安全衛生主務課は、(1)及び(2)の内容を踏まえ、以下の要領で事務を行うものとする。

まず、労働保険徴収主務課（室）は、安全衛生措置実施等確認申請書（労災保険率特例適用申告書添付用と局控用の２部、ただし所定の書類が添付されているもの）及び労災保険率特例適用申告書（提出用と事業主控用の２部）を受け取る際、労災保険率特例適用申告書について(2)の事務処理を行う（ただし(2)ホ及びへの確認事務は不要）。

事業主に事業主控用の労災保険率特例適用申告書を交付する際、同時に提出された安全衛生措置実施等確認申請書により安全衛生措置を講じたこと及び講じた保険年度について都道府県労働局長から確認を受けることになることを伝えるものとする。

その後、労働保険徴収主務課（室）は、安全衛生措置実施等確認申請書（労災保険率特例適用申告書添付用と局控用の２部、ただし所定の書類が添付されているもの）を安全衛生主務課に回送する。安全衛生主務課は、２(1)ロに記載する安全衛生措置等の確認事務を行うものとする。確認事務終了後、都道府県労働局長の確認印押印済みの安全衛生措置実施等確認申請書（労災保険率特例適用申告書添付用）を労働保険徴収主務課（室）に送付する。

労働保険徴収主務課（室）は、都道府県労働局長の確認印押印済みの安全衛生措置実施等確認申請書（労災保険率特例適用申告書添付用）の送付を受けた場合、当該事業の労災保険率特例適用申告書について、以下(4)の事務処理を行う。

(1)及び(2)、又は(3)の事務は、ＯＣＲ入力が原則として10月９日までの間であることを配慮して行うものとする（以下(5)及びＶ章第１参照）。

(4) 労災保険率特例適用申告書の機械処理

イ　特例申告書台帳への新規登録

(2)で受理した「労災保険率特例適用申告書」（以下「特例申告書」という。）に必要事項を記入の上、「特例申告書台帳」へＯＣＲ入力すること。

なお、前年度に継続して「特例申告書」を提出した場合でも、新規として特例申告書台帳へ登記すること。

ロ　特例申告書台帳からの変更・取消・削除

既に「特例申告書台帳」に登記されている事業について、受付年月日、安全衛生措置番号に誤りがあった時、行政裁量により特例適用の取り消しを行う時、入力誤り等により「特例申告書台帳」を削除する時は、それぞれ変更・取消・削除用の「特例申告書」を作成の上、「特例申告書台帳」へＯＣＲ入力すること。

ハ　特例申告書の入力期間

「特例申告書」の入力期間は、申告期日が安全衛生措置を実施した翌年度の９月末であること及び継続メリット制の機械処理スケジュールの関係から以下のとおりとする。

「特例申告書」の入力結果は「労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿」に反映されるため、「特例申告書」の通常入力は原則として、４月１日から10月９日までとし、11月１日から12月25日までの間は当該名簿に係る修正及び追加分の入力期間とする。

なお、入力期間終了後、翌年度に継続メリット制が適用される事業場について、特例適用の追加、取消が生じた場合は「算定基礎報告書」の「特例コード」に該当するコードを付し、報告を行うこと。

ただし、「特例コード」による報告は、便宜上翌年度メリットにおいて特例適用させているのみで、「特例申告書台帳」への登記がなされたわけではないので、「特例コード」による報告を行った場合は必ず、翌年度の「特例申告書」通常入力期間に「特例申告書」の入力を行うこと。

ニ　特例申告できる安全衛生措置について

特例申告できる安全衛生措置の種類について制約があるが（Ⅳ章第３）、誤った入力がされても、エラーが自動検出されるわけではないので注意すること。

ホ　事業主への通知

事業主へのメリット制の特例による労災保険率の通知は、従来より労働保険の年度更新関係書類と共に継続メリット制適用事業あてに送付されている「労災保険率決定通知書」において特例の適用の有無も併せて記入されるので、これにより行われる。

(5) 労災保険率特例適用申告書入力・変更事業場名簿の審査確認

「３　各種様式」の(5)ハ（123頁）を参照すること。

(6) 労災保険率特例適用申告事業場名簿の審査確認

「３　各種様式」の(6)ハ（126頁）を参照すること。

3　各種様式

(1)　安全衛生措置実施等確認申請書

安全衛生措置実施等確認申請書

労災保険率特例適用申告書添付用

労災保険率の特例の適用に係る申告のため、下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 20 条の３に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置及び当該措置の講じられた保険年度について確認を申請します。

1　事業場の所在地及び名称

①事業場（労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業場）	(イ)所在地	郵便番号　－
	(ロ)名称	電話番号　－(　　)－

2　労働者の安全又は衛生を確保するための措置

②措置の種類 02　快適職場推進計画による措置 04　労働安全衛生マネジメントシステムの実施
③措置の具体的内容
④措置を講じた保険年度　　年度

＿＿＿＿＿労働局長　殿

年　　月　　日

住所

郵便番号　－

事業主　　記名押印又は署名

氏名　　印

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

この申請書には裏面３に示す書類を添付してください。

（労働局長確認欄）

上記事業場において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 20 条の３に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置が上記記載の保険年度に講じられたことを確認しました。

平成　　年　　月　　日

労働局長

注意事項

1)　労災保険率特例適用申告書には、この「安全衛生措置実施等確認申請書 労災保険率特例適用申告書添付用 」（都道府県労働局長の確認印が押印されたもの。裏面１参照。）を添えて上記記載の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から６箇月以内に、労災保険に係る労働保険関係事務を所轄する都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に提出してください。なお労働保険事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業主にあっては、当該労働保険事務組合に提出してください。

2)　上記事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第９条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は、指定事業について申告することとなります。

3)　労災保険率特例適用申告書の提出先、特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件が別紙に記載してありますので、必ず御覧ください。

安全衛生措置実施等確認申請書

局保管用

労災保険率の特例の適用に係る申告のため、下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 20 条の３に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置及び当該措置の講じられた保険年度について確認を申請します。

１　事業場の所在地及び名称

①事業場（労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業場）	(イ)所在地	郵便番号　－
	(ロ)名称	電話番号　－(　　)－

２　労働者の安全又は衛生を確保するための措置

②措置の種類 02　快適職場推進計画による措置 04　労働安全衛生マネジメントシステムの実施
③措置の具体的内容
④措置を講じた保険年度　　年度

＿＿＿＿＿＿労働局長　殿

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

住所

郵便番号　－

事業主　　記名押印又は署名

氏名　　印

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

この申請書には裏面３に示す書類を添付してください。

（労働局長確認欄）

上記事業場において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 20 条の３に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置が上記記載の保険年度に講じられたことを確認しました。

平成　　年　　月　　日

労働局長

注意事項

1)　労災保険率特例適用申告書には、この「安全衛生措置実施等確認申請書 労災保険率特例適用申告書添付用 」（都道府県労働局長の確認印が押印されたもの。裏面１参照。）を添えて上記記載の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から６箇月以内に、労災保険に係る労働保険関係事務を所轄する都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に提出してください。なお労働保険事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業主にあっては、当該労働保険事務組合に提出してください。

2)　上記事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第９条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は、指定事業について申告することとなります。

3)　労災保険率特例適用申告書の提出先、特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件が別紙に記載してありますので、必ず御覧ください。

（裏面）

1　この申請は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条の２に規定される労災保険率の特例の適用を受けようとする事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 20 条の４第２項の規定に基づき、同則第 20 条の３に定める措置（以下「安全衛生措置」といいます。）を講じたこと及び講じた保険年度について、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長の確認を受けるために行うものです。

安全衛生措置実施等確認申請書は、労災保険率特例適用申告書添付用及び局保管用の２部作成し、安全衛生措置を講じた事業場の所在地を管轄する都道府県労働局安全衛生主務課に提出してください。

ただし、労災保険率特例適用申告書の提出先（別紙参照）が、安全衛生措置実施等確認申請書の提出先と同一の都道府県労働局である場合は、当該都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に、労災保険率特例適用申告書と安全衛生措置実施等確認申請書２部（下記３の書類を添付）を併せて同時に提出することができます。この場合、安全衛生措置実施等確認申請書には、都道府県労働局長の確認印の押印は必要ありません。

2　①欄は、安全衛生措置を講じた事業場について記載してください。

3　安全衛生措置実施等確認申請書には、次の書類を１部添付してください。

（１）　快適職場推進計画による措置（②欄の 02 に該当）

都道府県快適職場推進センターが発行する「職場環境改善着手確認書」

（２）　労働安全衛生マネジメントシステムの実施（②欄の 04 に該当）

労働基準監督署が交付する「計画届免除認定証」の写し

安全衛生措置実施等確認申請書別紙

労災保険率特例適用申告書の提出先について

安全衛生措置を講じた事業場の労働保険番号を御覧ください。なお、安全衛生措置を講じた事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第９条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は指定事業について申告することとなりますので、指定事業の労働保険番号を御覧ください。

労働保険番号は、次の14桁からなります。

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
○○	○	○○	○○○○○○	○○○
2桁	1桁	2桁	6桁	3桁
①			②	

②→基幹番号が90万台である場合は、労働保険事務組合に委託している事業です。

①→下表の都道府県を示します。

②の基幹番号が90万台である場合は、労働保険事務組合に委託している事業ですので、労災保険率特例適用申告書は委託している労働保険事務組合に提出します。

労働保険事務組合に委託していない場合は、①で示す都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に提出します。

(都道府県番号)

01…北海道	02…青　森	03…岩　手	04…宮　城	05…秋　田	06…山　形
07…福　島	08…茨　城	09…栃　木	10…群　馬	11…埼　玉	12…千　葉
13…東　京	14…神奈川	15…新　潟	16…富　山	17…石　川	18…福　井
19…山　梨	20…長　野	21…岐　阜	22…静　岡	23…愛　知	24…三　重
25…滋　賀	26…京　都	27…大　阪	28…兵　庫	29…奈　良	30…和歌山
31…鳥　取	32…島　根	33…岡　山	34…広　島	35…山　口	36…徳　島
37…香　川	38…愛　媛	39…高　知	40…福　岡	41…佐　賀	42…長　崎
43…熊　本	44…大　分	45…宮　崎	46…鹿児島	47…沖　縄	

特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件について

1　労災保険率の特例の適用の申告は、企業全体として常時300人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主は50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主は100人)以下の労働者を使用する事業主が、所定の安全衛生措置を講じた事業についてできるものです。

注）飲食店は小売業に含まれます。

2　労災保険率の特例の適用は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第３項の継続事業のメリット制の適用を受けることが前提となります。

3　建設の事業及び立木の伐採の事業には、労災保険率の特例は適用されません。

(2) 職場環境改善着手確認申請書

職場環境改善着手確認申請書

都道府県労働局長より認定を受けた快適職場推進計画に従って職場環境改善に着手していることについて確認を申請します。

1　事業場の所在地及び名称

①事業場（労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業場）	(イ)所在地 郵便番号 －
	(ロ)名称 電話番号 －（　　）－

2　労働者の安全又は衛生を確保するための措置

②快適職場推進計画の認定年月日及び認定番号	年　月　日　認定番号第　　号
③快適職場推進計画を認定した都道府県労働局長名	（　　）労働局長
④措置を講じた年度	（　　）年度
⑤認定を受けた快適職場推進計画に従い職場環境の改善に着手している内容	具体的に記入して下さい

＿＿＿＿＿快適職場推進センター　殿

年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主　　記名押印又は署名

名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

（快適職場推進センター確認欄） 上記事業場において、都道府県労働局長より認定を受けた快適職場推進計画に従って職場環境改善に着手していることを確認しました。 平成　　年　　月　　日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿快適職場推進センター 印

［備考］快適職場推進計画に従い、職場環境の改善に着手していることを示す工事発注書、納品書、写真等を添付すること。

計画届免除認定証

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名

認定年月日
認定事業場の名称
認定事業場の所在地
認定番号
有効期限

右記の事業場は、労働安全衛生法第八十八条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた事業場であることを証する。

平成　年　月　日

労働基準監督署長

(4) 労災保険率特例適用申告書

イ　様式

労災保険率特例適用申告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条の２の労災保険率の特例の適用に係る申告をします。

帳票種別 36105

提出用

①労働保険番号																※②申告書受付年月日
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号								枝番号					元号　年　月　日

※③下記⑧の措置番号	※④入力項目
	1.新規 3.変更

特例適用申告事業	⑤事業	郵便番号		⑥事業の種類 (労災保険率表による)
		所在地		
		名称		
		電話番号	(　　)－(　　)　番	
	⑦常時使用労働者数		人	
	⑧労働者の安全又は衛生を確保するための措置の内容 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の３)			
	⑨上記⑧の措置を講じた保険年度		年度	
事業主	⑩事業の概要			
	⑪常時使用労働者数(企業全体)		人	

厚生労働大臣　　殿

＿＿＿＿ 労働局長　経由

年　月　日

事業主　住所

記名押印又は署名

氏名

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊞	

(物品番号 7532)

労災保険率特例適用申告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条の2の労災保険率の特例の適用に係る申告をします。

帳票種別 36105

事業主控

①労働保険番号

府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号

※③ 下記⑧の措置番号

特例適用申告事業	⑤事業	郵便番号		⑥事業の種類（労災保険率表による）
		所在地		
		名称		
		電話番号	（　　）－（　　）　番	
	⑦常時使用労働者数		人	
	⑧労働者の安全又は衛生を確保するための措置の内容（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3）			
	⑨上記⑧の措置を講じた保険年度		年度	
事業主	⑩事業の概要			
	⑪常時使用労働者数（企業全体）		人	

厚生労働大臣　　殿

年　月　日

＿＿＿＿ 労働局長　経由

事業主　住所

記名押印又は署名

氏名

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊞	

裏面

〔注意〕

1　□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　※印のついた記入枠には記載しないこと。

3　記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、申告書右上に記載された「標準字体」にならって枠からはみださないように大きめのアラビア数字で明りょうに記載すること。

4　この申告書は、常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業、小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下の労働者を使用する事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収則」という。）第20条の3の労働者の安全又は衛生を確保するための措置（以下「安全衛生措置」という。）を講じたときに提出することができること。

なお、建設の事業及び立木の伐採の事業については、労災保険率の特例は適用されないこと。

5　この申告書には、徴収則第20条の4第4項に規定する安全衛生措置を講じたことを明らかにすることができる書類を添えること。

6　この申告書は、安全衛生措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に提出すること。

7　①、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨欄には、安全衛生措置が講じられた労災保険率の特例の適用を受けようとする事業について記載すること。

8　⑥欄には、「労災保険率表」の事業の種類を記載すること。

9　⑦欄には、⑨欄の保険年度に属する各月の末日（賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日）における使用労働者数の合計数を12で除した数（船きょ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業については、当該保険年度における1日平均使用労働者数（延使用労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除したものをいう。））を記載すること。

10　⑧及び⑨欄には、徴収則第20条の4第2項の確認を受けた安全衛生措置及び当該措置を講じた保険年度を記載すること。

11　⑩欄には、事業主の行う主たる事業の内容を具体的に記載すること。

12　⑪欄には、⑨欄の保険年度において使用する全ての労働者数（企業全体）を記載すること。

13　この申告書を提出した場合は、⑨欄の保険年度の次の次の保険年度から連続する3保険年度について労災保険率の特例が適用されること。

なお、労災保険率の特例が適用されるのは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項に規定する場合に該当する事業に限られるものであること。

ロ　労災保険率特例適用申告書の記入要領

(イ)　必要な記入項目

入力項目 / 入力要件	労働保険番号	受付年月日	安全措置番号	入力項目
新　規	○	○	○	1
変　更	○			3
取　消	○	×	×	5
削　除	○	×	×	7

○　…　必須入力
×　…　入力不可
空欄　…　該当がある場合のみ記入

(ロ)　記入項目及び記入要領

項目番号	項　　目	記　入　要　領
1	労働保険番号	入力を行う事業場の労働保険番号を記載する。 (注) 合算してメリット制の適用のある事業（港湾荷役関係事業）については、メリット計算上１事業として取り扱われるが、この申告書においては、合算される枝番号ごとに記入する。
2	受付年月日	申告書を受け付けた年月日を記入する。
3	下記⑧の措置番号	当該事業場が前年度に行った安全衛生措置番号を記入する。 ０１ … 入力不可（現在は使用されていない） ０２ … 快適職場推進計画による措置 ０３ … 入力不可（現在は使用されていない） ０４ … 労働安全衛生マネジメントシステムの実施
4	入力項目	処理形態により次のコードを記入する。 １ … 新規 ３ … 変更 ５ … 取消 ７ … 削除 (注)「５」及び「７」は、申告内容ではないので帳票には記載していない。

(5) 労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿

イ 様式

平成　　年度　労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿

府県　所掌

平成　年　月　日　頁

① 労働保険番号					② 事業の名称	③ 業種	④ 申告書受付年月日	⑤ 安全衛生措置番号	⑥ 申告書入力項目	⑦ マーク				備考
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						事業消滅コード	適用要件なし	業種変更コード	適用台帳なし	

(注)　1　事業の名称、業種については、９月末現在の適用台帳の内容である。

2　「申告書入力項目」欄は、当年度に入力された特例申告書の修正項目（修正を除く。）を次により表示する。

①新規→「1」、②変更→「3」、③取消→「5」

3　「事業消滅コード」欄は、適用台帳に消滅年月日が登記されているものについて「＊」を付す。

4　「適用要件なし」欄は、前年度の労働者数がメリット制の適用要件を満たさない場合又は各事務組合委託一括事業について「＊」を付す。

5　「業種変更コード」欄は、前年度の「労災保険率特例申告書名簿」の業種と適用台帳の業種が異なるものについて「＊」を付す。

6　「適用台帳なし」欄は、「適用台帳」にないもの又は台帳はあっても雇用保険のみ保険関係が成立しているものについて「＊」を付す。

ロ　印書内容

項目番号	項　　目	内　　容	
1	労働保険番号	当年度に「特例申告書」を入力した事業場又は適用徴収関係各台帳の変更により、「特例申告書台帳」に変更が生じた事業場について労働保険番号を印書する（入力項目「７削除」を除く。）。	
2	事業の名称	当年度９月末現在の適用台帳に登記されている事業の名称を印書する。	
3	業　　種	当年度９月末現在の適用台帳に登記されている業種を印書する。	
4	申告書受付年月日	「特例申告書台帳」に登記されている受付年月日を印書する。	
5	安全衛生措置番号	「特例申告書台帳」に登記されている安全衛生措置番号を印書する。	
6	申告書入力項目	当年度に「特例申告書」から入力された入力項目について、次のコードにより印書する。 種　別　　コード 新　規　　1 変　更　　3 取　消　　5	
7	マ　ー　ク	事業消滅コード	適用台帳に消滅年月日が登記されているものに「＊」を付す。
		適用要件なし	前年度の労働者数がメリット制の適用要件を満たさない場合又は各事務組合委託一括事業に「＊」を付す。
		業種変更コード	前年度の「労災保険率特例申告書名簿」の業種と適用台帳の業種が異なるものに「＊」を付す。
		適用台帳なし	適用台帳にないもの又は台帳にあっても雇用保険のみの保険関係が成立しているものに「＊」を付す。

ハ　事務処理

特例申告書の１回目入力事業場及び適用徴収関係各台帳の変更により「特例申告書台帳」に変更が生じた事業場については、「労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。

当該名簿が送付された局においては、ＯＣＲ入力した「特例申告書」と突合することによって入力誤りがないか確認するとともに、当該事業場に対する継続メリット制の適用状況を確認し、継続メリット制の機械処理関係について不都合がある時に以下の事務処理を行う。

なお、この名簿は継続メリット制本体処理において使用する「継続メリット制適用対象新

規・取消リスト」と同時期に作成し、局へ送付する。

(イ) 労働保険番号の入力誤り

誤って他の事業場の労働保険番号で新規入力を行ったときは、既入力データの削除を行うとともに、訂正した労働保険番号による「特例申告書」をＯＣＲ入力する。

なお、その他の項目誤りについては変更入力により修正を行う。

(ロ) 事業消滅

適用台帳に消滅年月日が登記されている事業場については、事業消滅マークに「＊」を記載するので、当該事業場が管轄外に移転又は事務組合委託替え（以下「移転」という。）していないか確認する。移転している場合は、労災保険率の特例適用の申告は継続するので、「算定基礎報告書」により移転報告を行うこと。

なお、移転報告がなされなかった事業については、本省において年度末に事業消滅として「特例申告書台帳」から削除する。

(ハ) 継続メリット制適用要件の不備

当該事業場の前年度の労働者数が継続事業の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括により当該事業が個別管理されていない場合は、適用要件なしマークに「＊」を記載するので、当該事業場の労働者数を確認し、継続メリット制の適用要件を満たすときは、変更期限（12月末頃）までに適用台帳を変更するとともに、「算定基礎報告書」において復活入力（継続メリット制適用対象新規・取消リストに非メリットコードが記載された事業場のみ）又は適用要件を満たす年度分の算定報告を行うこと。

また、事務組合委託一括により当該事業場が個別適用されていない場合は、機械処理できないため、新規に継続メリット制の適用を受けるときに「算定基礎報告書」において新規報告を行うこと。

(ニ) 適用台帳なし

適用台帳なしマークに「＊」が記載された事業場については、

a 労働保険番号の入力誤り、

b 労働保険番号のキー変更

が考えられるが、この場合には「特例申告書台帳」から自動削除されるため、当該事業場の労働保険番号を確認の上、必要に応じて労働保険番号を修正し、「特例申告書」の再入力を行うこと。

(6) 労災保険率特例申告事業場名簿

イ 様式

平成　　年度　労災保険率特例申告事業場名簿

府県　　所掌

平成　年　月　日　頁

① 労働保険番号					② 事業の名称	③ 業種	④ 申告書受付年月日	⑥ 適用開始年度	⑧ マーク						⑨ メリット増減率	備考
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号			⑤ 安全衛生措置番号	⑦ 適用終了年度	申告書入力項目	メリット適用有無	メリット継続年数	事業消滅コード	適用要件なし	適用台帳なし	⑩ メリット保険率	
									マーク							

(注　1　事業の名称、業種については、12月末現在の適用台帳の内容である。

2　適用開始年度及び適用終了年度は、申告書受付年月日から判断している。

3　「申告書入力項目」欄は、当年度に入力された特例申告書の修正項目（削除を除く。）を次により表示する。

①新規→「1」、②変更→「3」、③取消→「5」

4　「メリット適用有無」欄は、翌年度に継続メリット制が適用されるものについて「＊」を付す。

5　「メリット継続年数」欄は、継続メリット・マスターで管理しているメリット適用要件の継続年数を次により表示する。

①前年度に適用要件あり→「1」、②前々年度から適用要件あり→「2」、③前々々年度から適用要件あり（メリット適用事業）→「3」

6　「事業消滅コード」欄は、適用台帳に消滅年月日が登記されているものについて「＊」を付す。

7　「適用要件なし」欄は、前年度の労働者数がメリット制の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括事業について「＊」を付す。

8　「適用台帳なし」欄は、「適用台帳」にないもの又は台帳はあっても雇用保険のみ保険関係が成立しているものについて「＊」を付す。

9　メリット増減率、メリット保険率は、翌年度に適用される継続メリット・マスターの内容である。

ロ　印書内容

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>項　　目</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td>1</td><td>労働保険番号</td><td colspan="2">12月末現在の特例申告書台帳に登記されている事業場について労働保険番号を印書する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>事業の名称</td><td colspan="2">12月末現在の適用台帳に登記されている事業の名称を印書する。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>業　　種</td><td colspan="2">12月末現在の適用台帳に登記されている業種を印書する。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>申告書受付年月日</td><td colspan="2">「特例申告書台帳」に登記されている受付年月日を印書する。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>安全衛生措置番号</td><td colspan="2">「特例申告書台帳」に登記されている安全衛生措置番号を印書する。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>適用開始年度</td><td colspan="2">申告書受付年月日から年度の判断を行い、適用開始年度を印書する。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>適用終了年度</td><td colspan="2">申告書受付年月日から年度の判断を行い、適用終了年度を印書する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">8</td><td rowspan="6">マーク</td><td>申告書入力項目</td><td>当年度に「特例申告書」から入力された入力項目について、次のコードにより印書する。
種　別　コード
新　規　1
変　更　3
取　消　5</td></tr>
<tr><td>メリット適用有無</td><td>翌年度に継続メリット制が適用されるものに「＊」を付す。</td></tr>
<tr><td>メリット継続年数</td><td>継続メリットマスターで管理しているメリット適用要件の継続年数について、次のコードにより印書する。
種　別　コード
前年度に適用要件あり　1
前々年度から適用要件あり　2
前々々年度から適用要件あり　3
（メリット適用事業）</td></tr>
<tr><td>事業消滅コード</td><td>適用台帳に消滅年月日が登記されているものに「＊」を付す。</td></tr>
<tr><td>適用要件なし</td><td>前年度の労働者数がメリット制の適用要件をみたさない場合又は事務組合委託一括事業に「＊」を付す。</td></tr>
<tr><td>適用台帳なし</td><td>「適用台帳」にないもの又は台帳にあっても雇用保険のみの保険関係が成立しているものに「＊」を付す。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>メリット増減率</td><td colspan="2">翌年度にメリット制が適用される場合に「メリット増減率」を印書する。
なお、減の場合は「－」（マイナス）符号を付す。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>メリット保険率</td><td colspan="2">翌年度にメリット制が適用される場合に「メリット保険率」を印書する。</td></tr>
</table>

ハ　事務処理

12月末の「特例申告書台帳」と12月末の継続メリット・マスターを突合し、「労災保険率特例申告事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。

当該名簿が送付された局においては、「継続メリット制適用事業場名簿」を参照して「特例申告書」の申告事業に係る翌年度の継続メリット制の適用状況を確認すること。

第３　特例メリット制の特殊な場合の取扱い等

１　継続事業の一括が認可されている事業において講じられた安全衛生措置

徴収法第９条の規定による継続事業の一括が認可されている事業の場合、一括されている事業のいずれか一つの事業において安全衛生措置を講じていれば、事業主は、指定事業について、特例メリット制の適用を申告できるものとする。

この場合、一括されている事業の労働者は指定事業の労働者とみなされ、保険関係は指定事業に係るものに一括されるので、メリット制及びメリット制の特例は、一括されている全事業に適用される。

２　継続事業の一括の認可前に講じられた安全衛生措置（特例メリット制の適用の申告を行う場合は継続事業の一括が認可されている場合）

徴収法第９条の規定による継続事業の一括の認可前に講じられた安全衛生措置を事由に、認可後、特例メリット制の適用を申告することができるのは、当該安全衛生措置を講じた事業が指定事業である場合に限るものとする。指定事業以外の事業において講じた安全衛生措置を事由に、特例メリット制の適用を申告することはできない。

これは、

イ　継続事業の一括により、当該一括に係るすべての保険関係は指定事業に統合一元化され、指定事業以外の事業についての保険関係は消滅すること、

ロ　一括後、メリット収支率の算定を行うときは、一括前の指定事業以外の事業に係る保険給付等の額及び保険料の額は、メリット収支率の計算に算入されないこと

によるものである。

３ 特例メリット制の適用申告後の保険関係の変更

イ　継続事業の一括の認可

特例メリット制の適用を申告した後、徴収法第９条の規定による継続事業の一括が認可された場合、特例の適用の申告が、当該継続一括において指定事業とされる事業についてのものである場合には、その効力が一括後も引き継がれるものとし、特例の適用の申告が当該継続一括において指定事業とされる事業についてのものではない場合には、その効力は引き継がれない。

継続一括に伴い、保険関係は指定事業に係るもののみが存続し、指定事業以外の事業についてのものは消滅する。そこで、継続一括前の特例適用の申告の効力は、保険関係が存続する指定事業を申告の対象としていたかどうかにより判断する。

ロ　継続事業の一括の認可の一部取消し

徴収法第９条の規定による継続事業の一括の要件に該当しなくなるなどのため、継続事業の一括の認可がなされている事業の一部が一括から外された場合にあっても、メリット制の特例の適用を申告した効力は、取り消された事業を除いた残りの事業に引き継がれるものとする。

ハ　継続一括の指定事業の変更

徴収法第９条の規定による継続一括の指定事業が、特例の適用を申告後、一括されている他の事業に変更される場合、又はその所在地が変更された場合（旧所在地に事業が存続しない場合に

限る。)、特例適用申告の効力は、その後も引き継がれる。

ただし、指定事業が、一括扱いに係る事業以外（新たに認可された事業）に変更される場合は、保険関係成立日が新たに認可された指定事業の保険関係成立日となり、メリット制の取扱い上、従前の一括事業の継続性が失われることとなるため、特例の適用申告の効力も引き継がれない。

ニ　事業の合併

事業の合併が特例の適用を申告した後に行われた場合には、特例の適用を申告した効力は、特例適用事業が存続する事業であれば合併後の事業に引き継がれるものとし、特例適用申告事業が存続事業でなければ合併後の事業に引き継がれない。

ホ　事業の分割

特例メリット制適用事業場が複数の事業に分割した場合には、通常のメリット制はすべての分割事業に引き継がれることとなるが、特例メリット制については、特例の適用を申告した効力は、分割元引継事業にのみ適用される。

参考　特例メリット制の適用と中小企業事業主の範囲

特例メリット制の適用要件の一つである「継続メリット制が適用となる事業」は、継続性の要件と規模の要件を満たすか否かによるが、いずれも事業単位で判断する。

また、同じく特例メリット制の適用要件の一つである「中小企業事業主であること」は、「事業主の主たる事業」と「事業主の使用する労働者数」、すなわち、企業単位の事業内容と労働者数で判断する。

事業単位と企業単位の違いがあるので、

・事業単位としては継続メリット制適用事業であるが、企業単位でみると事業主は中小企業事業主に該当しない場合

・企業単位でみると事業主は中小企業事業主に該当するが、事業単位としては継続メリット制適用事業でない場合

があることとなる。

次の例１は、企業単位でみると事業主が中小企業事業主に該当するが、事業単位としては継続メリット制適用事業でない事業の場合である。

【例１】

Ａ商店は、１事業場のみを有し、小売業を営み、使用労働者数は49人であるとする。

事業主の使用する労働者数は49人で、事業主の主たる事業は小売業である。小売業の場合の中小企業事業主の要件は50人以下であるから、事業主は、特例メリット制の中小企業事業主に当たる。

一方、小売業の継続メリット制適用事業最低労働者数は、平成18年度においては96人である。事業としてのＡ商店で使用される労働者数は49人であるから、Ａ商店は、「基準となる３月31日の属する保険年度から過去に遡る連続した３保険年度」に当該保険年度を含む場合は、継続メリット制の事業の規模要件を満たさないこととなる。

継続メリット制の事業の規模の要件を満たさなければ特例メリット制も適用されない。

金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主で、特例メリット制の中小企業事業主に該当する者は、常時使用する労働者数が50人以下の者であるが、適用を受けようとする事業が金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当するものであれば、労災保険率表（労災保険率適用事業細目表）上の事業の種類は、「94その他の各種事業」、「98卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」及び「99金融業、保険業又は不動産業」のいずれかと考えられ、いずれも最低労働者数早見表の最低労働者数は50人よりも多い。

一方、そもそも継続メリット制の適用要件を満たさないならば、特例メリット制は適用されない。

したがって、金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主の行う事業で、金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当するものは、継続メリット制の適用要件を満たすならば中小企業要件を満たさず、特例メリット制は適用されない。

しかし、金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当する事業であるとしても、その事業主の主たる事業が金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当するとは限らないので、特例メリット制の適用が常に排除されるわけではない。

次の例２は、小売業に該当する事業であっても、その事業主の主たる事業が製造業であることにより、特例メリット制の適用を受ける場合である。

【例２】

Ａ（株）は、Ｂ販売店、Ｃ工場、Ｄ工場の３事業場を有する。各事業場の事業の概要と労働者数は次のとおりであるとする。

Ｂ販売店	小売業	97人
Ｃ工場	製造業（金属製品製造業）	100人
Ｄ工場	製造業（金属製品製造業）	100人

事業主の使用する労働者数は、Ｂ販売店の97人、Ｃ工場の100人、Ｄ工場の100人の合計297人である。事業主の主たる事業は、従事する労働者数が最も多い金属製品製造業である。製造業の場合、中小企業事業主の要件は300人以下であることから、Ａ（株）の事業主は、特例メリット制の中小企業事業主に当たることとなる。

一方、継続メリット制適用事業最低労働者数は小売業96人、金属製品製造業31人であるから、Ｂ販売店、Ｃ工場、Ｄ工場とも、その使用労働者数が継続メリット制適用事業最低労働者数を上回る。

毎保険年度の労働者数が上記のとおりであれば、Ｂ販売店、Ｃ工場、Ｄ工場とも、特例メリット制の適用を受けられることになる。

また、事業主の主たる事業が金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当する事業であっても、事業の種類によっては、特例メリット制の適用を受けることのできる事業がある。

次の例３は、事業主の主たる事業が小売業であっても、その事業が製造業であることにより、特例メリット制の適用を受ける場合である。

【例３】

Ｘ（株）は、２事業場Ｙ販売店、Ｚ工場を有し、それぞれの事業の種類と労働者数は次のとおりであるとする。

Ｙ販売店	小売業	26人
Ｚ工場	製造業（木製品製造業）	24人

事業主の使用する労働者数は、Ｙ販売店の26人と、Ｚ工場の24人を合計した50人である。事業主の主たる事業は、従事する労働者数の最も多い小売業である。小売業の中小企業事業主の要件は50人以下であるから、Ｘ（株）の事業主は、特例メリット制の中小企業事業主に当たる。

最低労働者数早見表の最低労働者数は、小売業96人、木材又は木製品製造業24人であるから、Ｙ販売店は最低労働者数を下回るが、Ｚ工場は上回る。

Ｙ販売店は特例メリット制の適用は受けられないが、Ｚ工場は、特例メリット制の適用が受けられる。

V　その他

第１　帳票入力業務に係る留意事項

１　機械処理関係

(1) 運用管理

機械処理日程等

イ　報告期間

各種報告書の報告期間は次のとおりとする。

報告期間	入力帳票	備考
４月１日～10月９日	「労災保険率特例適用申告書」	
11月１日～12月25日	「労災保険率特例適用申告書」２回目	「労災保険率特例適用申告書入力・変更事業場名簿」に出力された内容について、変更又は追加が生じた場合に入力を行うこと。
	「継続メリット制算定基礎報告書」	
２月１日～３月25日	「継続メリット制算定基礎報告書」補正分	補正分の場合、「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「労災保険率決定通知書」の印書はできない。
４月１日～３月31日　ただし月次処理中は入力不可	「有期メリット制変更報告書」	「有期メリット（計算・適用）事業場名簿」に出力された内容について、取消、追加又は変更して改定確定保険料を決定した場合に入力を行うこと。

(注1)　報告期間の初日が閉庁日である場合は、当該報告期間内の最初の開庁日とし、報告期間の末日が閉庁日である場合は当該報告期間内の最後の開庁日とする。

(注2)　有期メリット制の計算処理を行う通常第４開庁日から第６開庁日の３日間は入力停止となること。

(注3)　具体的な入力停止日については、労災保険業務室の事務連絡「機械処理業務実施計画」を参照すること。

ロ　運用時間

オンラインの運用時間は次のとおりとする。

(イ) 帳票入力時期

月曜日～金曜日　９時～16時

(ロ) 配信時期

即時に処理されて出力されるもの以外の配信帳票は、次のとおりとする。

出力帳票名	出力端末名	配信方式	配 信 時 期
継続メリット制算定基礎報告書データ・リスト	労働局端末 ＬＰ	自動	入力締切（12月末及び３月末）後入力端末（局端末）あて指定日に一括して配信する。
改定確定保険料決定通知書	労働局端末 ＬＰ	コマンド （帳票種別 369）	「有期メリット制変更報告書」配信要求により、翌開庁日に配信する。

（注1） 継続メリット制算定基礎報告書データ・リストの具体的な配信日及び配信時期については、労災保険業務室の事務連絡「機械処理業務実施計画」を参照すること。

（注2） 改定確定保険料決定通知書の配信は、「有期メリット制変更報告書」配信要求の入力日の翌開庁日に配信されること。

(ハ) 端末装置障害時の入力

万一、端末装置が障害となり長時間回復の見込みがない場合は、労災保険業務室と連絡をとり、その指示を受けること。

(2) データ破棄メッセージ（ＨＣメッセージ）

ＨＣメッセージは、ＨＯＳＴが各システムに共通に出力するメッセージであり、このメッセージが出力された場合はキャンセルされる。

ＨＣメッセージは、入力データの側に原因があって出力される場合とＨＯＳＴ又は端末装置の側に原因があって出力される場合とがあるので、次表に示す対処方法により措置すること。

なお、ＨＣメッセージは、入力した端末装置のディスプレイ部及びジャーナル部に印字される。

【ＨＣメッセージ一覧】

メッセージ	原　　因	対処方法
ＨＣ01　帳票処理中断・終了	当該帳票の処理時間が終了しているか又は当該帳票を処理するプログラムに障害が発生したため処理を中断しているため。	障害回復電文の出力後帳票を再入力する。
ＨＣ02　帳票再入力願う	当該帳票の処理がラッシュ状態となり、一時的に処理不能となったため。	しばらく時間をおいてから、帳票を再入力する。
ＨＣ03　帳票処理不可能	帳票種別コードが誤って入力されたため。	帳票種別コードを確認の上で再入力する。
ＨＣ12　この端末からは入力できません	当該帳票の入力が許されていない端末装置から入力されたため。	適正な端末装置から入力する。
ＨＣ14　帳票処理不可能	台帳に障害が発生し、帳票処理が不可能となったため。	障害回復電文の出力後帳票を再入力する。

(3) 配信電文の再送要求

配信されたデータについて、印字ずれが生じた場合等のために再印書したい場合は、配信電文の再送を要求することができる。

なお、帳票の入力により即時に出力されるものについては再送要求できない。

また、要求可能な期間は、端末へ電文が出力後１週間とする。

(4) 帳票作成上の注意事項

イ　標準字体

数字の標準字体は、次のとおりである。

ロ　帳票記入上の留意点

ＯＣＲによる正読率を高めるため、次の点に留意して帳票の作成を行うこと。

(イ) 筆記用具は、黒のボールペンとすること。

(ロ) 記入枠からはみださないようにし、なるべく大きく丁寧に書くこと。

(ハ) 特に次の文字に注意すること。

a　数字の「１」は、上部又は下部にカギをつけず、垂直に書くこと。

b　数字の「４」は、２本の縦線を並行にし、上で閉じない。

c　数字の「７」の上部は、水平の横線とする。

(ニ) 文字はできるだけ濃く書き、太すぎたり細すぎたりせず一定であること。

(ホ) 文字には大きな傾きがなく、文字並びがある程度一定であること。

(ヘ) 〔記入上注意を要する項目〕

項　目	記入上の注意
労働保険番号	基幹番号は右詰めで記入する（頭の０は省略可）。 枝番号は右詰めで記入する。ただし000の場合（枝番号が付されていないとき）は記入しなくてもよい。
年　月　日	各々右詰めで記入する。ただし01～09の場合は１～９との記入も可。

ハ　入力時の留意点

ＯＣＲによる読み取りは、リジェクトの修正に要する手間よりも、誤読の修正に要する手間の方が大きいので、入力前に十分チェックし、誤読等のおそれのある場合は、強制リジェクトによる修正を行うこと。

修正する方法は、強制的にリジェクトさせたい文字（誤記等の文字）が記載されている記入枠の片隅に、次例のように正しい文字を記載し、当該枠に縦の線を引く。

〔例〕(イ) １文字の場合

(枠の上下をはみ出すように縦の１本線を引く。)

(ロ) 連続する複数文字の場合

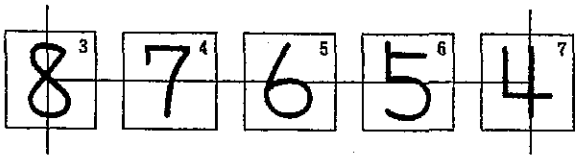

(両端に１文字の場合と同様に縦の１本線を引き、その間を横線で結ぶ。)

この処理により、当該文字はリジェクトされ、リジェクトされた場合は、１文字ずつその状況がディスプレイに表示されるので、正しい文字をキーボードで入力して修正すること。

ニ　帳票取扱い上の注意事項

(イ) ＯＣＲ帳票の汚れについて

帳票は汚れないことが望ましいが、読み取り部の一部が汚れたものについては、その程度によりその部分がリジェクトになるので、この場合はキーボードで修正すること。

また、帳票の右辺には、読み取り部のチェックのためのラインマーク「－」があるので、読み取り部になっている欄外に汚れ等のある場合には、その箇所の汚れ等を消してから入力を行うこと。

(ロ) 記入項目等のチェックマークについて

チェックマーク「ν」を付すときは、赤鉛筆で薄く付すこと。

2　端末機出力メッセージの内容と事務処理

(1) 出力メッセージの種類と内容

出力するメッセージは、次のとおりである。

〈即時〉

出力メッセージ	出力帳票番号		出力端末装置	内　　容
受取メッセージ	労働局	055	ジャーナル画面	入力されたデータを受け取った場合に表示する。
キャンセルメッセージ	労働局	055	ジャーナル画面	形式及び関連チェックでエラーとなった場合に表示する。

〈指定日一括配信〉

出力リスト	出力帳票番号		出力端末装置	内　　容
継続メリット制算定基礎報告書削除・論理チェックリスト	本　省		ＰＲ	論理チェックの結果、エラーとなった場合に出力する。
継続メリット制算定基礎報告書データ・リスト	労働局	055	ＬＰ	正常に処理され、継続メリット・マスターが更新された場合に出力する。

(2) **キャンセルメッセージ**

イ　出力画面

```
メリット                キャンセル画面                YY. MM. DD
                                                      HH. MM
帳票種別        ＝  ×××××
入力局          ＝  ××
労働保険番号    ＝  ×××××××××××××
(メッセージ)
××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××
```

ロ　表示内容

当該データについて、形式及び関連チェックの結果、エラーとなったものについて、キャンセル番号を印書する。

ハ　事務処理

それぞれのキャンセル番号について、下記ニの「キャンセル番号表」によりエラーとなった原因を確認し、当該帳票を正しい内容に修正して再入力すること。

ニ　キャンセル番号表

(イ) 形式エラー番号表

形式エラーは、各項目ごとにチェックを行い、不具合があるときはキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

形式エラーとなった場合は、帳票を訂正の上、再入力する。

キャンセル番号	キャンセルの内容	
××－C１	桁オーバー	桁数が所定数を超えているもの。
××－C２	必須項目入力なし	必須項目であるのに入力がないもの。
××－C３	桁数不足	桁数が所定数にみたないもの。
××－C４	字種エラー	所定の字数（数字）、所定の詰め方（右詰め・左詰め）以外のもの。 使用禁止文字が使用されているもの。 使用必須文字が使用されていないもの。
××－C５	コードエラー	所定のコード以外のもの
××－C６	数値エラー	日数、金額、回数等の数値項目で所定の範囲以外のもの。
××－C７	日付エラー	各種年月日が未来日付等（土、日、祝祭日）であるもの。
××－C８	その他	チェック・デジェットエラー。
××－C９	入力不可項目	入力不可である項目が入力されたもの。

（注）××は項番を印字する。

(ロ) 関連エラー番号表

関連エラーは、関連する２つ以上の項目について整合性のチェックを行い、不整合がある場合にはキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

関連エラーとなった場合は、帳票を訂正の上、再入力する。

a　算定基礎報告書

キャンセル番号	キャンセルの内容
Ｃ０２５１	入力できない項目の入力がある又は不足する入力項目がある。
Ｃ０２５２	入力管轄局と労働保険番号の管轄局が不一致である。
Ｃ０２５３	任意入力項目がすべて未入力である。
Ｃ０２５４	成立年月日が過去３年度以前ではない（「新規」報告時のみ）。
Ｃ０２５５	消滅年月日が入力不可時の入力又は入力必須時の未入力である。
Ｃ０２５６	消滅年月日が翌年度以降である。
Ｃ０２５７	移転前確定保険料が未入力である。
Ｃ０２５８	移転前確定保険料が入力されている。
Ｃ０２５９	補正入力期間中に新取変コードが復活として入力されている。
Ｃ０２６０	補正入力期間外に特例コードが入力されている。
Ｃ０２６１	労働保険番号と等しい移転前労働保険番号が入力されている。
Ｃ０２６２	労働者数が災害度係数からみて非適である（「新規」報告時のみ）。
Ｃ０２６３	算定基礎報告書（分割報告）は報告期間外のため処理できない。 （事業分割報告を分割年度の翌々年度以降に入力した場合）
Ｃ０２６４	算定基礎報告書（分割報告）の成立年月日は制度改正日前である。 （分割新設事業の成立年月日が平成11年３月31日以前であった場合）

b　労災保険率特例適用申告書

キャンセル番号	キャンセルの内容
C０２４１	入力できない項目の入力がある又は不足する入力項目がある。
C０２４２	任意入力項目がすべて未入力である。
C０２４３	入力管轄局と労働保険番号の管轄局が不一致である。
C０２４４	該当するデータが特例申告書台帳に存在しない。
C０２４５	受付年月日が前年度以前ではない。
C０２４６	受付年月日が特例申告書台帳の受付年月日と同一年ではない。

c　有期メリット制変更報告書

キャンセル番号	キャンセルの内容
C０２０１	入力できない項目の入力がある又は不足する入力項目がある。
C０２０３	労働保険番号の都道府県と入力ＷＳＴ端末番号の局が等しくない。
C０２０４	通知書配信要求コードと入力ＷＳＴ端末番号の局が等しくない。
C０２０５	当該労働保険番号のデータが有期ＤＢに存在しない。
C０２０６	有期ＤＢの改定時期が設定されていない。
C０２０７	取消の時、有期ＤＢの適用区分が適用でないと思われるもの「２」。 (「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第２表にあり、取消できない)
C０２０８	追加の時、有期ＤＢの適用区分が適用であると思われるもの「１」。 (「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第１表にあり、追加できない)
C０２０９	変更の時、有期ＤＢの適用区分が適用でないと思われるもの「２」。 (「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第２表にあり、変更できない)
C０２１０	成立年月日　≧　消滅年月日である。
C０２１１	確定保険料から算出の非業災減確定保険料額（調整前）とならない。
C０２１２	改定時期３箇月の時、非業災減確定保険料の計算結果に誤りがある。
C０２１３	改定時期９箇月の時、非業災減確定保険料の計算結果に誤りがある。
C０２１４	メリット収支率の計算結果に誤りがある。
C０２１５	メリット増減率の計算結果に誤りがある。
C０２１６	非業災減改定確定保険料額の計算結果に誤りがある。
C０２１７	還付・追徴額の計算結果に誤りがある。
C０２１８	改定時期 ＝「３」で、処理年月日が消滅年月日より６箇月経過以降でない。
C０２１９	改定時期 ＝「９」で、処理年月日が消滅年月日より９箇月経過以降でない。
C０２２０	台帳が縮小されている。

(3) 継続メリット制算定基礎報告書　削除・論理チェックリスト

イ　様　式（スタンダード用紙）

```
××局                          継続メリット制算定基礎報告書　削除・論理チェック　リスト                平成××年××月××日　×．×××頁

労働保険番号　新取変　成立年月日　　業種　　増減率　メリット料率　　特例コード　　入力年月日時分秒　　エラー番号
              コード　（　労　働　者　数　）　（　確　定　保　険　料　）
                      （　保　険　給　付　費　）　（　特　別　支　給　金　）
              削　除　　(99)　　(99)　　(99)　　(99)　　(99)　　(99)
              コード　移転前労働保険番号　　消滅年月日　　確定保険料
××　×　××　××××××　×××　×　　×××××××　　××××　×××　　×××．××　　×　　×YY．MM．DD−HH．DD　　××
                        ×××．×××　　×××．×××　　×××．×××　　××．×××．×××．×××　　××．×××．×××．×××　　××．×××．×××．×××
                  ×　　××、×××、×××、×××　　××．×××．×××．×××　　××．×××．×××．×××　　××．×××．×××．×××　　××．×××．×××．×××　　××．×××．×××．×××
                        ××　×　××　××××××　×××　　×××××××　　××．×××．×××．×××
```

ロ　印書内容

当該データについて、削除・論理チェックリストの結果エラーとなったものについてエラー番号を付し、労働保険番号順に印書する。

ハ　事務処理

このリストについては、局への配信は行わず、本省において管理し、該当の局に対してエラーとなった原因を確認した上、修正処理を行うこと。

なお、局においては、本省より照会があった場合、速やかにエラーの早期解消に努めること。

エラー番号	エラー内容
1	新規、取消、変更、分割及び復活報告のあったもので、同一労働保険番号データが複数件あったもの。 （注）この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
2	合併報告のあったもので、労働保険番号及び移転前労働保険番号が同一労働保険番号データとして複数件あったもの。 （注）この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
3	新規、変更、復活及び合併報告時に移転前労働保険番号の入力があったもので、当該移転前労働保険番号と同一の労働保険番号で他の報告があったもの。 （注）この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
4	新規、取消、変更、復活及び合併報告時に移転前労働保険番号の入力があったもので、同一移転前労働保険番号データが複数件あったもの。 （注）この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
5	新規、取消、変更、復活、分割及び合併報告のあったもので、同一労働保険番号データがエラー番号１～４のいずれかのエラーに該当しているもの。
6	新規、変更、復活報告のあったもので、他に同一労働保険番号データでかつ合併報告以外のデータがあるもの。
7	合併報告のあったもので、他に同一労働保険番号データでかつ新規、変更又は復活報告のデータがないもの。
8	新規報告（新取変コード「１」）のあったもので、当該データの労働保険番号について継続年数３年以上で既に継続メリット・マスターにあるもの。
9	取消報告（新取変コード「２」、「３」、「４」）のあったもので、当該データの労働保険番号が、継続メリット・マスターにないもの又は必要年数以上、継続メリットマスターにないもの。
10	変更報告（新取変コード「５」）及び復活報告（新取変コード「９」）のあったもので、当該データの労働保険番号、移転前労働保険番号のどちらも継続年数３年以上で継続メリット・マスターにないもの。 （注）労働保険番号のみ入力がある場合で、かつ、当該データの労働保険番号が継続年数３年以上で継続メリット・マスターにない場合も当該エラーとなる。変更報告については、第三者行為による控除額の登記を除く。

エラー番号	エラー内容
11	変更報告のあったもので、当該データの労働保険番号が、継続メリット・マスターにはあるが、非メリットコードが「0」でない（取消対象事業場である）もの。
12	変更（移転変更）報告のあったもので、当該データの移転前労働保険番号が、継続年数3年以上で継続メリット・マスターにはあるが、非メリットコードが「0」でない（取消対象事業場である）もの。 （注）労働保険番号の継続メリットマスターが存在しないまたは継続年数3年未満で継続メリットマスターに存在する場合で、移転前労働保険番号が継続年数3年以上で継続メリットマスターに存在する場合
13	復活（移転復活）報告のあったもので、当該データの移転前労働保険番号が、継続年数3年以上で継続メリット・マスターにあり、非メリット・コードが「0」である（取消対象事業場でない）もの。
14	復活（移転復活）報告のあったもので、当該データの移転前労働保険番号が、継続年数3年以上で継続メリット・マスターにあり、非メリットコードが「0」である（取消対象事業場でない）もの。 （注）労働保険番号の継続メリットマスターが存在しないまたは継続年数3年未満で継続メリットマスターに存在する場合で、移転前労働保険番号が継続年数3年以上で継続メリットマスターに存在する場合
15	分割新設事業の労働保険番号が既に継続年数3年を経過している場合。 （新取変コード「8」）
16	分割元事業の労働保険番号が存在しない場合。 （新取変コード「8」）
17	分割元事業がメリット制適用要件を満たさない場合又は同一報告期間内に再分割の報告があった場合。 （新取変コード「8」）
18	分割元事業と同一の労働保険番号で、取消報告又は分割報告をした場合。 （新取変コード「8」）

(4) 継続メリット制算定基礎報告書データリスト

イ　様　式（スタンダード用紙（出力帳票番号055））

```
３６１０４　算定基礎報告書データリスト                                    平成××年××月××日　×，×××頁

労働保険番号　新取変　成立年月日　　業種　　増減率　メリット料率　　特例コード　入力年月日時分秒
              コード　（　労　働　者　数　）　（　確　定　保　険　料　）
                      （　保　険　給　付　費　）　（　特　別　支　給　金　）
              削　除　　(99)　　(99)　　(99)　　(99)　　(99)　　(99)
              コード　移転前労働保険番号　　消滅年月日　　確定保険料
×× × ×× ×××××× ×××　×　×××××××　　××××　　×××　　×××，××　　×　　×YY，MM，DD−HH，DD
                　×××，×××　　×××，×××　　×××，×××　　××，×××，×××，×××　　××，×××，×××，×××　　××，×××，×××，×××
                ××，×××，×××，×××　　××，×××，×××，×××　　××，×××，×××，×××　　××，×××，×××，×××　　××，×××，×××，×××　　××，×××，×××，×××
                ×× × ×× ×××××× ×××　　×××××××　　××，×××，×××，×××
```

(算定基礎報告書データ配信開始メッセージ)

```
*****************************************************
*              36104  算定基礎報告書データリスト                *
*                                                              *
*     99局                                                     *
*                                                 配 信 開 始  *
*****************************************************
```

(算定基礎報告書データ所掌「1」配信終了メッセージ)

```
*****************************************************
*              36104  算定基礎報告書データリスト                *
*                                                              *
*     99局    所掌＝1                                          *
*                                                 配 信 終 了  *
*****************************************************
```

(算定基礎報告書データ所掌「3」配信終了メッセージ)

```
*****************************************************
*              36104  算定基礎報告書データリスト                *
*                                                              *
*     99局    所掌＝3                                          *
*                                                 配 信 終 了  *
*****************************************************
```

(算定基礎報告書データ配信終了メッセージ)

```
*****************************************************
*              36104  算定基礎報告書データリスト                *
*                                                              *
*     99局    所掌＝1     データ件数  ××，×××件  ×，×××頁    *
*             所掌＝3     データ件数  ××，×××件  ×，×××頁    配 信 終 了 *
*****************************************************
```

ロ　印書内容

このリストは、「算定基礎報告書」により報告した内容で「削除・論理チェックリスト」のエラーを解消したデータについて労働保険番号順に印書する。

なお、最初のページには配信を開始する旨のメッセージを印書し、所掌別の最終ページごとに、所掌「１」及び所掌「３」のそれぞれの配信を終了した旨のメッセージを印書する。

また、最後のページには配信をすべて終了した旨のメッセージを印書する。

ハ　事務処理

リストの内容と「算定基礎報告書」との突合を行い、記入誤り等不突合が生じた場合は、その原因を把握し、「適用事業場名簿」の修正等必要な処理を行うこと。

なお、「適用事業場名簿」に印書されている事業を取消、若しくは内容を変更し又は新たに追加した場合は、「算定基礎報告書」（補正分）を作成し、ＯＣＲ入力を行うこと。

第２　事業場別収支状況検索

１　処理概要

(1) 継続事業場検索

一括有期事業を含む継続事業の検索は、労働保険番号、検索コード及び検索年度を入力することにより、単年度ごとに機械処理されたメリット収支率に算入すべき保険給付額、特別支給金及び労働基準法相当額並びに非業災減（通災減）確定保険料を出力するほか、当該事業場における当年度メリット制の適用状況（前年度未確定版）及び翌年度のメリット収支率算入額等を出力する。

(2) 有期事業場検索

有期事業の検索は、労働保険番号を入力することにより、事業消滅後３箇月経過、６箇月経過、９箇月経過時点の保険給付額を出力するとともに、６箇月経過又は９箇月経過時点でメリット収支率の算定がなされた場合に、当該算定に係る収支率、増減率、改定確定保険料、還付額又は追徴額を出力する。

また、メリット収支率が算定された事業場に対し、「有期メリット制変更報告書」が入力された場合は、当該報告書の入力内容のみ変更して出力する。

２　事務処理

(1) 継続事業場検索は、翌年度新規にメリット制の適用となる事業又は合算すべき事業について作成する「算定基礎報告書」に記入すべき業務災害に関する保険給付額、特別支給金及び確定保険料の額等の把握に用いること。

なお、当該処理に当たっては、出力されている保険給付額、特別支給金及び確定保険料の額が、当年度における第三者からの損害賠償金として納入すべき額の決定等による調査又は算定基礎調査等によって変更されていないか十分確認すること。

(2) 有期事業場検索は、メリット収支率が算定された有期事業について、確定保険料の額、保険給付額等の変更等により、改定確定保険料を取り消して再計算を行う際の当初の機械処理されたデータの把握に用いること。

３　運用時間

検索可能な時間は次のとおりとする。

月曜日～金曜日・・・・・・９時00分～17時15分

４　更新時期

算定基礎報告書及び労働保険適用徴収システムからの保険料算定基礎調査等によりＯＣＲ入力されたデータが事業場別収支状況検索ＤＢへ反映・更新される時期は、次のとおりとする。

(1)　継続事業場（年３回更新）

11月第１開庁日（４月～９月末入力データ）

２月第１開庁日（10月～12月末入力データ）

５月第１開庁日（１月～３月末入力データ）

(2) 有期事業場（毎月更新）

各月第１開庁日

5　事業場別収支状況検索の記入要領

(1) 必要な入力項目

項目番号	入力項目名	継続事業場			有期事業場
		単年度	当年度	翌年度	
1	労働保険番号	○	○	○	○
2	検索コード	1	3	5	×
3	検索年度	○	×	×	×

○…必須項目
×…入力不可

(2) 記入項目と記入要領

項目番号	項　　目	記　入　要　領
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号を入力する。
2	検索コード	継続事業場の場合　単年度　…　「1」 当年度　…　「3」 翌年度　…　「5」
3	検索年度	継続事業場で検索コード「1」を入力した場合のみ、数字2桁を入力する。

6　検索方法

検索キーを入力することにより、収支状況を事業場別に出力する。また、継続・有期メリット制適用事業場においてはメリット適用状況も出力する。

事業場別収支状況検索の具体的処理イメージは次のとおりである。

イ　入力画面（各検索共通）

帳票種別３６１０３　　事業場別収支状況検索

労働保険番号　1－〔　　〕
検索コード　　2－〔　　〕
検索年度　　3－〔　　〕

○　検索コードは「１」単年度、「３」当年度、「５」翌年度
○　検索コードが１の時に年度を指定

＊　有期事業検索の時は、項番２・３を入力する必要はありません。

（注1）労働保険番号　…　検索する事業場の労働保険番号を入力する。
（注2）検索年度　　…　対象とする年度を指定する。
過去４箇年度分まで検索可能。

ロ　システムエラー

メッセージ	原　因	対処方法
C0002　あり得ない「端末装置」から入力されています	当該帳票の入力が、実在しない端末装置又は局・署等から入力されたため。	入力する場合には、実在する端末装置又は局・署等から入力すること。
C0006　この端末からは入力できません	当該帳票の入力が許されていない端末装置（本省・局・署等）から入力されたため。	当該帳票の入力について、入力が許されている端末装置又は機関であることを確認して、入力すること。

ハ　形式エラー番号表

キャンセル番号		キャンセルの内容
××－C１	(桁数オーバー)	桁数が所定数を超えているもの。
××－C２	(必須項目入力なし)	必須項目であるのに入力がないもの。
××－C３	(桁数不足)	桁数が所定数に満たないもの。
××－C４	(字種エラー)	所定の字数（数字)、所定の詰め方（右詰め・左詰め）以外のもの。 使用禁止文字が使用されているもの。 使用必須文字が使用されていないもの。
××－C５	(コードエラー)	所定のコード以外のもの。
××－C６	(数値エラー)	労働保険番号等の数値項目で所定の範囲以外のもの。

ニ　関連エラー

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0221	入力できない項目の入力がある又は不足する入力項目がある。
C0223	継続事業場収支状況と労働保険加入台帳のどちらにも存在しない。
C0224	単年度検索で年度の指定が誤っている。
C0225	単年度検索で該当年度の情報が存在しない。
C0231	入力できない項目の入力がある又は不足する入力項目がある。
C0233	有期事業場収支状況と労働保険加入台帳のどちらにも存在しない。
C0234	該当情報は移行データの為、検索できない。

7　検索結果の出力画面イメージ

(1) 単年度検索

（１画面目）

```
                          事業場別収支状況検索出力画面          ９９．９９．９９
1／3                                                            ９９：９９
  平成99年度
 労働保険番号 ９９９９９９９９９９９９９ 業　　種 ９９９９
 成立年月日   ＸＸ９９．９９．９９       消滅年月日 ＸＸ９９．９９．９９
 労働者数     ９９９９，９９９人         非業災減労災保険率９９９．９９９厘

 確定保険料              99，999，999，999円
 非業災減確定保険料      99，999，999，999円
 保険給付額等合計         9，999，999，999円
 収　支　率                          9，999％

(保険給付額等内訳)        件　　数              金　　額
   療養補償給付          ９９９，９９９        ９９９，９９９，９９９，９９９
   休業補償給付          ９９９，９９９        ９９９，９９９，９９９，９９９
   傷病補償年金          ９９９，９９９        ９９９，９９９，９９９，９９９
   介護補償給付          ９９９，９９９        ９９９，９９９，９９９，９９９
   その他の給付          ９９９，９９９        ９９９，９９９，９９９，９９９
   保険給付合計          ９９９，９９９        ９９９，９９９，９９９，９９９
   特別支給金合計        ９９９，９９９        ９９９，９９９，９９９，９９９
```

（２画面目）

```
                          事業場別収支状況検索出力画面          ９９．９９．９９
2／3                                                            ９９：９９
 (労働基準法相当額対象者)
   年金証書番号          保険給付額相当額          特別年金相当額
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
 ９９９９９９９９９９    ９９９，９９９，９９９    ９９，９９９，９９９
```

（３画面目）

事業場別収支状況検索出力画面　　９９．９９．９９

３／３　　９９：９９

（労働基準法相当額対象者）

年金証書番号	保険給付額相当額	特別年金相当額
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９

(2) 出力画面（当年度メリット収支検索（翌年度メリット収支検索も同様））

（１画面目）

```
                    事業場別収支状況検索出力画面          ９９．９９．９９
1／3                                                      ９９：９９
当年度メリット
労働保険番号．９９９９９９９９９９９９９９　業　　種　９９９９
成立年月日　　ＸＸ９９．９９．９９　　消滅年月日　ＸＸ９９．９９．９９

（機械処理状況）
                労働者数                非業災減労災保険率
  ９９年度　　９９９，９９９人　　９９９．９９９厘
  ９９年度　　９９９，９９９人　　９９９．９９９厘
  ９９年度　　９９９，９９９人　　９９９．９９９厘
              非業災減確定保険料（調整前）
  ９９年度　　９９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　　９９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　　９９，９９９，９９９，９９９円
              保険給付額合計                特別支給金合計
  ９９年度　　９９，９９９，９９９，９９９円　　９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　　９９，９９９，９９９，９９９円　　９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　　９９，９９９，９９９，９９９円　　９，９９９，９９９，９９９円
```

（２画面目）

```
                    事業場別収支状況検索出力画面          ９９．９９．９９
2／3                                                      ９９：９９
（算定基礎報告書入力データ）
                労働者数                非業災減確定保険料
  ９９年度　９９９，９９９人　　９９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　９９９，９９９人　　９９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　９９９，９９９人　　９９，９９９，９９９，９９９円
              保険給付額合計                特別支給金合計
  ９９年度　±９，９９９，９９９，９９９円　　±９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　±９，９９９，９９９，９９９円　　±９，９９９，９９９，９９９円
  ９９年度　±９，９９９，９９９，９９９円　　±９，９９９，９９９，９９９円

（本年度メリット収支計算）
 確定保険料合計（調整後）　　９９，９９９，９９９，９９９円
 保険給付額等合計　　９，９９９，９９９，９９９円
 メリット収支率　　９，９９９％
 メリット適用要件有無　　Ｘ
 メリット増減率　　±ＸＸ％
 メリット保険率　　ＸＸＸ．ＸＸＸ厘
```

（３画面目）

```
                    事業場別収支状況検索出力画面          ９９．９９．９９
3／3                                                      ９９：９９
  (前年度メリット適用状況)
   メリット増減率            ±ＸＸ％
   メリット保険率            ＸＸＸ．ＸＸＸ厘

  (適用関係等情報)
   業種変更  Ｘ      合算事業  Ｘ      算定基礎報告  Ｘ      移転報告  Ｘ
   一括有期  Ｘ      当年度年更台帳なし  Ｘ    労働基準法相当額算入  Ｘ

  (特例メリット適用状況)
   特例メリット適用の有無            Ｘ
   安全衛生措置番号                  ＸＸ
   特例メリット申告書受付年月日      ＸＸ９９．９９．９９

  (移転情報)
   前労働保険番号                ９９９９９９９９９９９９９
   移転前確定保険料（非業災減）  ９９，９９９，９９９，９９９円

  (分割情報)
   分割年月日  ＸＸ９９．９９．９９    分割区分  Ｘ
```

(3) 出力画面（有期事業検索）

（１画面目）

```
                    事業場別収支状況検索出力画面                 99.99.99
1/3                                                              99:99
有期事業
  労働保険番号  99999999999999   業      種  9999
  成立年月日    XX99.99.99       消滅年月日  XX99.99.99
  労働者数      999,999 人       識別コード  9

  確定保険料                 9,999,999,999 円
  非業災減確定保険料         9,999,999,999 円
  第１種調整後確定保険料     9,999,999,999 円
  第２種調整後確定保険料     9,999,999,999 円
  保険給付額（３カ月経過）
  保険給付額等           999,999 件   9,999,999,999 円
  メリット収支率             9,999 %
  保険給付額（９カ月経過）
  保険給付額等           999,999 件   9,999,999,999 円
  メリット収支率             9,999 %
```

（２画面目）

```
                    事業場別収支状況検索出力画面                 99.99.99
2/3                                                              99:99
  (メリット収支計算)          調整マーク  X
  改定算定時期          9
  調整後確定保険料      9,999,999,999 円
  短期給付              9,999,999,999 円
  年金給付              9,999,999,999 円
  特別支給金            9,999,999,999 円
  保険給付額等合計      9,999,999,999 円      -
  メリット収支率                  9,999 %
  メリット増減率                   ±99 %
  非業災減改定確定保険料 9,999,999,999 円
  還付額又は追徴額       ±999,999,999 円
    療養補償給付     999,999 件    9,999,999,999 円
    休業補償給付     999,999 件    9,999,999,999 円
    傷病補償年金     999,999 件    9,999,999,999 円
    介護補償給付     999,999 件    9,999,999,999 円
    その他の給付     999,999 件    9,999,999,999 円
    保険給付合計     999,999 件    9,999,999,999 円
    特別支給金合計   999,999 件    9,999,999,999 円
```

（３画面目）

事業場別収支状況検索出力画面　　９９．９９．９９

3／3　　９９：９９

（労働基準法相当額対象者）

年金証書番号	保険給付額相当額	特別年金相当額
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９
９９９９９９９９９	９９９，９９９，９９９	９９，９９９，９９９

8　出力内容

(1) 単年度収支検索

No.	項　　目	情　報　の　内　容
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号（キー変更、移転キー変更の一本化したもの）
2	業種	事業場の業種コード（4桁）
3	成立年月日	事業場の成立年月日
4	消滅年月日	事業場の消滅年月日
5	労働者数（当該年度分）	事業場の当該年度の労働者数
6	非業災減労災保険率	事業場の当該年度に適用される非業務災害分を減じた労災保険率
7	確定保険料	事業場の当該年度の確定保険料
8	非業災減確定保険料	上記6、7から計算された非業務災害分を減じた確定保険料
9	保険給付額等合計	下記11の合計件数、合計金額
10	収支率	上記8、9から算定する単年度収支率（%）
11	保険給付額等内訳	療養、休業、傷病、介護、その他、保険給付合計、特別支給金合計の件数及び金額
12	労働基準法相当額対象者	事業場の保険給付額に算入される労働基準法相当額の計算対象者の年金証書番号及び金額を新しい順に出力する。

(注1)　消滅した事業場についても検索を可能とする。また、保険給付がない事業場についても検索を可能とする。

(注2)　収支率は単年度収支率とし、調整率は加味しないものとする。

(注3)　11について、労働基準法相当額分はその他、特別支給金合計にそれぞれ加算する。

(2) 当年度検索（翌年度検索）

No.	項　　目	情　報　の　内　容
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号（キー変更、移転キー変更の一本化したもの）
2	業種	事業場の業種コード（4桁）
3	成立年月日	事業場の成立年月日
4	消滅年月日	事業場の消滅年月日
5	労働者数	過去3年度の各年度の労働者数
6	非業災減労災保険率	過去3年度の各年度の非業災減労災保険率
7	非業災減確定保険率（調整前）	過去3年度の各年度の非業災減確定保険料（調整前）
8	保険給付額合計	過去3年度の各年度の保険給付額の合計
9	特別支給金合計	過去3年度の各年度の特別支給金の合計
10	算定労働者数	算定基礎報告書の労働者数
11	算定非業災減確定保険料	算定基礎報告書の非業災減確定保険料
12	算定保険給付額合計	算定基礎報告書の保険給付額
13	算定特別支給金合計	算定基礎報告書の特別支給金
14	確定保険料合計(調整後)	過去3年度間の確定保険料（調整後）の合計

No.	項　　目	情　報　の　内　容
15	保険給付額等合計	過去３年度間の保険給付額等の合計
16	メリット収支率	継続メリット・マスターに登記されている収支率又は上記14、15から算定する率（%）
17	メリット適用要件有無	当該年度に、メリット制の適用要件をみたす場合は「有」、それ以外は「無」
18	メリット増減率	メリット制の適用がある場合、当該事業場のメリット増減率
19	メリット保険率	メリット制の適用がある場合、当該事業場のメリット保険率
20	前年度メリット増減率	前年度のメリット増減率
21	前年度メリット保険率	前年度のメリット保険率
22	適用関係等情報	業種変更、合算事業、算定報告、移転報告、一括有期、前年度年更台帳なし、労働基準法相当額算入にそれぞれ情報が存在する場合表示する。
23	特例メリット適用の有無	特例メリット制の適用がある場合には「有」、それ以外は「無」
24	安全衛生措置コード	特例メリット制の適用がある場合の安全衛生措置コード
25	申告書受付年月日	特例メリット制の適用がある場合の申告書受付年月日
26	移転情報(労働保険番号)	前年度又は当年度に移転（キー変）を行った事業場について前労働保険番号を出力する。
27	移転情報（確定保険料）	前年度又は当年度に移転を行った事業場について当該年度の確定保険料（非業災減）を出力する。
28	分割情報（分割年月日）	分割を行った事業場の最新の分割された年月日について出力する。
29	分割情報（分割区分）	分割を行った事業場の分割元引継事業については「引継」、分割新設事業には「新設」を出力する。

（注1）　14の確定保険料合計（調整後）は、通常は該当年度の調整率を乗じた額の合計とするが、11の算定非業災減確定保険料がある場合は、それに置き換えて（優先）計算する。

（注2）　15の保険給付額等合計は８、９を合計したものとする（８、９は12、13の額を加減したものである）。

（注3）　29の分割区分について最新の事業場の状況を出力するため、一旦、分割新設事業となった事業場が再度分割した場合は「引継」を出力する。

(3) 事業分割に係る留意事項

事業主から提出された事業分割届乙票に基づいて「継続メリット制算定基礎報告書」をＯＣＲ入力した場合、個別データの管理は以下のとおりとなる。

イ　確定保険料

労働保険適用徴収システムから入力された当該事業の当該年度の確定保険料。

分割新設事業場の分割年度より前の確定保険料額は、０円とする。

ロ　非業災減確定保険料

当該事業のメリット収支率の算定に用いた該当年度の非業災減確定保険料。

分割新設事業の分割年度より前の非業災減確定保険料は分割元事業の非業災減確定保険料となり、分割年度の非業災減確定保険料は、年度当初の分割であれば分割元引継事業又は分割新設事業の各々の非業災減確定保険料とし、年度途中の分割であれば各分割後の事業の合算値とする。

ハ　保険給付額等合計

当該事業のメリット収支率の算定に用いた該当年度の保険給付額等合計。

分割新設事業の分割年度より前の保険給付額等合計は、分割元事業の保険給付額等合計となり、分割年度の保険給付額等合計は、年度当初の分割であれば分割元引継事業又は分割新設事業の各々の保険給付額合計となり、年度途中の分割であれば各分割後の事業の合算値とする。

ニ　保険給付額等内訳

労災各システム（短期、年金、介護、統計）から入力された当該事業の該当年度の保険給付額等内訳。

分割新設事業の分割年度より前の保険給付額等の内訳は、０件、０円とし、分割年度の保険給付額等の内訳についても、各分割後事業毎に発生した給付とする。

ホ　労働基準法相当額対象者

年金システムから入力された当該事業の該当年度の労働基準法相当額対象者。

分割新設事業の分割年度より前の労働基準法相当額対象者は、０件、０円とし、分割年度の労働基準法相当額対象者についても、各分割後事業毎に発生した給付とする。

したがって、年度途中に分割された分割新設事業についての事業場別収支状況検索の結果は、当該事業の確定保険料より算出した非業災減確定保険料とは異なる額となる。さらに分割元引継事業についても、算定基礎報告書により非業災減確定保険料が修正された場合は同様の取扱いとなる。

また、保険給付額等内訳と労働基準法相当額の合計についても、年度途中に分割された分割新設事業の場合、保険給付額等合計に一致しない。さらに分割元引継事業についても算定基礎報告書で保険給付費、特別支給金が修正された場合は同様の取扱いとなる。

(4) 有期事業検索

No.	項　　目	情　報　の　内　容
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号
2	業種	事業場の業種コード（主たる業種）
3	成立年月日	事業場の成立年月日
4	消滅年月日	事業場の消滅年月日
5	労働者数	事業場の労働者数
6	識別コード(注１)	メリット識別コードが「１」の場合（メリット適用の可能性有り）に「１」を表示
7	確定保険料	事業場の確定保険料
8	非業災減確定保険料	上記７から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額
9	第１種調整後確定保険料	上記８に第１種調整率を加味した確定保険料
10	第２種調整後確定保険料	上記８に第２種調整率を加味した確定保険料
11	保険給付額(３カ月経過)	事業場の保険給付件数、保険給付額、メリット収支率のそれぞれ３カ月経過後の状況
12	保険給付額(６カ月経過)	事業場の保険給付件数、保険給付額、メリット収支率のそれぞれ６カ月経過後の状況
13	保険給付額(９カ月経過)	事業場の保険給付件数、保険給付額、メリット収支率のそれぞれ９カ月経過後の状況
14	調整マーク	改定後、「有期メリット制変更報告書」が入力されている場合に「１」を表示する。
15	改定算定時期	改定確定した事業場についての改定確定時期を、３カ月改定の事業場の場合は「３」、９カ月改定の事業場の場合は「９」で表す。
16	調整後確定保険料	調整率を加味した確定保険料
17	短期給付	短期給付で支払われた保険給付額
18	年金給付	年金給付で支払われた保険給付額
19	特別支給金	特別支給金で支払われた保険給付額
20	保険給付額等合計	支払われた保険給付額の合計
21	メリット収支率	上記16、20から算定する率（%）
22	メリット増減率	上記21から算定された当該事業場に係るメリット増減率
23	非業災減改定確定保険料	メリット計算の結果後の非業災分（通災分）を含めた改定確定保険料
24	還付額又は追徴額	メリット計算の結果、当該事業場に対して行った還付又は追徴の額
25	保険給付額等内訳	療養、休業、傷病、介護、その他、保険給付合計、特別支給金合計の件数及び金額
26	労働基準法相当額対象者	事業場の保険給付額に算入される労働基準法相当額の計算対象者の年金証書番号等を新しい順に出力する。

(注1)　識別コード（メリットコード）は、労働保険適用徴収システムにおける「有期メリット識別コード」に対応するものであり、「１」がメリット制適用、「０」がメリット制非適用を表す。

(注2)　３箇月改定時点で９箇月改定と判断された事業の内、確定保険料又は保険給付額の変更等により再計算された場合は、３箇月で再改定されることがある。

Ⅵ　参　考

第１　労災保険率表（徴収則別表第１）

（単位：1/1000）

事業の種類の分類	番号	事業の種類		改定時期 H7.4.1	H10.4.1	H13.4.1	H15.4.1	H18.4.1
林業	(02)	林業	木材伐出業	137	134	133	59	60
	(03)		その他の林業	41	39	→		
漁業	11	海面漁業		61	59	56	52	41
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業		42	40	42	40	→
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	旧金属又は非金属鉱業	94	89	→	87	→
	(22)		旧石炭鉱業	106				
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		60	→	57	53	46
	24	原油又は天然ガス鉱業		10	→	9	7	6.5
	25	採石業		72	→	71	69	70
	26	その他の鉱業		36	→	35	32	28
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		144	134	133	129	118
	32	道路新設事業		43	33	31	29	21
	33	舗装工事業		24	20	19	17	14
	34	鉄道又は軌道新設事業		52	38	34	30	23
	35	建築事業		25	22	20	17	15
	38	既設建築物設備工事業		19	15	→	14	→
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		28	20	19	16	14
	37	その他の建設事業		30	27	26	23	21
製造業	41	食料品製造業		9	→	→	7	7.5
	65	たばこ等製造業		6	→	7	5.5	6.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業		7	→	6.5	5.5	→
	44	木材又は木製品製造業		24	23	→	21	18
	45	パルプ又は紙製造業		11	10	9	8.5	7.5
	46	印刷又は製本業		6	→	→	5	→
	47	化学工業		8	→	7.5	6	6.5
	48	ガラス又はセメント製造業		8	→	8.5	7.5	→
	66	コンクリート製造業		-	18	→	15	14
	62	陶磁器製品製造業		19	→	18	17	→
	49	その他の窯業又は土石製品製造業		26	→	→	25	26
	50	金属精錬業		8	→	→	7	7.5
	51	非鉄金属精錬業		10	→	→	8	7.5
	52	金属材料品製造業		15	11	→	10	8.5
	53	鋳物業		20	→	→	18	→
	54	金属製品製造業又は金属加工業		17	→	16	14	→
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		14	12	→	10	9
	55	めっき業		11	10	→	8.5	→
	56	機械器具製造業		10	9	8.5	7	→
	57	電気機械器具製造業		6	→	5.5	5	4.5
	58	輸送用機械器具製造業		8	7	→	5.5	6
	59	船舶製造又は修理業		22	→	23	22	→
	60	計量器、光学機械、時計等製造業		6	→	5.5	5	4.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		7	6	→	5.5	→
	61	その他の製造業		11	10	→	8	→
運輸業	71	交通運輸事業		7	→	6.5	5	5.5
	72	貨物取扱事業		15	→	→	13	→
	73	港湾貨物取扱事業		26	22	20	17	13
	74	港湾荷役業		47	38	35	31	23
電気，ガス，水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		6	→	5.5	5	4.5
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業		11	→	13	11	12
	91	清掃、火葬又はと畜の事業		14	→	→	12	13
	(92)	一般失業対策事業		12	-	-	-	-
	93	ビルメンテナンス業		6	→	6.5	6	6.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		6	→	6.5	6	7
	97	通信業、新聞業又は出版業		-	-	-	-	4.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		-	-	-	-	5
	99	金融業、保険業又は不動産業		-	-	-	-	4.5
	94	その他の各種事業		6	→	5.5	5	4.5

（注）　→は改定されなかったことを示す。

上記労災保険率表に含まれる非業務災害率	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8

第２　最低労働者数早見表

事業の種類の分類	番号	事業の種類		メリット収支率算定期間の各年度における最低労働者数		
				平成13～14年度	平成15～17年度	平成18～20年度
林業	(02)	林業	木材伐出業	－	(20)	(20)
	(03)		その他の林業	20		
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）		20	20	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業		20	20	20
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業		20	20	20
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		20	20	20
	24	原油又は天然ガス鉱業		50	66	71
	25	採石業		20	20	20
	26	その他の鉱業		20	20	20
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		－	－	－
	32	道路新設事業		－	－	－
	33	舗装工事業		－	－	－
	34	鉄道又は軌道新設事業		－	－	－
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		(20)	(25)	(29)
	38	既設建築物設備工事業		－	－	－
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		－	－	－
	37	その他の建設事業		(20)	(20)	(20)
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）		50	66	60
	65	たばこ等製造業		67	87	71
	42	繊維工業又は繊維製品製造業		73	87	86
	44	木材又は木製品製造業		20	20	24
	45	パルプ又は紙製造業		50	53	60
	46	印刷又は製本業		80	98	96
	47	化学工業		62	79	71
	48	ガラス又はセメント製造業		54	61	60
	66	コンクリート製造業		24	29	31
	62	陶磁器製品製造業		24	25	25
	49	その他の窯業又は土石製品製造業		20	20	20
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		58	66	60
	51	非鉄金属精錬業		45	57	60
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		40	44	52
	53	鋳物業		22	24	24
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）		27	31	31
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）		37	44	49
	55	めっき業		45	53	52
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		54	66	65
	57	電気機械器具製造業		89	98	100
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		67	87	77
	59	船舶製造又は修理業		20	20	20
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		89	98	100
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		80	87	86
	61	その他の製造業		45	57	56
運輸業	71	交通運輸事業		73	98	86
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）		29	34	33
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）		22	25	33
	74	港湾荷役業		20	20	20
電気，ガス，水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		89	98	100
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業		34	40	36
	91	清掃、火葬又はと畜の事業		31	37	33
	93	ビルメンテナンス業		73	79	71
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		73	79	65
	97	通信業、新聞業又は出版業		－	－	100
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		－	－	96
	99	金融業、保険業又は不動産業		－	－	100
	94	その他の各種事業		89	98	100

第３　労務費率表（徴収則別表第２）

（番号）	事業の種類	改定時期				
		H4.4.1	H7.4.1	H10.4.1	H13.4.1	H18.4.1
(31)	水力発電施設、ずい道等新設事業	22%	→	20%	→	19%
(32)	道路新設事業	24%	22%	→	21%	→
(33)	舗装工事業	20%	→	→	→	→
(34)	鉄道又は軌道新設事業	22%	23%	→	→	→
(35)	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	20%	→	→	21%	→
(38)	既設建築物設備工事業	17%	18%	20%	21%	→
(36)	機械装置の組立て又は据付けの事業					
	組立て又は取付けに関するもの	43%	→	→	41%	40%
	その他のもの	20%	→	→	21%	→
(37)	その他の建設事業	24%	→	→	→	→

（注）　→は改定されなかったことを示す。

第４　継続メリット増減率表（徴収則別表第３及び第３の２）

メリット収支率	立木の伐採の事業以外の事業	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業
	継続メリット増減率	特例メリット増減率
5%以下のもの	40%減ずる	45%減ずる
5%を超え 10%までのもの		40%減ずる
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる	35%減ずる
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる	30%減ずる
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる	25%減ずる
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる	20%減ずる
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる	15%減ずる
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する	5%増加する
90%を超え100%までのもの	10%増加する	10%増加する
100%を超え110%までのもの	15%増加する	15%増加する
110%を超え120%までのもの	20%増加する	20%増加する
120%を超え130%までのもの	25%増加する	25%増加する
130%を超え140%までのもの	30%増加する	30%増加する
140%を超え150%までのもの	35%増加する	35%増加する
150%を超え160%までのもの	40%増加する	40%増加する
160%を超えるもの		45%増加する

第５　一括有期メリット増減率表（徴収則別表第３）

(1)　立木の伐採の事業に係る一括有期メリット増減率表

メリット収支率	立木の伐採の事業	
	平成13年度以前	平成14年度以降
10%以下のもの	30%減ずる	35%減ずる
10%を超え 20%までのもの	25%減ずる	30%減ずる
20%を超え 30%までのもの	20%減ずる	25%減ずる
30%を超え 40%までのもの	15%減ずる	20%減ずる
40%を超え 50%までのもの		15%減ずる
50%を超え 70%までのもの	10%減ずる	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する	5%増加する
90%を超え110%までのもの	10%増加する	10%増加する
110%を超え120%までのもの	15%増加する	15%増加する
120%を超え130%までのもの		20%増加する
130%を超え140%までのもの	20%増加する	25%増加する
140%を超え150%までのもの	25%増加する	30%増加する
150%を超えるもの	30%増加する	35%増加する

（注）右欄のメリット増減率が平成13年３月31日に施行された。
　　メリット増減率は、基準となる３月31日の属する保険年度の次の次の保険年度に反映される。

(2)　建設の事業に係る一括有期メリット増減率表

メリット収支率	建　設　の　事　業		
	平成13年度以前	平成14年度から平成18年度まで	平成19年度以降
10%以下のもの	30%減ずる	35%減ずる	40%減ずる
10%を超え 20%までのもの	25%減ずる	30%減ずる	35%減ずる
20%を超え 30%までのもの	20%減ずる	25%減ずる	30%減ずる
30%を超え 40%までのもの	15%減ずる	20%減ずる	25%減ずる
40%を超え 50%までのもの		15%減ずる	20%減ずる
50%を超え 60%までのもの	10%減ずる	10%減ずる	15%減ずる
60%を超え 70%までのもの			10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する	5%増加する	5%増加する
90%を超え100%までのもの	10%増加する	10%増加する	10%増加する
100%を超え110%までのもの			15%増加する
110%を超え120%までのもの	15%増加する	15%増加する	20%増加する
120%を超え130%までのもの		20%増加する	25%増加する
130%を超え140%までのもの	20%増加する	25%増加する	30%増加する
140%を超え150%までのもの	25%増加する	30%増加する	35%増加する
150%を超えるもの	30%増加する	35%増加する	40%増加する

（注）右欄のメリット増減率が平成18年３月31日に施行された。
　　メリット増減率は、基準となる３月31日の属する保険年度の次の次の保険年度に反映される。

第６　有期メリット増減率表（徴収則別表第６）

(1)　立木の伐採の事業に係る有期メリット増減率表

メリット収支率	立木の伐採の事業	
	平成13年３月31日以前に保険関係が成立	平成13年４月１日以降に保険関係が成立
10%以下のもの	30%減ずる	35%減ずる
10%を超え 20%までのもの	25%減ずる	30%減ずる
20%を超え 30%までのもの	20%減ずる	25%減ずる
30%を超え 40%までのもの	15%減ずる	20%減ずる
40%を超え 50%までのもの		15%減ずる
50%を超え 70%までのもの	10%減ずる	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する	5%増加する
90%を超え110%までのもの	10%増加する	10%増加する
110%を超え120%までのもの	15%増加する	15%増加する
120%を超え130%までのもの		20%増加する
130%を超え140%までのもの	20%増加する	25%増加する
140%を超え150%までのもの	25%増加する	30%増加する
150%を超えるもの	30%増加する	35%増加する

(2)　建設の事業に係る有期メリット増減率表

メリット収支率	建　設　の　事　業		
	平成13年３月31日以前に保険関係が成立	平成13年４月１日～平成18年３月31日までに保険関係が成立	平成18年４月１日以降に保険関係が成立
10%以下のもの	30%減ずる	35%減ずる	40%減ずる
10%を超え 20%までのもの	25%減ずる	30%減ずる	35%減ずる
20%を超え 30%までのもの	20%減ずる	25%減ずる	30%減ずる
30%を超え 40%までのもの	15%減ずる	20%減ずる	25%減ずる
40%を超え 50%までのもの		15%減ずる	20%減ずる
50%を超え 60%までのもの	10%減ずる	10%減ずる	15%減ずる
60%を超え 70%までのもの			10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する	5%増加する	5%増加する
90%を超え100%までのもの	10%増加する	10%増加する	10%増加する
100%を超え110%までのもの			15%増加する
110%を超え120%までのもの	15%増加する	15%増加する	20%増加する
120%を超え130%までのもの		20%増加する	25%増加する
130%を超え140%までのもの	20%増加する	25%増加する	30%増加する
140%を超え150%までのもの	25%増加する	30%増加する	35%増加する
150%を超えるもの	30%増加する	35%増加する	40%増加する

（注）事業の終了年月日が平成18年４月１日以降であっても、保険関係成立年月日が平成18年３月31日以前である場合には、±35%の範囲で設定された従前どおりのメリット増減率が適用される。

第７　メリット収支率の変動範囲についての表（徴収則別表第７）

（平成18年４月１日以降に保険関係が成立した事業）

メリット収支率	メリット収支率の変動範囲	
	建設の事業	立木の伐採の事業
10%以下のもの	10%以下の範囲	10%以下の範囲
10%を超え 20%までのもの	10%を超え 20%までの範囲	10%を超え 20%までの範囲
20%を超え 30%までのもの	20%を超え 30%までの範囲	20%を超え 30%までの範囲
30%を超え 40%までのもの	30%を超え 40%までの範囲	30%を超え 40%までの範囲
40%を超え 50%までのもの	40%を超え 50%までの範囲	40%を超え 50%までの範囲
50%を超え 60%までのもの	50%を超え 60%までの範囲	50%を超え 70%までの範囲
60%を超え 70%までのもの	60%を超え 70%までの範囲	
70%を超え 75%までのもの	70%を超え 75%までの範囲	70%を超え 75%までの範囲
85%を超え 90%までのもの	85%を超え 90%までの範囲	85%を超え 90%までの範囲
90%を超え100%までのもの	90%を超え100%までの範囲	90%を超え110%までの範囲
90%を超え110%までのもの	100%を超え110%までの範囲	
110%を超え120%までのもの	110%を超え120%までの範囲	110%を超え120%までの範囲
120%を超え130%までのもの	120%を超え130%までの範囲	120%を超え130%までの範囲
130%を超え140%までのもの	130%を超え140%までの範囲	130%を超え140%までの範囲
140%を超え150%までのもの	140%を超え150%までの範囲	140%を超え150%までの範囲
150%を超えるもの	150%を超える範囲	150%を超える範囲

（平成13年４月１日以降、平成18年３月31日以前に保険関係が成立した事業）

メリット収支率	メリット収支率の変動範囲
	建設の事業及び立木の伐採の事業
10%以下のもの	10%以下の範囲
10%を超え 20%までのもの	10%を超え 20%までの範囲
20%を超え 30%までのもの	20%を超え 30%までの範囲
30%を超え 50%までのもの	30%を超え 50%までの範囲
50%を超え 70%までのもの	50%を超え 70%までの範囲
70%を超え 75%までのもの	70%を超え 75%までの範囲
85%を超え 90%までのもの	85%を超え 90%までの範囲
90%を超え110%までのもの	90%を超え110%までの範囲
110%を超え130%までのもの	110%を超え130%までの範囲
130%を超え140%までのもの	130%を超え140%までの範囲
140%を超え150%までのもの	140%を超え150%までの範囲
150%を超えるもの	150%を超える範囲

第８　第一種調整率（徴収則第19条の２）

事業の種類	昭和61年４月１日から 平成４年３月31日まで	平成４年４月１日以降
一般の事業 （下記の事業以外の事業）	0.77	0.67
林業の事業	0.58	0.51
建設の事業	0.74	0.63
港湾貨物取扱事業又は 港湾荷役業	0.74	0.63

第９　第二種調整率（徴収則第35条の２）

事業の種類	平成４年４月１日以降
立木の伐採の事業	0.43
建設の事業	0.50

（注）　事業が終了した日から９箇月を経過した日においてメリット収支率を算定する事業は、３箇月を経過した日以後も支給事由が生じ保険給付等が支給される事業であり、したがって９箇月を経過した日以後も支給事由が生じ保険給付等が支給される可能性の高い事業と考えられるものである。

９箇月を経過した日以後も支給事由が生じ保険給付等が支給される場合は、メリット収支率は、その額が算定基礎に含まれないため、その分低く算定されることとなる。その分を調整するため、第一種調整率とは別に設けたものが第二種調整率である。

第10　メリット収支率の分子に算入する額

給付の種類	収支率分子算入額	根拠条文
障害補償年金	受給者の障害等級に応ずる次の額 （労働基準法相当額） １級　給付基礎日額の　1,340日分 ２級　〃　1,190日分 ３級　〃　1,050日分 ４級　〃　920日分 ５級　〃　790日分 ６級　〃　670日分 ７級　〃　560日分	徴収則第18条第２項第１号
障害特別年金	受給者の障害等級に応ずる次の額 （労働基準法相当額） １級　算定基礎日額の　1,340日分 ２級　〃　1,190日分 ３級　〃　1,050日分 ４級　〃　920日分 ５級　〃　790日分 ６級　〃　670日分 ７級　〃　560日分	徴収則第18条第２項第１号及び第18条の３
遺族補償年金	給付基礎日額の　1,000日分 （労働基準法相当額）	徴収則第18条第２項第２号
遺族特別年金	算定基礎日額の　1,000日分 （労働基準法相当額）	徴収則第18条第２項第２号及び第18条の３
療養補償給付	療養の開始後３年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した額	徴収則第18条第２項第４項
休業補償給付及び休業特別支給金	療養の開始後３年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した額	徴収則第18条第２項第５号及び第18条の３
介護補償給付	療養の開始から３年を経過する日の属する月の前月までの分の額	徴収則第18条第２項第６号
傷病補償年金及び傷病特別年金	療養の開始から３年を経過する日の属する月の前月までの分の額	徴収則第18条第２項第３号及び第18条の３
遺族補償年金前払一時金	算入しない	基準法相当額を算入しているため
障害補償年金前払一時金	算入しない	基準法相当額を算入しているため
遺族失権差額一時金及び特別一時金	算入しない	徴収法第12条第３項、徴収則第18条の２
障害補償年金差額一時金及び特別一時金	算入しない	労災法第58条第４項、徴収則第18条の２、徴収則附則第１条の２

【石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）】

特別遺族年金	1200万円	厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第５条
特別遺族一時金	石綿救済法第62条 第１号の場合は、1200万円 第２号の場合は、算入しない	石綿救済法第69条

（注）　特定疾病に係る給付及び第三種特別加入者に係る給付については、上の記載事項に関わらず、一律に算入対象から外すこととしている。

上記以外の保険給付及び特別支給金（葬祭料等）については、原則として全額メリット収支率に算入する。

第11　メリット制適用要件早見表

継続事業

事業の継続性に関する要件	事業の規模に関する要件
連続する３保険年度中の最後の保険年度に属する３月31日において、労災保険に係る保険関係が成立した後３年以上経過したもの	収支率算定期間の各年度において、下記①又は②を満たすこと ①　100人以上の労働者を使用する事業 ②　20人以上100人未満の労働者を使用し、労働者数×（基準となる労災保険率－非業務災害率）≧0.4　を満たす事業

一括有期事業

事業の継続性に関する要件	事業の規模に関する要件
連続する３保険年度中の最後の保険年度に属する３月31日において、有期事業の一括に係る保険関係が成立した後３年以上経過したもの 参考　有期事業の一括に関する要件 事業の期間が予定される２以上の事業が、下記のすべての要件に該当すること ① 事業主が同一人であること ② それぞれの事業の規模が下記の規模であること イ　建設の事業 請負金額の見込みが１億9,000万円未満（一事業当たり） 立木の伐採の事業 素材生産量の見込みが1,000立方メートル未満（一事業当たり） ロ　概算保険料額が160万円未満（一事業当たり） ③ それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること ④ それぞれの事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であって、原則として事業の種類が同じであること ⑤ 保険料の申告等を行う事務所が同一で、当該事務所の所在地の都道府県労働局又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われること	収支率算定期間の各年度において、個々の事業の確定保険料額の合計が100万円以上であること。

有期事業（一括有期事業を除く）

事業の継続性に関する要件	事業の規模に関する要件
― 参考　有期事業の一括要件に該当しない有期事業 下記のうち、少なくとも一つを満たすもの ① 建設の事業 …　請負金額が１億9,000万円以上 立木の伐採の事業 …　素材生産量の見込みが1,000立方メートル以上 ② 概算保険料額が160万円以上	下記のうち、少なくとも一つを満たすもの ①建設の事業 請負金額が１億2,000万円以上 立木の伐採の事業 素材生産量が1,000立方メートル以上 ②確定保険料額が100万円以上

第12　平成18年改定のメリット増減率の適用時期について

建設の事業に関し、メリット増減率が平成18年３月31日及び４月１日に改定された。具体的な適用時期は以下のとおりとなる。

有期事業（一括有期事業を除く）の場合

平成18年４月１日以降に保険関係が成立する有期事業について、新しいメリット増減率表（±40%の範囲）が適用される。工事終了日が平成18年４月１日以降であっても、平成17年度以前に保険関係が成立している事業については、改定前のメリット増減率表（注）が適用される。

(注) 保険関係の成立が平成13年４月１日以降であれば±35%の範囲、同日前であれば±30%の範囲

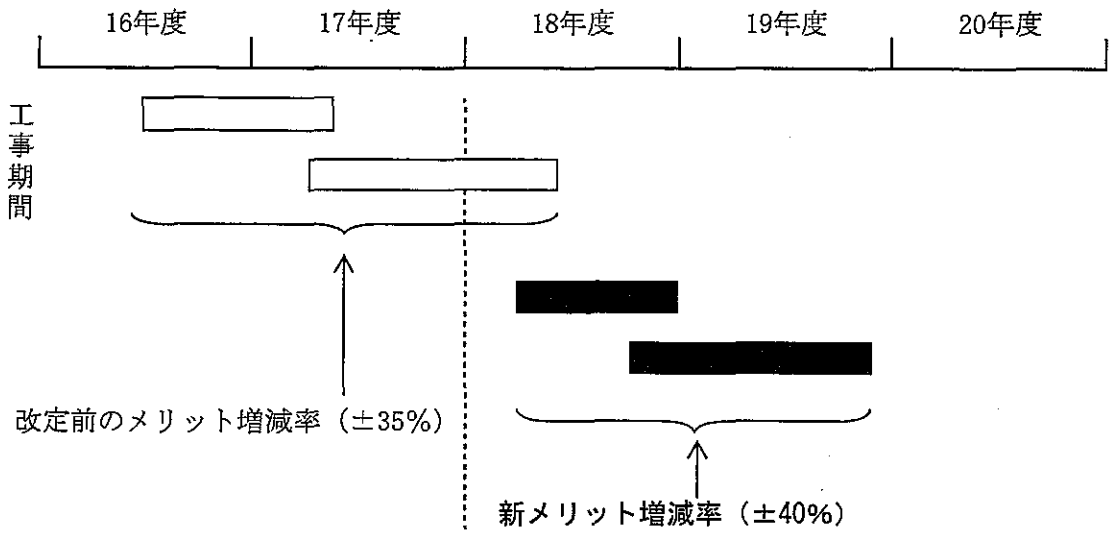

一括有期事業の場合
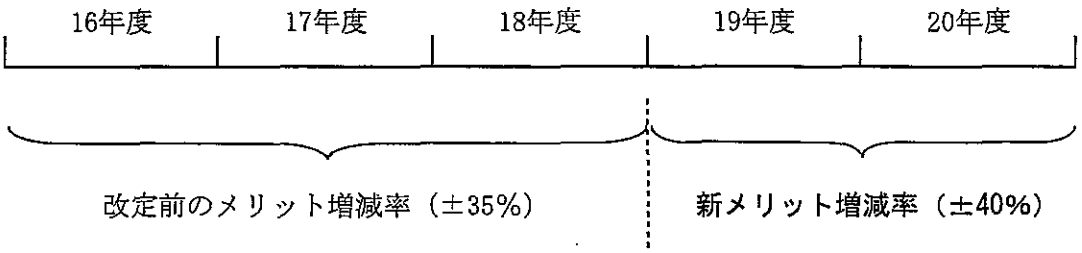
平成18年３月31日に新しいメリット増減率表が施行されたことにより、平成19年度の労災保険率（概算）から、新しいメリット増減率表が適用される。